

大崎市学校教育環境整備指針基本原案

平成23年1月

大崎市学校教育環境検討委員会
大崎市学校教育環境検討庁内調整会議

はじめに

世界に例を見ない勢いで少子高齢化が進展する我が国では、子どもたちが生きる力を身につけ、より健全に成長していくための教育環境をどのように整備していくかということについて、多くの地方自治体で積極的な検討が行われている。

宮城県内においても、仙台市、栗原市、登米市などでは、市立小・中学校の適正規模や、適正配置に関する基本的考え方及びその具現化に向けた計画を策定している。

平成18年3月31日に1市6町が合併して誕生した大崎市では、現在、市立幼稚園13園、幼保一元化施設3園、市立小学校31校、市立中学校11校があるが、園児や児童生徒数の減少傾向にあるものが多い一方で、市街地への人口の一極集中による大規模校化などの問題も抱えている。

平成19年に策定された大崎市総合計画の第3章第1節には、「未来を担う子どもたちの教育環境の充実」が掲げられており、行政改革に関する大崎市集中改革プランでは「通学区域の見直し」が、さらに第2次集中改革プランでは「教育環境整備事業の推進」が求められている。

この間、教育委員会では、大崎市立幼稚園及び小・中学校の教育環境における将来的な課題を調査検討するため、平成20年3月に大崎市学校教育環境部内検討委員会を設置し、教育環境整備に係る全体スケジュール等の協議を重ねてきた。

同年10月には、この部内検討委員会を全庁的組織である大崎市学校教育環境検討庁内調整会議に拡大し、併せて、広く市民の意見を聴取するため、市民代表からなる大崎市学校教育環境検討委員会を設置し、大崎市学校教育環境整備指針基本原案策定に着手した。

基本原案の策定にあたっては、具体の検討項目を10項目と定め、それぞれの現状把握と課題の整理を行い、「子どもたちにとっての望ましい教育環境とは」という視点を基本に、項目ごとに具体の方策の検討を行い、平成22年5月に中間報告を公表した。

さらに、市内31小学校区で開催した大崎市学校教育環境整備事業概要説明・懇談会と、大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査の集計結果を踏まえて、事業実施に向けた推進手法の協議を続け、これまで検討を重ねてきた検討委員会の意見と庁内調整会議の協議結果をまとめ、

最終報告とさせていただきます。

この最終報告を基本に、平成23年度の審議会での審議を経て、教育委員会が大崎市学校教育環境整備指針を策定していただくことを切に望む次第である。

平成23年1月

大崎市学校教育環境検討委員会

大崎市学校教育環境検討庁内調整会議

目 次

検討に当たって	1
1 検討に当たっての理念	1
2 検討組織体制	1
3 検討項目と項目別教育環境整備の目指す姿	2
4 事業実施の期間設定	4
子どもたちにとっての望ましい教育環境整備に向けて	5
1 検討10項目別の現状・課題・具体的方策・推進手法	
(1) 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大	5
(2) 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用	15
(3) 教育施設再編の必要性和統廃合の推進	21
(4) 教育現場への人的支援体制の充実	33
(5) 適正なスクールバスの運行	41
(6) 幼稚園等・小学校・中学校の連携	49
(7) 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進	59
(8) 教育施設設備の計画的整備	73
(9) 園児及び児童生徒の危機管理体制構築	79
(10) 地域との連携強化	85
2 検討10項目の具体的方策と推進手法に係る検討委員会からの主な意見	89

参考資料

大崎市学校教育環境検討委員会設置規則	108
大崎市学校教育環境検討庁内調整会議設置規程	109
大崎市学校教育環境検討委員会委員名簿	110
大崎市学校教育環境検討庁内調整会議構成員名簿	111
大崎市学校教育環境検討委員会開催経過	112
大崎市学校教育環境検討庁内調整会議開催経過	116
大崎市学校教育環境整備指針策定フロー図	121
大崎市立幼稚園・小学校・中学校一覧	122
大崎市立幼稚園の園児数の推移	124
大崎市立小学校・中学校の児童生徒数の推計	125
大崎市立小学校・中学校の学級数	126

付属資料

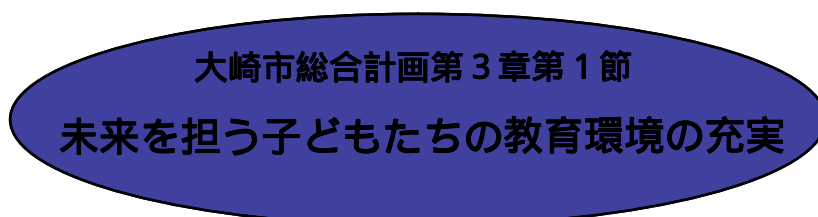
大崎市学校教育環境整備事業概要説明・懇談会実施報告書
大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査集計結果報告書

検討に当たって

1 検討に当たっての理念

大崎市学校教育環境整備指針基本原案を策定するに当たり，日本国憲法第26条及び教育基本法第4条の教育の機会均等の観点から，その公平性を確保するよう努め，「子どもたちにとっての望ましい教育環境とは」という視点を基本として検討することとした。

大崎市が目指す教育環境整備の全体像



安全・安心で等しく教育が受けられる環境づくり
教育効果を高めるための環境づくり
市民ニーズに対応した教育施策と資質の向上

2 検討組織体制

検討組織は，大崎市学校教育環境検討庁内調整会議と大崎市学校教育環境検討委員会の二つの組織とし，それぞれの役割を定めた。

- ・ 大崎市学校教育環境検討庁内調整会議は，教育環境の整備指針基本原案を策定する。（大崎市学校教育環境検討庁内調整会議設置規程第1条）
- ・ 大崎市学校教育環境検討委員会は，教育環境の整備指針基本原案策定に関し意見を述べる。（大崎市学校教育環境検討委員会設置規則第1条）

3 検討項目と項目別教育環境整備の目指す姿

大崎市学校教育環境整備指針基本原案を策定するに当たり、次の10項目について検討を行うこととして、それぞれ教育環境整備の目指す将来像を掲げ、そのための検討細項目を設定した。

(1) 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

保護者や市民ニーズに対応した幼児教育の施策展開と資質向上が図られている。

検討細項目

幼児教育の重要性と行政の役割
公立幼稚園の整備
公立幼稚園における住民のニーズ
私立幼稚園の教育と行政の役割
民間活用の妥当性・可能性と推進手法

(2) 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

学校の地理的状况や、通学距離、通学路の安全性が考慮された通学区域が設定されている。

児童生徒の教育環境に配慮した学校の指定変更や区域外通学の対応となっている。

検討細項目

児童生徒数の推計
通学区域の設定方針
学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針

(3) 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

教育効果を高めるための適正規模の要件が満たされている。

教育課程における新たな制度が導入されている。

統廃合後の施設が有効に活用されている。

検討細項目

児童生徒数の推計
適正規模と適正配置の基本方針
前・後期の統廃合計画(案)

(4) 教育現場への人的支援体制の充実

教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し、きめ細かな指導が図られている。
相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。

A L Tの活用と外国人子女への対応が図られている。

検討細項目

教員補助員

図書館補助員

スクールカウンセラー

子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員

スクールソーシャルワーカー

外国語指導助手

外国人子女への学習・生活指導者

(5) 適正なスクールバスの運行

市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている。

検討細項目

運行基準に係る統一性の確保

保護者負担の妥当性

運行路線の再構築

遠距離通学費補助金の拡充

(6) 幼稚園等・小学校・中学校の連携

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の教育問題解決に向けて、幼稚園等・小学校・中学校の連携が図られている。

検討細項目

園児・児童の交流事業実施

教育課程の連携（幼稚園等・小学校）

教育課程の連携（小学校・中学校）

教職員の情報交換と課題研究

(7) 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

学校給食基本構想・基本計画に基づく施設整備が計画的に行われている。
学校給食における地産地消と食育の推進が図られている。

検討細項目

学校給食基本構想・基本計画に基づく
センター方式の計画的な施設整備の推進

(8) 教育施設設備の計画的整備

安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように、計画的な施設整備が行われている。

緑に囲まれた教育環境で、子どもたちが生き生きと学習している。

検討細項目

教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施
長期的な施設整備計画の策定と計画的実施

(9) 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。

子どもたちを危険から回避するために、教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。

検討細項目

園舎，校舎等の安全確保対策
園内，校内における教職員の危機管理対策
園外，校外における危機管理対策

(10) 地域との連携強化

学校が地域社会と融合し，子どもたちが地域に支えられ学び育っている。

検討細項目

学校支援の仕組みづくり

4 事業実施の期間設定

事業実施期間は12年間とする。

- ・前期計画は，平成24年度から平成26年度までの3年間
- ・後期計画は，平成27年度から平成35年度までの9年間（3年ごとに見直し）

子どもたちにとっての望ましい教育環境整備に向けて

1 検討10項目別の現状・課題・具体の方策・推進手法

検討項目 1

幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

検討項目 1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・私立学校振興助成法・幼稚園設置基準・幼稚園教育要領・大崎市立幼稚園保育料等徴収条例・大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則・大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
-----------	--

将来像

保護者や市民ニーズに対応した幼児教育の施策展開と資質向上が図られている。

幼稚園を取り巻く現況

平成23年1月現在、市内には公立幼稚園13園、私立幼稚園8園、幼保一元化施設3園が運営されている。これまで公立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づく標準的な教育を提供するとともに、特に配慮を要する園児については、教員補助員を配置するなど教育的対応を行っている。

一方、私立幼稚園は独自の教育理念に基づく特色ある教育を実践し、多様な保護者のニーズに応じた教育を展開している。

私立幼稚園と公立幼稚園は、幼児教育を等しく受けられる機会を保障するということから、それぞれが重要な役割を果たしてきたと言える。

しかしながら、深刻化する少子化問題と共働き等による保育所へのニーズの高まりを考慮すると、市内全体での幼稚園児数は減少していくことが避けられないところであり、教育上望ましい集団生活ができるように、公立幼稚園の再編などによる教育環境の整備を早急に検討する必要がある。

このような中において公立幼稚園は、市内幼稚園における先導的な役割を果たすべく、幼児教育における課題を研究し、その成果を市内幼稚園、保育所等に還元できるように努め、市全体の幼児教育の資質向上に寄与することが求められている。

また、国で検討している子ども・子育て新システムの基本制度案要綱では、子育て家庭を社会全体で支えるための総合的な施策が組み込まれており、制度として具体化すると、数年の間で日本における子育て家庭を取り巻く環境が大きく様変わりするものと思われる。

とりわけ、幼稚園や保育所が、幼児教育と保育をともに提供する「(仮称)こども園」に一体化することが新システムに位置づけられており、市や教育委員会でも、このような方針に即対応できる体制づくりが必要である。

幼児教育の重要性と行政の役割

【現状】

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正された。

人間の成長において幼児期¹に質の高い教育が提供されることは、極めて重要であることから、第11条に、幼児期の教育について新たに規定された。

教育基本法 (幼児教育関係)

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児教育の充実を図るための行政の役割としては、

- ・ 幼児教育を等しく受けられる機会を保障する。…公立幼稚園の設置，就園奨励費補助制度
- ・ 幼稚園教諭等の質の向上のため，研修などを実施する。…幼稚園教諭研修会等
- ・ 幼稚園等の施設設備の充実を図る。
- ・ 私立幼稚園の運営に係る支援を行う。…私立幼稚園運営費補助金²，私立幼稚園就園奨励費補助金³

【課題】

- ・ 幼児教育と子育て支援の一体化（大崎市における幼児教育と子育て支援の事務は，教育委員会部局と市長部局の2部局となっているため，速やかな市民サービスの提供という観点から，事務の一体化を検討することも必要である）

【具体的方策】

- ・ 幼児教育と子育て支援策の総合的・包括的な企画・実施のために，事務の一体化の検討を継続して行うこととする。

【課題】

- ・ 幼・小等の連携における行政支援（幼（保） 幼（保），幼（保） 小の連携は，各園の努力に任せるばかりでなく，行政が主導的な役割を果たすべきである）

【具体的方策】

- ・ 幼（保） 小の接続をスムーズにするための交流や，幼（保） 幼（保）の連携については，各園も取り組みを進めているが，行政も積極的に交流・連携を企画し，特に私立の幼稚園や保育所については，行政が主導的な立場で各種事業を進めていく。

公立幼稚園の整備

【現状】

小学校就学前の子どもが多くが幼稚園や保育所などに通っている。幼稚園は文部科学省が所管し、保育所は厚生労働省が所管しており、国の制度が二元化されている。

幼保一元化施設は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を同一の施設内で行うことができるものである。

小学校就学前の子どもへの教育や保育に対するニーズが多様なものとなっていることから、市は、保護者に対する子育て支援の総合的（幼稚園、保育所、一時保育、子育て支援センター）なサービスの提供が必要と考えている。

市内における幼保一元化施設は次のとおりである。

施設名	敷地面積(㎡)	建物面積(㎡)	定員(人)	備考
田尻すまいる園	15,059	1,926	230	
三本木ひまわり園	13,479	2,685	300	
鹿島台なかよし園	7,952	1,808	170	H22.4 開園

【課題】

- ・幼保一元化施設の必要性（公立幼稚園は、園児数の減少や施設の老朽化など喫緊に対応すべき問題があり、既存の施設利用や統廃合による検討、また幼保一元化施設としての整備検討もある）。

【具体的方策】

- ・園児数の減少や施設の老朽化が著しい公立幼稚園は、統合や園舎の改築などにより対応する。
- ・将来的な幼稚園施設の整備については、保育・子育て支援担当課と連携し、幼保一元化施設としての整備の必要性も含めて検討する。

公立幼稚園における住民のニーズ

【現状】

平成20年11月から、公立幼稚園において教育委員会との保護者懇談会を行ってきた。

その中で、教育委員会や市に対する要望なども多く寄せられているが、幼稚園運営に関わるものとして次のような要望があった。

3歳児⁴保育を実施してほしい。

預かり保育（預かり保育⁵・緊急一時預かり保育⁶）を実施してほしい。

預かり保育の保育時間を延長してほしい。

長期休業日における預かり保育を実施してほしい。

【課題】

- ・古川地域や、松山地域、鹿島台地域の公立幼稚園9園は、3歳児用の保育室がないため、施設面

からみても3歳児保育が困難である。

【具体の方策】

- ・古川地域や、松山地域、鹿島台地域での3歳児保育は、幼稚園の統合や施設改修などに合わせて行う。

【課題】

- ・長期休業日の預かり保育

【具体の方策】

- ・長期休業日における預かり保育は、地域の実情に応じ、実施拡大を図る。
- ・実施拡大に合わせて、預かり保育料を改定するものとする。

私立幼稚園の教育と行政の役割

【現状】

大崎市内における私立幼稚園の設置状況は、古川地域の市街地に7園、岩出山地域に1園の合計8園となっている。

私立幼稚園は、公立幼稚園と同様に公の教育を担い、保護者の信頼に応える質の高い教育を実施してきたことから、私立幼稚園が果たしてきた役割は大きいと言える。

しかしながら、私立幼稚園の多くは園児数の減少等により厳しい経営状況にある。市としては、公の教育を担う私立幼稚園の「教育条件の維持・向上」「保護者負担の軽減」「経営の健全性の確保」を目的として、私立学校振興助成法第10条の趣旨にのっとり、私立幼稚園就園奨励費補助金や私立幼稚園運営費補助金の交付を行っている。

私立幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園運営費補助金交付一覧 (平成21年度)

幼稚園名	私立幼稚園就園奨励費補助金(円)	私立幼稚園運営費補助金(円)	計(円)
いわでやま幼稚園	10,142,200	1,100,000	11,242,200
木の実幼稚園	15,472,200	443,500	15,915,700
白梅幼稚園	12,602,800	525,800	13,128,600
純心幼稚園	12,423,400	473,400	12,896,800
千手寺幼稚園	8,371,700	372,200	8,743,900
古川幼稚園	2,687,900	227,200	2,915,100
まこと幼稚園	11,890,700	419,400	12,310,100
まとば幼稚園	3,616,400	235,200	3,851,600
市外幼稚園	1,059,700		1,059,700
計	78,267,000	3,796,700	82,063,700

【課題】

- ・私立幼稚園への助成拡大（私立幼稚園就園奨励費補助金は保育料の減免に全額充当されるため、直接的な財政支援となるのは、私立幼稚園運営費補助金となる）。

【具体の方策】

- ・私立幼稚園運営費補助金のほかに、事業補助を目的とした新たな補助施策の創設を検討する。
例：各種講演会，研修会実施に係る補助，施設改修補助など。

【課題】

- ・新たな行政施策の検討（私立幼稚園の独自性を確保しつつ，幼児教育の充実を図る新たな施策を検討する必要がある）。

【具体の方策】

- ・交流・連携等の事業について，教育委員会が主導的かつ積極的に働きかけを進めていく。
例：市内幼稚園連絡協議会の設置...公私連携

民間活用の妥当性・可能性と推進手法

【現状】

公立幼稚園は，小学校就学前の子どもの教育を受ける機会を保障することや，保護者が安心して子どもを産み育てることができるような子育て支援の充実など，地域における幼児教育の核となるように努めてきている。しかしながら，多様化する保護者のニーズに応えるため，民間の能力を活用した幼児教育を展開していくことも検討する必要がある。

一般的に，公の施設における民間活用は，「民営化」「公設民営」「民間委託」の手法が考えられるが，幼稚園においては設置者管理主義の観点から民営化のみが可能である。

設置者管理主義 公立学校（幼稚園含む）の管理運営に関しては，設置者である地方公共団体の教育委員会が，教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分に果たすことができるよう，設置する学校⁷を適切に管理し，運営に責任を負う「設置者管理主義」が採られている。

学校教育法

（学校の管理・経費の負担）

第5条 学校の設置者は，その設置する学校を管理し，法令に特別の定めがある場合を除いては，その学校の経費を負担する。

手法	概要	具体的な状態
民営化	公の施設において，施設の設置および運営主体を民間に移管すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立幼稚園を私立幼稚園の状態にすること。 ・ 民営化後，施設の設置・運営主体は民間事業者に移行する。 ・ 事故の損害賠償など運営上の最終的な責任は，民間事業者が負う。
公設民営	行政が設置している公の施設について，その運営を民間事業者に委ねる。	<p>(施設の管理業務については「民間委託」と同義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置主体は行政である。 ・ 事故の損害賠償などの運営上の最終的な責任は，行政が負う。 <p><u>・ 幼稚園は，設置者が管理し経費を負担することとされており，公設民営としての設置はできない。</u></p>
民間委託	行政の管理責任を有したまま，作業や業務の一部または全部を民間事業者を実施させる。	<p>(施設の管理業務については「公設民営」に相当)</p> <p><u>・ 幼稚園は，設置者が管理し経費を負担することとされており，民間委託はできない。</u></p>

民営化のねらいは，保育サービスの充実と市の施設運営経費の削減であることから，保育サービスを保護者がどのように受け止めるか，また効果の反面，種々の問題点も生じるので継続して検討を行う必要がある。

民営化のメリット

- ・ 各園の方針を生かした英語教育などの特色のある教育内容が期待できる。
- ・ 満3歳児保育や，預かり保育，延長保育についても，サービスの向上が期待できる。
- ・ 民営化により節減できた経費は，市全域の幼児教育に活用でき，地域間の公平性が確保できる。

民営化のデメリット

- ・ 公立幼稚園と比較して，保育料の増額や，備品や教材費など保護者の経済負担が増加する可能性がある。
- ・ 新たな教育方針による保育や，幼稚園教諭の大幅な入替えなどにより，園児や保護者に不安を与えるおそれがある。
- ・ 移管作業に時間を要することにより，一時的に園児へのきめ細やかな保育ができない可能性がある。

【課題】

- ・ 民営化への理解・協力（地域住民及び保護者の理解・協力が不可欠となる）。

【具体の方策】

- ・ 保育料や教育内容については、十分な周知と意見交換により、保護者の不安を取り除く。
- ・ 民営化後においても保護者からの相談に応じる体制の整備を図る。

【課題】

- ・ 民間事業者への引継ぎ

【具体の方策】

- ・ 子どもたちの立場に立った民営化計画を策定し、円滑な移管ができるようにする。
- ・ 継承したい教育内容については、民間事業者と十分に協議を行う。
- ・ 民営化後は、新しい職員にスムーズに慣れ親しんでもらえるように、一定期間、これまでの幼稚園職員と合同で保育を行う。

【課題】

- ・ 財政支援策（民営化した幼稚園への財政的な支援策）

【具体の方策】

- ・ 民営化した幼稚園に対し私立幼稚園運営費補助金の増額補助を行う。ただし、増額する年数を定め、段階的に増額分を減じ既存の私立幼稚園との均衡を図る。

【課題】

- ・ 保育料等の激変緩和措置（民営化した幼稚園に就園する幼児の保護者に対する保育料等の激変緩和措置）

【具体の方策】

- ・ 民営化した幼稚園に対し私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補助を行う。ただし、増額する年数を定め、段階的に増額分を減じ既存の私立幼稚園との均衡を図る。

【課題】

- ・ 小学校隣接公立幼稚園の対応（小学校と同一敷地内にある公立幼稚園については、園舎・園庭の譲渡が困難である）

【具体の方策】

- ・ 施設管理面、安全管理面、通園通学において支障があるため、幼稚園の統合などによる園舎の移転に合わせて貸与や譲渡の方法により民営化を行う。

【課題】

- ・受け皿となる私立学校法人の選定

【具体の方策】

- ・県内で私立幼稚園を運営している学校法人に対して民営化事業の概要を通知し、公募する。
- ・選定基準等の作成及び公表を行い、透明性の確保に努める。
- ・幼稚園運営の実績、教育計画を含む事業計画、財務状況等について審査し、結果の公表を行う。

【推進手法】

前期計画

- ・国における「子ども・子育て新システム」の検討経過を踏まえながら、幼児教育と子育て支援に関する事務の一体化に向けて、庁内幼保連携会議を設置する。
- ・子どもたちや教職員の交流・連携事業を実施するため、市がコーディネートして幼稚園や保育所と小学校の連携協力校を設置する。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の連携を目的とした、(仮称)市内幼稚園連絡協議会を設置する。

後期計画

- ・市立幼稚園の整備手法として、保育・子育て支援担当課と連携し、幼保一元化施設も含めて整備計画着手に努める。
- ・公立幼稚園の民営化については、現時点では多くの課題があると判断しているが、国における「子ども・子育て新システム」の制度設計を踏まえた上で、引き続き検討する。
- ・長期休業日の預かり保育については、地域要望も踏まえて、実施の方向で検討する。
- ・事業補助を目的とした新たな補助施策について検討する。

- 1 幼児期：生後1歳から6歳の小学校入学までの期間をいう。
- 2 私立幼稚園運営費補助金：幼児教育の振興、充実及び保護者負担の軽減を図るため、大崎市内の私立幼稚園の設置者に対する幼稚園教育に必要な園具、教具及び教材等の整備に要する経費や幼稚園の運営に要する経費に対する補助金。
- 3 私立幼稚園就園奨励費補助金：保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的とする補助金。大崎市では、入園料及び保育料を減免している私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付し、間接的に保護者負担の軽減を行っている。
- 4 3歳児：当該年度の初日に満3歳に達している幼児をいう。
- 5 預かり保育：幼稚園登園時及び教育時間以外において常時養育する者がいない園児を対象とした教育活動。
- 6 緊急一時預かり保育：緊急一時的に保護者等の病気及び家族の看護等の理由により、家庭での養育が困難である園児を対象とした教育活動。
- 7 学校教育法で規定する「学校」：学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。



検討項目 2

通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

検討項目 2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律，同法律施行令 ・大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 ・大崎市立小中学校通学区域設定協議会要綱
-----------	--

将来像

学校の地理的状況や、通学距離，通学路の安全性が考慮された通学区域が設定されている。
児童生徒の教育環境を配慮した学校の指定変更や区域外通学の対応となっている。

児童生徒数の推計

【現状】

- ・従来の児童生徒数推計は、当該小学校区に居住している未就学児は、そのまま指定された小学校へ入学することを前提として行ってきたが、市街地中心部の小学校において、入学児童数に大きな差異が生じてきた。これを解消し、できるだけ実入学者数に近づけるために、平成21年1月に社会動態を加味した増減率による平成26年度までの「大崎市立児童生徒数の推計」を行い、公表した。
- ・児童生徒数推計について、社会動態を加味した増減率で行った根拠は、古川第二小学校と古川第五小学校の新入学児童の推計方法と実入学者数の比較による。（下記参照）

平成19年度時点での平成20年度分推計（新入学児童）

単位：人

	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C - A	C - B
古川第二小学校	160	147	144	16	3
古川第五小学校	92	100	111	19	11

平成18年度時点での平成19年度分推計（新入学児童）

単位：人

	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C - A	C - B
古川第二小学校	167	157	156	11	1
古川第五小学校	80	83	93	13	10

【課題】

- ・小中学校児童生徒数推移の把握

【具体の方策】

- ・毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として、小中学校ごとの児童生徒数や学級数を把握し、今後の推計を行う上での基礎データとする。

【課題】

- ・居住地（行政区）別未就学児及び児童生徒数推移の把握

【具体の方策】

- ・毎年0歳児から5歳児までの未就学児と、5月1日現在の児童生徒数を、居住地（行政区）ごとに把握し、小中学校の今後の推計を行う上での基礎データとする。

【課題】

- ・社会的要因を加味した増減率による推計の継続（毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく必要がある）。

【具体の方策】

- ・平成20年度に行った社会的要因を加味した増減率による児童生徒数の推計が、実際の入学児童数により近い人数であったため、毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく。

通学区域の設定方針

【現状】

- ・合併前の市町単位での通学区域となっている。

【課題】

- ・旧市町境における学校の指定の考え方（1市6町の合併により、旧市町境において、従来の指定小学校よりも通学距離の短い小学校が出ている）。

【具体の方策】

- ・通学区域の変更については、保護者や地域住民の理解を得て進めることが大切なので、十分な協議を踏まえて通学区域を定めていくとともに、新たな通学区域を基本としながらも、指定変更を考慮した対応とする。

【課題】

- ・同一行政区における学校の指定の考え方（同一行政区で指定された学校が異なる場合がある）

【具体の方策】

- ・同一行政区における学校の指定は同一小・中学校を基本とするが、通学距離や通学路の安全性も考慮し、指定変更による対応も考慮する。

【課題】

- ・児童生徒数増加の対応策（児童生徒数増加による通学区域の検討が必要な地区がある）

【具体の方策】

- ・児童生徒数増加による対応策としては、学校の新設、通学区域の変更、校舎増築が考えられるが、学校を取り巻く種々の要因を踏まえた上で、個別に対応策を検討する。

学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針

【現状】

- ・学校の指定変更や区域外通学は、保護者申請により対応している。

指定変更とは、大崎市内における学校変更であり、平成21年度は小学生99件の113人、中学生30件の31人という状況である。

区域外通学とは、大崎市内から市外、あるいは市外から市内への学校変更である。

平成21年度は、市外から市内の学校への通学者が小学生18件の18人、中学生9件の9人、市内から市外の学校への通学者は小学生29件の29人、中学生18件の18人という状況である。

【課題】

- ・指定変更基準と区域外通学の弾力的対応（現行の指定変更基準について、更なる弾力的対応の検討が必要。また、区域外通学の対応については、当該教育委員会との協議が必要となっており、児童生徒及び保護者の意向を十分に踏まえた上での対応が必要である）

【具体の方策】

- ・旧市町境における学校の指定の考え方や、同一行政区における学校の指定の考え方の具体の方策により、これまで以上に指定変更の申し立てが見込まれることから、更なる弾力的対応の検討を行う。
- ・区域外通学についても、児童生徒や保護者を取り巻く生活環境の多様化や、雇用情勢の変化等により、児童生徒にとっての教育環境を整備するという視点に立った対応を行う。

【推進手法】

前期計画

- ・ 毎年行う児童生徒数の推計をウェブサイトで公表する。
- ・ 隣接校の距離や地理的条件, 保護者・地域要望等から通学区域の変更を検討し, 素案を作成する。
なお, 小学校の統廃合が関連する場合は, 統廃合後の通学区域も考慮した対応とする。
- ・ 児童数増加による大規模校対応策としての通学区域の変更は行わない。

後期計画

- ・ 児童数増加による大規模校対応策は, 通学区域の変更も含めて検討する。
- ・ 指定変更と区域外通学については, 事務取扱要綱の見直しを検討する。



検討項目 3

教育施設再編の必要性と統廃合の推進

検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校設置基準 ・ 中学校設置基準 ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 ・ 同法律施行令，施行規則
-----------	---

将来像

教育効果を高めるための適正規模の要件が満たされている。
 教育課程における新たな制度が導入されている。
 統廃合後の施設が有効に活用されている。

児童生徒数の推計

【現状】

- ・ 従来の児童生徒数推計は、当該小学校区に居住している未就学児は、そのまま指定された小学校へ入学することを前提として行ってきたが、市街地中心部の小学校において、入学児童数に大きな差異が生じてきた。これを解消し、できるだけ実入学者数に近づけるために、平成21年1月に社会動態を加味した増減率による平成26年度までの「大崎市立児童生徒数の推計」を行い、公表した。
- ・ 児童生徒数推計について、社会動態を加味した増減率で行った根拠は、古川第二小学校と古川第五小学校の新入学児童の推計方法と実入学者数の比較による。(下記参照)

平成19年度時点での平成20年度分推計(新入学児童)					単位:人	
	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C - A	C - B	
古川第二小学校	160	147	144	16	3	
古川第五小学校	92	100	111	19	11	

平成18年度時点での平成19年度分推計(新入学児童)					単位:人	
	従来推計A	増減率推計B	実入学者数C	C - A	C - B	
古川第二小学校	167	157	156	11	1	
古川第五小学校	80	83	93	13	10	

【課題】

- ・小中学校児童生徒数増減見込みの把握（大崎市全体の児童生徒数は、平成22年度以降、平成28年度まで緩やかに減少し、その内訳は次のとおり）。 単位：人

	平成22年度	平成28年度	増減
全小学校	7,462	7,094	368
全中学校	3,556	3,449	107

- ・居住地別児童生徒数増減見込みの把握（古川地域市街地の人口一極化現象が進み、特定の小学校の大規模化が予想される反面、古川以外の地域では児童生徒数の減少が進行する）。
- ・社会的要因を加味した増減率による推計の継続（毎年5月1日現在の児童生徒数を基本として増減率を求めることにより、今後の推移を予測し、より精度の高いデータを作成していく必要がある）。

【具体の方策】

- ・児童生徒数の推計については、検討項目2「通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」の児童生徒数の推計と同様の方策とする。

適正規模と適正配置の基本方針

【現状】

- ・大崎市立小中学校学級数の現状と将来推移（P126 大崎市立小学校・中学校の学級数参照）
- ・平成22年度現在，国及び県が示す標準的な規模¹の小学校（12学級以上18学級以下）は次のとおり。なお，ここに記載している学級数は，特別支援学級を含まない普通学級数のみを示している。
小学校7校（古川第一小学校18，古川第三小学校18，鹿島台小学校18，三本木小学校17，松山小学校12，岩出山小学校12，沼部小学校12）
- ・平成22年度現在，県が示す標準的な規模の中学校（9学級以上18学級以下）は次のとおり。
中学校5校（古川東中学校16，古川南中学校12，鹿島台中学校10，田尻中学校10，岩出山中学校9） 国の基準は12学級以上18学級以下
- ・参考までに，平成22年度現在，18学級を超える学校は小学校3校（古川第二小学校24，古川第四小学校21，古川第五小学校21）で，中学校は1校（古川中学校19）となっている。

【課題】

- ・大崎市の実情に合った適正規模の学級数基準（現在11校ある中学校も学級数基準によって判断するのか，それとも，大崎市全体からみて，総合的に判断するのか）

【具体の方策】

- ・学級数基準の将来的目標

小学校12学級以上

中学校9学級以上

この学級数基準は、大崎市が目指す目標であり、そのための統廃合計画や中学校に対する考え方については、次の「前期・後期の統廃合計画(案)」で述べることとする。

- ・教育効果を高めるための適正規模の要件

- (1) 学校における多様な人間関係を通し、互いに理解を深め、切磋琢磨しながら社会性を養っていくことができること。
- (2) グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の集団を前提とする教育活動を、支障なく実施できること。
- (3) 教科研究や指導の充実を図るため、教科ごとに情報交換などを行うことができるように、複数の教員が配置されていること。

前期・後期の統廃合計画(案)

- ・大崎市立小・中学校の現状と課題を整理した上で、児童生徒数の推計、通学距離、地理的状况、通学上の安全性、学校の沿革及び学区の概要等を総合的に勘案し、具体の方策として検討する。

【現状】平成22年度現在の学級数基準未達の学校と学級数

- ・複式学級² 4校(下伊場野小学校3, 鬼首小学校5, 中山小学校3, 真山小学校5)
- ・12学級未達の小学校17校(志田小学校6, 西古川小学校6, 東大崎小学校6, 高倉小学校6, 宮沢小学校6, 長岡小学校6, 富永小学校6, 敷玉小学校6, 清滝小学校6, 鹿島台第二小学校6, 西大崎小学校6, 池月小学校6, 上野目小学校6, 鳴子小学校6, 川渡小学校6, 田尻小学校7, 大貫小学校6)
- ・9学級未達の中学校5校(古川北中学校8, 古川西中学校6, 松山中学校6, 三本木中学校6, 鳴子中学校6)

【課題】

- ・大崎市立小・中学校における適正配置基準と考え方
(標準学級数未達の学校の検討, 複式学級の検討, 古川地域市街地における児童生徒数増加による対応策の検討)
- ・教育課程における新たな制度の導入
(小規模特認校制度³の検討, 小中一貫教育⁴の検討, 小中連携教育⁵の検討)
- ・統廃合計画の考え方
(旧市町の境を越えた統廃合計画の検討, 前期・後期の統廃合計画の検討)

【具体の方策】

大崎市立小・中学校における適正配置基準と考え方

大崎市の適正規模の学級数基準を将来的な目標値とし、具体の取り組みは次のとおりとする。

- ・小学校においては、前期での複式学級解消のための統廃合を検討する。
- ・小学校における学級数基準未達の統廃合の検討は後期において行うこととする。
- ・中学校においては、現在の11校を存続させ、今後学級数基準以下になっても当分の間統廃合は行わない。
- ・児童生徒数増加による対応策の検討については、検討項目2「通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」の児童生徒数増加の方策と同様とする。

教育課程における新たな制度の導入

- ・通学距離や地理的条件等により統廃合が難しい小規模小学校や、特色のある教育活動を行う小学校に対して、小規模特認校制度の導入を検討する。
- ・小中一貫教育は同一敷地内に小学校と中学校が併設されている場合、または校舎が一体となっている場合が望ましいことから、今後、校舎建設等の条件整備が整う段階で検討する。
- ・小中連携教育は一中学校区に一つの小学校がある場合に導入が望ましいことから、その条件を満たす学校や、今後、条件整備が整う学校において検討する。

統廃合計画の考え方

- ・小学校の統廃合については、隣接する小学校が統廃合の対象校となるので、旧市町の枠にとらわれることなく、統廃合を検討する。
- ・前期・後期の統廃合計画(案)の対象校について、最終報告では検討委員会の意見を踏まえて、庁内調整会議としての考えを示しているが、平成24年度以降の事業実施段階において、当該地域住民や保護者の理解を前提とした十分な協議が必要である。

統廃合に当たっての配慮事項

統廃合を実施するに当たっては、児童の精神的な負担を最小限に抑え、教育指導面に影響することがないように、十分な準備期間と配慮のもとに進める必要があることから、以下の項目に配慮しながら、児童、保護者、地域住民の理解と協力のもとに円滑かつ計画的に進めることが大切である。

児童に対して

- ・一方の学校の児童が、もう一方に吸収されるという印象を持たないように十分な意識づけを行い、これから共に新しい学校をつくっていくという前向きな気持ちを持てるように配慮すること。
- ・児童が、新たな人間関係をスムーズに構築できるように、事前の交流事業等を実施すること。
- ・それぞれの学校において現在行っている特別支援教育などの取り組みについては、統合後の学校における継続性や対象となる児童への配慮を十分行うこと。
- ・統廃合前後における環境変化に対する児童への影響に配慮し、教職員の加配等について検討すること。

(3) 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

保護者・地域住民に対して

- ・統廃合を進める上で、保護者や地域の理解が不可欠であるため、統廃合の趣旨を十分理解してもらおうとともに、地域の意見・要望を真剣に聞きながら、地域との合意形成に努めること。
- ・学校がコミュニティーの中で重要な役割を担っていることに配慮し、統廃合は学校がなくなるということではなく、地域の再生であるという視点を持ってもらうよう努めること。
- ・統廃合の実施は、教育委員会だけでは対応できない課題もあるため、他部局や関係機関との連携を十分に図ること。
- ・統廃合の検討は、子どもたちにとっての望ましい教育環境を整備するという視点で行われてきた経過を踏まえながら、広い視野の中で、これからの教育について地域の大人たちが真剣に考える機会であるということを示し、理解を求めること。

その他

- ・統廃合により空いた校舎、校庭などの施設については、地域との協議も踏まえて有効な利活用に努めること。
- ・統合後の学校が児童にとって居心地がよい場所となるように、保護者や児童の意見にも配慮しながら校舎等の整備を行っていくこと。

【推進手法】

前期計画

- ・中山小学校と鳴子小学校の統合を推進する。
- ・下伊場野小学校と松山小学校の統合を推進する。

後期計画

- ・清滝小学校，長岡小学校，宮沢小学校，富永小学校の統合を検討する。
- ・岩出山地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校を除く鳴子温泉地域の小学校の統合を検討する。
- ・東大崎小学校，西古川小学校，志田小学校，高倉小学校の統合を検討する。
- ・田尻地域の小学校の統合を検討する。
- ・鹿島台地域の小学校の統合を検討する。
- ・鬼首小学校の小規模特認校制度導入を検討する。
- ・鳴子温泉地域における小中一貫教育導入の可能性を検討する。
- ・小中連携教育は三本木地域から検討し，その後は中学校区に小学校が一校となった場合に検討する。

【推進手法の考え方】

前期計画の考え方

児童生徒数の推計から見ると、平成22年度に中山小学校，鬼首小学校，真山小学校，下伊場野小学校の4校であった複式学級の小学校は，6年後の平成28年度には9校程度に増えること

が予想される。

この中で、複式学級が一度も解消されないのは、中山小学校、鬼首小学校、下伊場野小学校の3校である。真山小学校については、平成27年度に一度複式学級が解消され、翌平成28年度に再度複式学級になる見込みであるが、平成22年度の36人から平成28年度の57人とむしろ増加傾向にあるため、今後の児童数の推計を考慮しながら後期計画で検討すべきと考える。

また、平成22年度以降28年度にかけて複式学級となることが予想される志田小学校、清滝小学校、鹿島台第二小学校、西大崎小学校、上野目小学校、池月小学校については、一度複式学級になっても解消されている小学校もあることから、後期計画で検討することが望ましいと考える。

以上のことから、前期計画における対象校は、中山小学校、鬼首小学校、下伊場野小学校の3校となるが、個別に検討することにより方向性を考えていきたい。

中山小学校

学校の概要

明治19年に岩出山学区簡易科中山小学校として中山区宿に開校し、翌明治20年に鳴子尋常小学校中山分校となる。昭和34年に鳴子町立中山小学校として創立以来、平成18年の大崎市誕生による大崎市立中山小学校の改称を経て平成21年で50周年を迎えた。

鳴子峡の奥に位置し標高は260mで、春から秋にかけての自然の変化はすばらしいが、冬期間は降雪量が多く、しばしば吹雪となる。

過疎地域で戸数も少ないが、学校に対する理解があり、協力的である。

児童数の推計

年 度	平成22	23	24	25	26	27	28
児童数	14	13	13	12	8	11	10
学級数	3	3	3	3	2	3	2

平成22年度が14人で、平成28年度が10人という推計である。複式学級は3学級で推移するが、空白の学年もあることから、一時期2学級という状況になる。

行政区別居住児童数（平成28年度分推計）

行政区	中山東	中山西
児童数	5	5

隣接校

鳴子小学校の1校が隣接している。

隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

鳴子小学校：約5km

主要幹線道路

国道47号

複式解消策の方向性

大崎市の中で最も児童数の少ない小学校で、空白の学年もあるという現状である。隣接校は鳴子小学校1校で、小学校を基点とした距離もおおむね5kmという状況である。冬期間の積雪が多いが、主要幹線道路の国道47号があるため除雪が行き届いており、年間を通してのスクールバスの運行が可能である。

大崎市になってから保育所を閉所した経緯もあり、さらに小学校となると地域に与える影響は大なるものがあるので、保護者や地域住民との十分な協議と理解が不可欠である。

大崎市の最西端地域で、今後の児童数の増が見込めないことと、特に子どもたちを取り巻く教育環境を総合的に考慮した場合、保護者や地域住民の理解を前提とした前期計画での鳴子小学校との統合検討が望ましい。

校舎等の活用例としては、(仮称)鳴子小学校中山校舎として引き続き活用し、通常の授業は鳴子小学校で行うが、課外授業や特別授業などを中山校舎で行うことや、社会教育施設、宿泊研修施設としての活用も考えられる。

鬼首小学校

学校の概要

明治7年に鬼首小学校を個人宅に設置して以来、136年の長い歴史を持つ小学校である。宮城県最北西部で、大崎市では最も積雪の多い地域であり、岩入分校や尾ヶ沢分校も設置されたが、昭和63年に廃校となり、現在は鬼首小学校1校となっている。

地域は県内有数のリゾート地区となっているが、近年は観光客が減少気味である。秋田県に通じる国道108号のトンネルが開通しており、年間を通して交通量が多い。

児童数の推計

年度	平成22	23	24	25	26	27	28
児童数	40	35	32	29	26	23	23
学級数	5	4	3	3	3	3	3

平成22年度が40人で、平成28年度が23人という推計である。児童数が17人の減少となり、今後も増加は見込めないと考えられる。

行政区別居住児童数(平成28年度分推計)

行政区	蟹沢	川東	小向	原	田野	中川原	軍沢	寒湯	岩入西	岩入東
児童数	0	7	4	10	1	0	1	0	0	0

隣接校

鳴子小学校の1校が隣接している。

隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

鳴子小学校：約15km(岩入からは約28km)

主要幹線道路

国道108号

複式学級解消策の方向性

児童数の推計から見れば、今後減少傾向が続くものと思われることから、統合の方向性が考えられるが、岩入地区から鳴子小学校までの通学距離が約28kmあり、スクールバスを運行しても長時間乗車になり、小学生にとっては負担が大きい。

むしろ、山間部の豊かな環境を活かした自然との共生を教育活動に取り入れ、さらにオニコウベスキー場を活用したスキー競技の課外指導等を行う小規模特認校制度の導入が望ましい。

下伊場野小学校

学校の概要

昭和30年の町村合併で伊場野村は、松山町と三本木町にそれぞれ分村合併したが、学校はそのまま同じ学区で存続し、志田郡松山・三本木両町小学校組合立伊場野小学校となった。

平成3年3月31日、志田郡松山・三本木両町小学校組合の解散に伴い、それまでの組合立伊場野小学校は廃校となった。平成3年4月1日より、松山町立下伊場野小学校として新たにスタートし、平成18年の大崎市誕生により大崎市立下伊場野小学校となった。

児童数の推計

年度	平成22	23	24	25	26	27	28
児童数	25	27	29	31	33	32	33
学級数	3	3	4	4	4	4	3

平成22年度が25人で、平成28年度が33人という推計である。20人台から微増傾向にあり、平成25年度以降は30人台の状態が続いている。

行政区別居住児童数（平成28年度分推計）

行政区	下志引	中谷地	上志引	境	下沢	花ヶ崎	太夫沢
児童数	7	2	14	3	2	3	2

隣接校

松山小学校、三本木小学校、敷玉小学校の3校が隣接している。

隣接校との距離

小学校を基点とした距離は次のとおり。

松山小学校：約4.6km、三本木小学校：約5km、敷玉小学校：約2.5km

主要幹線道路

県道涌谷三本木線、主要地方道利府松山線、主要地方道古川松山線

複式学級解消策の方向性

隣接校がいずれも平坦地にあり、小学校を基点とした距離もおおむね5km以内という状況である。冬期間の積雪も山間部ほど影響はないものと思われ、主要幹線道路があることから年間を通してのスクールバスの運行が可能である。

「水辺の楽校」というキャッチフレーズで、小規模校ならではの特色のある教育方針を打ち出しており、保護者や地域住民の学校支援が今後大きな要素を占めるものと思われる。

組合立小学校が廃校となって下伊場野小学校が誕生した経緯もあり、今後の方向性を考えるに当たっては、保護者や地域住民との十分な協議と理解が不可欠である。

仮に統合を考えた場合、通学距離から見ると隣接の敷玉小学校が最も近いが、志田橋を越えるということや、過去の統廃合の経緯、松山地域であることなどを総合的に考慮すると、保護者や地域住民の理解を前提とした上で、前期計画での松山小学校との統合検討が望ましい。

また、校舎等の活用例として、(仮称)松山小学校下伊場野校舎として引き続き活用し、通常の授業は松山小学校で行うが、課外授業や特別授業などを下伊場野校舎で行うことや、社会教育施設、幼保一元化を視野に入れた子育て支援施設としての活用も考えられる。

後期計画の考え方

後期計画については、各地域の中学校区ごとに将来的な考え方を整理して示すこととする。

鳴子中学校区

仮に中山小学校が前期計画のとおり鳴子小学校と統合になれば、鳴子地域は鳴子小学校、川渡小学校、鬼首小学校の3校となり、その内鬼首小学校が小規模特認校導入校となれば、鳴子小学校と川渡小学校の2校の統合を検討することとなる。2校とも今後の児童数は緩やかな減少傾向にあり、平成28年度には両校合わせて180人台となり、鳴子地域1校の鳴子中学校も平成28年度には110人台まで生徒数が減少することから、小学校と中学校を合わせて300人程度と推定される。

鳴子小学校と川渡小学校の児童数の比率は1:2となることが予想され、川渡小学校の校舎活用や統合小学校建設ということも考えられるが、鳴子中学校の余裕教室と一部増築で対応すれば、校舎一体型の学校となり、小中一貫教育も可能となることから、これらも視野に入れた長期的展望のもとに、後期計画での統合検討が望ましいと考える。

岩出山中学校区

岩出山小学校を除く4校が将来的に全て複式学級になるものと推定される。

岩出山地域においては、平成8年に岩出山中学校、一栗中学校、真山中学校の3校が統合して岩出山中学校が新設された経緯があるため、地域を大きく捉える必要があると考える。仮に隣接校同士が統合しても岩出山小学校を除くと全てが小規模校となり、課題解決には至らないと考える。

将来的には、五つの小学校が統合された場合、岩出山小学校であれば教室数が確保できることから、岩出山小学校への後期計画での統合検討が望ましい。

ただし、岩出山小学校付近の市道の拡張についての検討と、岩出山中学校と校舎併設型による統合小学校の検討も並行して行うことが望ましいと考える。

古川北中学校区

清滝小学校，宮沢小学校，長岡小学校，富永小学校の4小学校があり，いずれも小規模校で，清滝小学校は平成26年度以降複式学級となる見込みである。この地区には長岡，富永，ゆめのさとの三つの市立幼稚園があり，いずれも小学校の敷地内に併設または園舎一体型となっており，近年大幅な園児数の減少から定員割れが続いている状況である。

今後，幼稚園と小学校と一緒に考えていく必要があることから，幼保一元化施設の整備も視野に入れた三つの幼稚園統合と，四つの小学校の統合を考えた場合，古川北中学校を核とした幼・小・中連携型の教育環境整備が望ましいと考える。統合園舎と統合小学校は古川北中学校近隣とし，幼稚園については整備指針とは別途計画で，小学校については後期計画での統合検討が望ましいと考える。

古川西中学校区

志田小学校，西古川小学校，東大崎小学校，高倉小学校の四つの小学校があり，志田小学校は平成28年度以降複式学級となる見込みである。この地区には，東大崎，にじの子の二つの市立幼稚園があり，これらの幼稚園も園児数の減少から定員割れが続いている状況である。

将来的には古川西中学校を核とし，小・中連携型の教育環境整備を視野に入れた四つの小学校の統合が望ましいと考える。

東大崎幼稚園とにじの子幼稚園については，幼・小・中連携型の教育環境整備も検討しつつ，整備指針とは別途計画での3歳児保育も含めての統合検討や，幼保一元化施設としての整備検討が望ましいと考える。

古川中学校区・古川東中学校区・古川南中学校区

古川第一小学校，古川第二小学校，古川第三小学校，古川第四小学校，古川第五小学校の5校については，いずれも学級数基準を満たしているため，統廃合の検討は行わないこととする。むしろ，大規模校として教室数の不足等が生じる可能性があるため，その対応策は個別に検討することとする。

敷玉小学校においては，児童数が増加傾向にあるため，今後の児童数の推移を見極めながら，当分の間統廃合の検討は行わないこととする。また，敷玉幼稚園も敷玉小学校に併設されているため，同様に検討除外幼稚園とする。

松山中学校区

前期計画において下伊場野小学校が松山小学校に統合となれば，地域の小学校は1校となるため，統廃合の検討は行わないこととする。

三本木中学校区

地域には三本木小学校1校のみであるため，統廃合の検討は行わないこととする。

鹿島台中学校区

鹿島台小学校と鹿島台第二小学校の2校があるが、鹿島台第二小学校においては、平成22年度の児童数78人から平成28年度には38人と、約半数の複式学級となる見込みである。鹿島台第二小学校から鹿島台小学校までは約6.5kmで、年間を通してのスクールバスの運行が可能であることと、将来的に複式学級を解消することが見込めないことから、後期計画での鹿島台小学校との統合検討が望ましいと考える。

田尻中学校区

田尻小学校、沼部小学校、大貫小学校の3校があり、平成22年度と28年度の児童数を比較すると、田尻小学校で85人、沼部小学校で52人が減少し、大貫小学校はほぼ横ばいという状況である。沼部小学校を基点とした場合、田尻小学校とは約3km、大貫小学校とは約5kmの距離にあり、年間を通してのスクールバスの運行が可能である。今後の児童数の推計において学級数基準を確保するのが難しいことから、後期計画での統合検討が望ましいと考える。

- 1 標準的な規模：小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない(学校教育法施行規則第41条)。同規則第79条により、中学校の学級数も12学級以上18学級以下が標準となる。
- 2 複式学級：通常、学級は同じ学年の子どもたちで編成しているが、複式学級は違う学年の子どもたちと一つの学級を編成するもの。
- 3 小規模特認校制度：地域の歴史と伝統を生かした教育を推進している小規模校において、児童の適性を生かした教育を推進し、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うことを目的として、通学区域以外の児童を受け入れる制度である。
- 4 小中一貫教育：小学校における前期初等教育と中学校における後期初等教育の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のことをいう。
- 5 小中連携教育：小中の学校種間の段差を解消し、9年間の学びを一体のものにとらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある指導を行うこと。例えば、小中の教職員が相互に授業参観を行ったり、児童・生徒が体育祭や文化祭に共同で取り組んだりするほか、中学校の音楽や美術の教諭が小学校で指導するケースもある。

検討項目 4

教育現場への人的支援体制の充実

検討項目 4 教育現場への人的支援体制の充実

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱・宮城県スクールカウンセラー活用事業実施要領・宮城県スクールカウンセラー活用事業運営要項・宮城県「子どもと親の相談員」等の活用調査研究委託事業実施要項・宮城県「スクールソーシャルワーカー」活用委託事業実施要項・大崎市立学校における教員補助員配置要綱・図書館補助員配置基準
-----------	--

将来像

教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し、きめ細かな指導が図られている。
相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。
ALTの活用と外国人子女への対応が図られている。

教員補助員

【現状】

教員補助員は、きめ細かな学習指導及び特に配慮を要する園児・児童生徒に対応する教員の補助者として指導に当たっている。1日の勤務時間は4時間、週当たり20時間となり、年間700時間を上限とし配置している。

配置希望がある学校からは、対象となる学級の状況、学校の対応方針、教員補助員配置後の対応方針を記載した配置申請書が提出され、教育委員会では園児・児童生徒等の安全面を最優先に考慮し配置決定をしている。

平成20年度の申請件数は小学校54件、中学校20件の計74件に対して、配置件数は43件で配置率は58パーセント、平成21年度は緊急雇用創出事業¹の活用により、申請件数は幼稚園9件、小学校59件、中学校18件の計86件に対して、配置件数は84件で配置率は98パーセントという状況である。

教員補助員の主な職務は次のとおり。

- ・学習指導の補助
- ・特に配慮を要する園児・児童生徒の学習指導及び生活指導の補助

【課題】

- ・緊急雇用創出事業の終了後における、小中学校への配置率を高める取り組み

【具体的方策】

- ・平成21年5月から緊急雇用創出事業として新たに教員補助員を15人採用し、外国語活動における学級担任の補助や配慮を要する園児・児童生徒に対応している。緊急雇用創出事業は平成23年度で終了するが、それ以降も学校要望を踏まえての具体的目標を数値化しつつ、配置率を高めるよう努めていく。

図書館補助員**【現状】**

図書館補助員は、図書の貸出、整理、修復をすることや図書館の環境づくり等の機能の充実のため配置している。

1日の勤務時間は4時間とし、配置基準に基づき、学校ごとの勤務日数を定めている。

平成20年度の配置は15人、平成21年度は19人、平成22年度は22人という状況である。

図書館補助員の主な職務は次のとおり。

- ・書架の整理、図書の貸出し、返却事務、図書の修復
- ・児童への読み聞かせや図書及び資料の検索

図書館補助員の配置基準

児童生徒数(人)	～200	201～400	401～600	601～
配置日数/週	1日	2日	3日	4日

【課題】

- ・児童生徒数200人以下の対応策(児童生徒数が200人以下の学校においては、週1日の配置であり蔵書の整理等までは対応できない)

【具体的方策】

- ・学校図書館ボランティアの人材発掘や育成に努めるとともに、学校支援地域本部事業²等も活用し図書の修復や整理等をお願いする。
- ・小学校高学年と中学校においては、児童生徒による図書の貸し出し返却事務も可能であることから、図書係としての活用を図る。
- ・現行の図書館補助員については、人数及び配置時間の維持に努める。

スクールカウンセラー**【現状】**

スクールカウンセラーは、不登校や問題行動の対応及びそれを未然に防止するために、学校における教育相談活動を行っている。子どもたちの心の悩みを専門的な立場から指導助言するため、児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有する者に業務を委嘱している。

(4) 教育現場への人的支援体制の充実

主な職務内容は次のとおり。

・児童生徒へのカウンセリング，教職員，保護者への指導助言，専門機関との調整・連携
各学校への配置状況は次のとおり。

・県費負担のスクールカウンセラーは，市内11の中学校に配置され，週1回・年間33回の勤務となっている。1回当たりの勤務時間は，古川中学校と古川東中学校が8時間，その他の中学校は6時間となっている。また，市費負担のスクールカウンセラーを古川地域の5中学校，松山中学校，三本木中学校に週1日（5時間）を配置している。

【課題】

・有資格者の拡充策（臨床心理士等の有資格者が少ないため，拡充が困難となっている）。

【具体的方策】

- ・現行の人員を確保するとともに，県や関係機関との連携により人材情報の収集に努め，有資格者の確保を図る。
- ・スクールカウンセラーをはじめ相談業務全般の対応策として，専用電話を設置し，常に保護者からの相談に応じられる体制の整備を図る。

子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員

【現状】

宮城県から委託されモデル事業として配置されていたが，現在は市の単独事業となっている。

小学校における不登校や問題行動については，学校生活上の問題や基本的な生活習慣が身につけていないことなどが背景となっているため，早期段階での対応が効果的であること，中学校で不登校が大幅に増加することから，小・中連携を推進するなどの観点から相談員等の配置事業が実施されている。

主な職務内容は次のとおり。

子どもと親の相談員

- ・児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手，学校と保護者，地域とのパイプ役
- ・保護者の相談相手，訪問援助

生徒指導推進協力員

- ・児童の指導体制の充実，警察等関係機関とのパイプ役

子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員の配置状況

配置先学校名	職 種	勤務日等	備 考
古川第一小学校	子どもと親の相談員	1日4時間，週1回	市費(平成20年度～)
古川第二小学校	子どもと親の相談員	1日4時間，週1回	市費(平成20年度～)
古川第三小学校	子どもと親の相談員	1日4時間，週1回	市費(平成20年度～)
古川第四小学校	子どもと親の相談員	1日4時間，週1回	市費(平成20年度～)

古川第五小学校	子どもと親の相談員	1日4時間, 週1回	市費(平成20年度~)
岩出山小学校	子どもと親の相談員	1日4時間, 週2~3回	市費(平成18年度~)
鹿島台小学校	生徒指導推進協力員	1日4時間, 週2~3回	県費(~平成20年度)

【課題】

- ・子どもたちが気軽に相談できる雰囲気づくり
- ・子どもたちから相談を受けた場合の先生や保護者との連携体制

【具体の方策】

- ・相談室の配置場所や室内の雰囲気の改善, 子どもたちの個性に応じた対応などの取り組みを進める。
- ・子どもたちからの相談内容に応じて, 相談員等が一人で対応すべきものと, 直ちに担任や保護者に連絡をとらなければならないものとに区分される。教員や教育委員会職員を含めた事例研究会等を実施し, 相談業務能力の向上と連携体制の強化に努める。

スクールソーシャルワーカー**【現状】**

宮城県から委託されモデル事業として配置されている。

いじめ, 不登校, 暴力行為, 児童虐待など児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題となっており, これらの背景には児童生徒の心の問題とともに家族, 友人関係, 地域, 学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられることから, 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとして小学校に派遣する事業である。主な職務内容は次のとおり。

- ・問題を抱える児童が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワーク構築, 連携, 調整
- ・学校内におけるチームワーク体制の構築, 支援
- ・保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動

スクールソーシャルワーカーの配置状況

配置先学校名	職 種	勤務日等	備 考
三本木小学校	スクールソーシャルワーカー	1日4時間, 週1回	県委託事業 (平成20年度~)

【課題】

- ・子どもたちが気軽に相談できる雰囲気づくり
- ・子どもたちから相談を受けた場合の先生や保護者との連携体制

【具体の方策】

- ・子どもと親の相談員，生徒指導推進協力員と同様の方策

【課題】

- ・委託事業終了後の相談体制の構築

【具体の方策】

- ・事業名と内容を整理し，相談体制を継続していく。

外国語指導助手

【現状】

国際化社会に対応した教育施策の一環として，生きた英語に接する機会を提供し，外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため，外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を中学校に配置している。主な職務内容は次のとおり。

- ・幼稚園，小学校及び中学校における英語授業の補助及び使用する教材研究，教材作成への参加
- ・英語スピーチコンテストへの協力及び英語教育に関する研究会への参加
- ・英語及び外国の文化に対する興味・関心並びに外国語学習への意欲の喚起
- ・学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び生徒との交流

外国語指導助手（ALT）の活用時間数（平成21年度）

単位：時数

配置先学校名	時間数
古川中学校	350
古川東中学校	272
古川北中学校	180
古川西中学校	589
古川南中学校	365
松山中学校	320
三本木中学校	520
鹿島台中学校	456
岩出山中学校	308
鳴子中学校	290
田尻中学校	471
計	4,121

このほか，小学校で1,908時間，公立幼稚園で447時間の活動実績がある。

【課題】

- ・ A L T 年間活動時間の対応（各 A L T の年間活動時間に大きな隔たりがある）
- ・ 外国語が必修科目になる小学校での A L T 活用方法

【具体の方策】

- ・ 各中学校での活動に加え，地域の幼稚園，小学校での活動により，それぞれの A L T の年間活動時間の均衡を図る。
- ・ A L T の活用場面が，総合的な学習の時間から外国語にシフトするが，これまでと同様に生きた英語に触れさせる機会の提供を図る。
- ・ 小学校での A L T 活用方法として，児童が常に触れ合える環境を整えることにより，外国人や外国語に親しむという状況を醸し出す必要性がある。

外国人子女への学習・生活指導者**【現状】**

平成 22 年度は小学校に 10 人，中学校 4 人の外国籍児童生徒が在籍している。そのうち，日本語の学習指導や生活指導を必要とする児童生徒もいることから，宮城県においては，予算の範囲内で外国籍児童生徒が在籍する学校に対して定数加配としての教員を配置している。また，宮城県国際交流協会の「外国籍の子どもサポーター制度」により支援を受けている学校もある。

定数加配教員の取り組み内容は次のとおり。

- ・ 平仮名，片仮名，漢字などの基本的な日本語の個別指導
- ・ 通常の授業において，日本語理解の支援
- ・ 児童生徒や教員とのコミュニケーションづくりを言語面から支援等

外国籍の子どもサポーター制度の内容は次のとおり。

- ・ 日本語支援サポーターの派遣
- ・ 子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材の貸出し
- ・ 進学に関することなど外国籍の児童生徒の教育全般に関わる事項

外国人子女³への加配教員・日本語学習支援サポーター配置状況（平成 22 年度）

配置先学校名	区 分	配置期間	備 考
古川第二小学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	4,5,6年生計6人
田尻小学校	加配教員	H22.4.8～22.10.29	2年生3人
	日本語学習支援サポーター	40回までの派遣	2年生3人
沼部小学校	日本語学習支援サポーター	40回までの派遣	1年生1人
古川中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	1年生1人
古川東中学校	加配教員	H22.9.24～23.3.24	3年生1人
古川南中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	2年生1人
鳴子中学校	加配教員	H22.4.8～23.3.24	3年生1人

【課題】

- ・加配教員配置の緊急対応策（加配教員の急な配置は、対応が困難な場合がある）
- ・母国語学習の機会拡充策（日本語学習はもとより、母国語も重要となることから、母国語学習の機会を与える必要がある）

【具体の方策】

- ・宮城県教育委員会へ加配教員の配置を引き続き要請するとともに、宮城県国際交流協会の「外国籍の子どもサポーター制度」等の活用を図る。
- ・外国語指導ボランティア等による学習の場をつくり、日本語や母国語学習の機会拡充を進めていく。
- ・地域に居住する外国人の協力を得て人材バンク登録を行い、外国語指導での活用を図っていく。

【推進手法】

前期計画

- ・教員補助員や図書館補助員は、人材バンクや学校支援地域本部を活用し、学校と地域との連携による運営体制を構築する。
- ・各種相談員の連絡会を立ち上げ、期別ごとに年3回の連絡会議を実施する。
- ・相談業務の事業効果を高めるため、事業の一元化を図る。

後期計画

- ・小学校へのALTの配置を検討する。
- ・外国人子女への対応については、人材バンクも活用した地域連携方策を検討する。

- 1 緊急雇用創出事業：雇用情勢が厳しい状況にあるなかで、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業等の機会を創出・提供する等の事業。
- 2 学校支援地域本部事業：文部科学省の補助事業。学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”と言える。
- 3 外国人子女：日本における義務教育対象年齢の外国人。ただし、保護者への就学義務は課せられていない。

検討項目 5

適正なスクールバスの運行

検討項目 5 適正なスクールバスの運行

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令・大崎市スクールバス運行管理規則・大崎市児童生徒通学費補助金交付要綱
-----------	--

将来像

市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている。

スクールバス運行を取り巻く現況

大崎市のスクールバスは、市立幼稚園の園児の登園及び小中学校に通学する児童生徒のうち、遠距離のため通学が著しく困難な者に対し、通学手段を確保し、もって学校教育の円滑な運営に資するため、大崎市スクールバス運行管理規則に基づき運行している。

スクールバスは、幼稚園専用車が8台、幼稚園と小学校の共用車両が12台、小学校専用車が1台、小学校と中学校の共用車両4台、中学校専用車両が12台の37台で運行している。

スクールバスの運行路線については、合併前の各市町の路線をそのまま引き継いでおり、運行基準や保護者協力金の有無などについては、地域間で異なっている状況にある。

また、遠距離から通学する児童生徒が利用する公共交通機関の定期券代の補助割合が異なるなど、大きな課題を抱えたままの現況となっている。

幼稚園児が利用するスクールバスについては、運行範囲を定め、きめ細かに運行するものとし、遠距離から通学する児童生徒に対しては、スクールバスの運行、公共交通機関の定期券補助、その他の補助を行うことにより、児童生徒や保護者の負担を軽減することを基本に、地域の特殊性や市全体の均衡性を考慮した方策を見出すために、それぞれの課題ごとに検討を進めていくこととする。

なお、スクールバスと地域内公共交通との課題については、教育環境の検討とは別に関係機関で協議するものとする。

運行基準に係る統一性の確保

【現状】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、適正な学校規模の条件として通学距離が、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内とされており、それ以上の距離にある児童生徒（以下「遠距離通学者」という。）の通学に当たっては、スクールバスの運行に努めている。

しかしながら、4km、6km以内にある児童生徒も乗車を認めている三本木地域や鹿島台地域の例もあり、必ずしも統一されていない。

また、不審者対策等の安全面を考慮し運行している清滝小学校のスクールバス、冬期間の気候を考慮して期間限定で運行している古川西中学校（12月～3月）、田尻中学校（1月～3月）のスクールバスがある一方、6kmを超えている古川東中学校区の敷玉地区では、スクールバスが運行されていない状況もある。

【課題】

- ・利用縮減の問題点（通学距離での基準が統一されておらず、利用を縮減する方向では保護者理解が問題となる）
- ・運行拡大の問題点（運行を拡大する方向でも、対象区域の線引きの問題が発生することと、大幅な増便が必要となる）

【具体的方策】

- ・市全域の統一したスクールバス運行基準（大崎市スクールバス運行管理規則の改正）を作成し、十分な周知により理解と協力を得る。
- ・運行基準としては、幼稚園においては、園ごとに運行区域を定め、通園距離による乗車の制限は原則設けない。また、小学校1年生から3年生までは通学距離が片道おおむね2km以上、4年生から6年生までは4km以上、中学生においては6km以上の児童生徒を乗車の対象とする。
- ・運行基準に満たない通学距離の児童生徒については、乗車定員に余裕があれば乗車させることも可能とする。
- ・地域の気候や地理的条件等の特殊事情を考慮し、弾力的な運行計画も策定するものとする。

保護者負担の妥当性

【現状】

平成22年度現在、スクールバス利用者からバス協力金を徴収しているのは下記のとおり。

区分	協力金額（円）	備考
古川地域 中学校	1,250	6km未満：月額
古川地域 中学校	1,000	6km以上：月額
古川地域 幼稚園	1,000	片道：月額
古川地域 幼稚園	2,000	往復：月額
田尻中学校	240～480	1往復：乗車するバス停ごとに、負担金が異なる。回数券と定期券（中学校で発行）がある。
田尻地域 幼稚園	1,000	月額
三本木地域 ひまわり園	1,000	月額

その他の地域（区分）では、保護者協力金を徴収していない。

古川地域の中学生で、通学距離が6km以上の場合は遠距離通学者となるため、6km未満と比較し低額の協力金としている。

【課題】

- ・保護者協力金の徴収(保護者協力金の徴収の有無について、地域間で異なっていることの問題)。

【具体の方策】

- ・小中学生がスクールバスを利用する場合は、無料とする。
- ・幼稚園児がスクールバスを利用する場合は、保護者から協力金を徴収する。

- 参 考 -

- ・普通交付税措置...スクールバスの運行に要する経費については、一定額が普通交付税¹の基準財政需要額²に算入されている。
- ・近隣市町スクールバスとの均衡性...栗原市，登米市，涌谷町，美里町は，保護者協力金等を徴収していない。加美町においては，幼稚園児が利用するバスのみ徴収している。

【課題】

- ・負担割合の格差問題(スクールバス利用者と公共交通機関利用者との負担割合の格差問題)。

【具体の方策】

- ・遠距離通学者が利用するスクールバスは無料とし，公共交通機関利用に係る定期券代は全額補助する。

運行路線の再構築

【現状】

幼稚園児が利用するスクールバスは，園児や保護者負担の軽減を図るため，おおむね自宅付近から幼稚園までの送迎を行っている。毎年のバス利用希望者の状況を踏まえて，基本的な運行経路を保ちながらもきめ細かな運行に努めている。小学生や中学生が利用するスクールバスは，毎年ほぼ同じコースにより運行されている。

【課題】

- ・通学区域変更や学校の統廃合時における対応

【具体の方策】

- ・運行基準に基づき，対象区域を決定する。
- ・統廃合時においても，通学距離等の条件で他の学校との均衡を考慮した運行路線を計画する。

【課題】

- ・乗車要望の対応策（近距離の場合における，自宅前を通過するバスへの乗車要望の対応）

【具体の方策】

- ・運行基準に基づき，乗車の可否を決定する。

遠距離通学費補助金の拡充

【現状】

大崎市児童生徒通学費補助金交付要綱により，補助の対象となる児童生徒は，
 遠距離通学者のうち，定期券を購入して公共交通機関を利用して通学する者
 遠距離通学者のうち，公共輸送機関を利用しないで自転車を新たに購入して通学する者
 公共輸送機関がない遠距離通学者
 上記以外の者で市長が特に必要と認める者
 となっている。

また，補助金額及び補助期間は次のとおりとなっている。

補助対象者	補助金額	補助期間	補助対象地域
に該当する者	バスの利用区間に係る通用期間の定期券の額の2分の1	年間11箇月を限度とする。	旧古川市
に該当する者	列車の利用区間に係る通用期間(1箇月又は3箇月)の定期券の額の全額	在学期間	旧岩出山町
	バスの利用区間に係る通用期間(3箇月)及び列車の利用区間に係る通用期間(6箇月)の定期券の額の65パーセント	在学期間	旧鳴子町
に該当する者	自転車購入費の2分の1とし，市長が別に定める額を限度とする。	小学校又は中学校在学期間中各1回	旧古川市
に該当する者	月額1,000円 ただし，冬期間のスクールバス利用者で定期券を購入した月分の補助は受けられない。	12箇月	旧田尻町
に該当する者	市長が必要と認める額	年間11箇月を限度として市長が必要と認める期間	全市

補助金額，補助期間，補助地域については，合併前の各市町の補助要綱をそのまま引き継いでいる。スクールバス利用の場合と公共交通機関を利用した場合とでは保護者の負担に格差が生じる。

(5) 適正なスクールバスの運行

遠距離通学費補助金の申請は次のとおり。(平成22年度実績)

に該当する者(公共交通機関利用者)

地域名	小・中学生の別	発着	人数	備考
岩出山地域	中学生	西大崎～有備館	9	J R
鳴子地域	中学生	鳴子温泉～川渡温泉	7	J R
小計			16	

に該当する者(自転車購入者)

地域名	小・中学校の別	人数
古川地域	中学生	3

に該当する者(公共輸送機関がない遠距離通学者)

地域名	小・中学校の別	人数
田尻地域	小学生	7
田尻地域	中学生	63

【課題】

- ・補助金額等の格差(旧市町の補助要綱を引き継いでいることによる補助金額等の格差問題)
- ・遠距離通学者の経済負担(義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条の「適正な学校規模の条件」が示されていることによる遠距離通学者の経済負担の検討)

【具体の方策】

- ・遠距離通学者のうち、公共交通機関を利用して通学する者については、その定期券の全額を補助する。ただし、区域外通学者や指定変更を受けた児童生徒を除く。
- ・スクールバスや公共交通機関を利用できない遠距離通学者には、通学距離に応じて一定額の補助を行う。ただし、区域外通学者や指定変更を受けた児童生徒を除く。
- ・上記の補助の実施に伴い、自転車購入に関する経費の補助は、廃止する。

遠距離通学者に対する通学費補助(案)

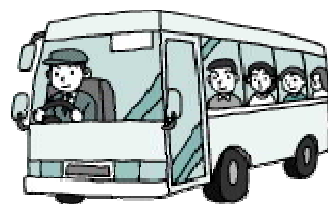
通学距離	対象区分	補助金額(年額)
4キロメートル以上で6キロメートル未満	小学生	実施時期までに決定する。
6キロメートル以上で8キロメートル未満	小学生, 中学生	同上
8キロメートル以上	小学生, 中学生	同上

【推進手法】

前期計画

- ・スクールバス運行基準の統一と、遠距離通学費補助金の見直しを行う。
- ・スクールバス運行の民間委託を完了する。

- 1 普通交付税：地方自治体の財源不足の不均衡を調整し、どの地方自治体においても住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするため、国が徴収した税（所得税，法人税，酒税，消費税，たばこ税）の一定割合を地方自治体に配分するもの。
- 2 基準財政需要額：普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」である。財政需要額は経費の全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた必要一般財源の額である。



検討項目 6

幼稚園等・小学校・中学校の連携

検討項目 6 幼稚園等・小学校・中学校の連携

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法 ・ 保育所保育指針 ・ 幼稚園教育要領 ・ 小学校学習指導要領 ・ 中学校学習指導要領
-----------	---

将来像

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の教育問題解決に向けて、幼稚園等・小学校・中学校の連携が図られている。

園児・児童の交流事業実施

【現状】

保育所や幼稚園での教育と小学校教育との接続部分には、「段差」があると言われている。この段差が一つの要因となり、小学校1年生で授業が成り立たなくなる「小1プロブレム¹」と言われる問題が起こるとされている。

幼児教育は、義務教育期間やその後の生活や学習の基礎を培うものであり、その基礎の上に義務教育以降の生活や学習が進められることとなる。しかしながら、幼児教育が小学校教育の準備を行うものだけではないという理念もあり、幼児教育の独自性を保ちつつ、小学校教育への円滑な接続が必要となる。

このようなことから、市内の幼稚園と小学校、保育所（園）と小学校の交流事業についての実施内容を調査した結果は次のとおりである。（以下の調査はいずれも平成20年度実績）

1 公立幼稚園等と私立幼稚園

調査数及び交流事業件数

	公立幼稚園等	私立幼稚園	計
調査対象園数	16園	8園	24園
交流事業実施園数	15園	3園	18園
交流事業件数	65件	7件	72件

交流事業の内容別内訳

ア 園児・児童の直接交流 26件

細項目	内訳件数	具体的内容
業間遊び	1件	学芸会，避難訓練，運動会，七夕制作，鬼作り，小学校低学年との交流，さつまいもの苗植え，4年生との交流，七夕まつり，小学校を教える会，花壇の花植え，年長組による1年生の授業参観，業間遊び，マラソン，小学校プールで1年生と一緒に水遊び
合同事業	6件	
交流活動	3件	
交流事業	8件	
栽培活動	2件	
授業参観	3件	
日常的な交流	1件	
プール活動	2件	

イ 職員の研修・交流 14件

細項目	内訳件数	具体的内容
研究会への参加	1件	小学校の職員会議に幼稚園職員も参加，小学校の現職教育の内容に応じて幼稚園職員と一緒に研修，小学校・保育園・幼稚園での授業参観等，情報交換，保育士による小学校1年生の授業参観
現職教育への参加	1件	
授業参観	2件	
小学校職員会議への参加	1件	
職員の相互授業参観	1件	
引継ぎ会	3件	
幼・小連携職員研修	1件	
幼・保・小・中連絡会等	4件	

ウ 小学校行事に関すること 16件

細項目	内訳件数	具体的内容
作品展の見学	2件	小学校児童の夏休み作品展の見学，「学芸会，マラソン大会，まなびフェスタ，なわとび大会，若草コンサート鑑賞会，小学校1年生主催の秋祭り，運動会」等の見学，志田っ子まつり，小学校学芸会に幼稚園のプログラムも入れて実施，小学校運動会への参加，おもちゃまつりに参加
小学校行事への参加	5件	
小学校の行事見学	9件	

(6) 幼稚園等・小学校・中学校の連携

エ 学校・幼稚園見学 8件

細項目	内訳件数	具体的内容
校舎見学	4件	園児による小学校見学,小学生による幼稚園見学
校庭散策	3件	
幼稚園見学	1件	

オ 幼稚園行事に関すること 3件

細項目	内訳件数	具体的内容
幼稚園行事への参加	3件	にじっ子展などへの参加,幼稚園運動会参加

カ その他 5件

細項目	内訳件数	具体的内容
職場体験への協力	1件	小学校6年生の職場体験への協力,特別支援教諭による保育参観,小学校からの特別支援コーディネーターによる幼児の観察,地域・保護者への情報発信
特別支援教育での連携	3件	
幼・小連携掲示板による情報交換	1件	

2 公立保育所と認可保育園

調査数及び交流事業件数

	公立保育所	認可保育園	計
調査対象園数	10園	14園	24園
交流事業実施園数	6園	7園	13園
交流事業件数	20件	12件	32件

* 子育て支援総合施設すまいる園,ひまわり園は幼稚園で集計

交流事業の内容別内訳

ア 幼児・児童の直接交流 11件

細項目	内訳件数	具体的内容
給食体験	1件	年長児が学校給食を食べ1年生の授業見学をする,小学校に幼児に来てもらい交流を図る,小学校のおまつりに幼稚園・保育所の5歳児が招待され小学生とふれあう,さつまいもの栽培活動,年長児と小学校1年生がゲームや学校紹介などで交流,「小学校はどいうところか」「何をしているか」など授業風景を見学,小学校のプールで交流,保育所の夏まつり,運動会・クリスマス会等に小学生に参加してもらう。
交流活動	5件	
授業参観	1件	
プール活動	2件	
保育所行事への参加	2件	

イ 学校・保育所見学 1件

細項目	内訳件数	具体的内容
校舎見学	1件	入学先の小学校を外から見学

ウ 小学校行事に関すること 6件

細項目	内訳件数	具体的内容
小学校行事の見学	1件	小学校の運動会・学芸会等に出演，小学校のおまつりに参加し小学生と交流を図る，学芸会の見学
小学校行事への参加	5件	

エ 職員の研修・交流 11件

細項目	内訳件数	具体的内容
就学指導相談会	2件	就学幼児についての小学校との情報交換，専門機関に関わっている幼児について担任と保護者が1年生の授業見学と情報交換，1年生の授業参観及び連絡会，幼稚園・保育所・各小学校が集まり連携を図る，1年生担任と年長児担任との話し合い，講演会・レクリエーション大会，1年生の授業参観と情報交換会，各職員がそれぞれの施設を見学し，情報交換を行う。
授業参観	2件	
生徒指導連絡会	2件	
幼・保・小連絡会等	5件	

オ その他 3件

細項目	内訳件数	具体的内容
指導要録抄本の提出	1件	職場体験として2年生児童を受け入れる，小学校からの要請により就学児の指導要録を提出
職場体験への協力	1件	
特別支援教育での連携	1件	

【課題】

- ・園児と児童の交流事業推進策（幼稚園児と小学校児童が直接交流しているのは公立幼稚園が12園であるのに対し，私立幼稚園は2園のみである。私立幼稚園はその多くが古川地域の中心部にあり，園児も複数の小学校区から入園しており，交流先となる小学校を特定できないのも要因の一つと考えられる。保育所（園）で幼児と児童の交流が図られているのは7園と少ない状況にある。また，小学校との何らかの交流がない幼稚園が6園，保育所（園）が10園ある）。

【具体的方策】

・幼(保) 幼(保), 幼(保) 小の連携は, 幼稚園等の自主的な活動に任せるばかりでなく, 市として, この連携が幼児教育において重要であることを認識し, 行政がある程度の主導的な役割を果たしながら, 小学校区又は地域の実情に合った形での交流事業を推進する。

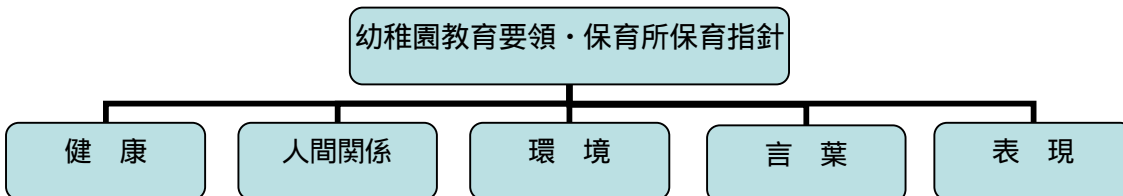
教育課程の連携(幼稚園等・小学校)

【現状】

幼稚園教育要領と保育所保育指針による教育

幼稚園と保育所は, 就学前の幼児を教育・保育する施設として重要な役割を果たしている。これらの施設は, 将来の人間形成の基礎を培う役割を持ち, 相互に整合性を図って策定された幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいて教育・保育を行っている。

教育要領等は総則のほか, 次の5分野で構成され「ねらい」と「内容」が示されている。



幼児教育と小学校の連携の必要性

幼児期は, 生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることから, 幼児が遊びを通して「豊かな心」「物事に自ら関わろうとする意欲」「健全な生活を営むために必要な態度」を養い, 生きる力の基礎を育むことが強く求められるようになっている。

そのために, 幼稚園等と小学校が子どもの発達特性や教育・保育内容及び指導方法を相互に理解し, 連続性のある教育を展開していくことが必要とされる。

教育課程の連携(小学校・中学校)

【現状】

不登校や問題行動などの要因ともされる中学校における「中1ギャップ²」が大きな教育問題として取り上げられている。そのことにより, 各地の中学校では小・中連携について取り組みは始めている。とりわけ安全管理, 生徒指導, 学校行事や授業の合同実施に着手する中学校が見られるようになってきている。

義務教育制度においては6年間の小学校教育と3年間の中学校教育により9年間の義務教育(6-3制)を修了することとなっている。これは学校教育法(第16条, 第17条)に定められ, 広く定着している。

しかしながら, 脳科学や発達心理学の分野での研究においては, 子どもたちの発達には, 年齢の

区分によりいくつかの段階があるとされている。小学校4年生に相当する年齢を中心として前後1年程度が一つの区切りとされることが多いようである。このことから現在では、様々な教育カリキュラムに取り組んでいる小学校・中学校が見られるようになってきている。

6・3制によらないカリキュラム例

	小学校教育						中学校教育		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
4・3・2制	→						→		
4・2・3制	→				→		→		
4・5制	→				→				
3・4・2制	→			→			→		

(3・4・2制は登米市立豊里小中学校。)

小学校・中学校の教育課程の連携は、「小・中連携強化」「一貫教育」が考えられる。連携の具体的領域も全教科の連携，一部教科の連携，学校行事での連携，生徒指導等での連携などが見受けられる。

また，間接的な小学校・中学校の教育課程の連携の例としては，高学年においての教科担任制を取り入れている小学校もある。教科担任制の特徴として，

- ・児童一人一人の良さや可能性をより引き出すことができる。
- ・教師の得意分野を生かした授業展開ができる。
- ・教師の指導力のスキルアップが図られる。
- ・中学校での教科担任制へのスムーズな移行を図るため，学級担任制を維持しながらも，複数の教員による指導に慣れさせることができる。

市内小・中学校では，中学校区を一つの単位として小・中の連携事業が行われており，その事業の内容は次のとおりである。

ア PTAの交流 3件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
小・中PTA 会長会	1件	総会と懇親会，健康まつり（保護者のスポーツ大会実施），生徒指導連絡会（生徒指導主任，PTA 役員による連絡会）
小・中PTA 連絡協議会	2件	

(6) 幼稚園等・小学校・中学校の連携

イ 児童生徒の直接交流 9件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
地区ふれあい交流会	4件	中学校生徒(福祉委員)が運営する交流会への参加(小4児童等が参加), 中学校2年生による中学校生活のガイダンスを予定 地域の小学校が同じ日に中学校を訪問し授業参観・自己紹介・ゲームを実施
中学生によるガイダンス	1件	
交流学習	4件	

ウ 小学校行事への参加 1件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
小学校学芸会への参加	1件	学芸会(児童公開)において, 中学校3年生による合唱を披露

エ 職員の交流・研修 29件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
地域小・中研修会	2件	地域内小・中学校の教職員が全学級の学習参観をして研究協議を行う(年間2回実施), 新中1生徒と小6児童の授業参観と情報交換(教員参加), 一人ひとりの学習生活の様子等の引継ぎ, 学力向上サポート事業による研究授業により小中各3回の授業参観の実施
小・中連絡会等	23件	
小・中引継ぎ会	3件	
相互授業参観	1件	

オ 中学校行事への参加 9件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
中学校 <u>オープンスクール</u> ³ への参加	9件	小学校6年生と保護者を対象に実施(授業の体験や保護者への説明)

カ その他 3件

細 項 目	内訳件数	具体的内容
学校便りの交換	1件	毎月の学校だよりの相互配信, 特別支援学級児童生徒による交流会の実施, 職場体験の場所として中学2年生の生徒を2~3名受け入れている。
特別支援学級児童生徒交流会	1件	
職場体験の実施	1件	

【課題】

- ・幼・小の教育指導方針の相互理解を高める取り組み（0歳児又は3歳児から未就学児までを、遊びを中心として教育（保育）する幼稚園・保育所と、教科学習をする小学校とでは根本的に指導方針が異なる）。
- ・中学校区に複数の小学校がある場合の連携方策（中学校区に一つの小学校がある場合は、小中の連携は図りやすいが、複数の小学校と一つの中学校での連携方法について、研究が必要である）。
- ・小学校の小規模校における教科担任制導入策（教科担任制による指導は、それぞれ教科ごとに担当する教員を配置することになり、1人の教員が複数の教科を担当する場合でも、各学年に2～3学級のクラス数が必要となるので、基本的には小規模小学校では実施が困難となる）。

【具体の方策】

- ・幼稚園や保育所は、遊びを中心として教育（保育）を行うこととされているので、それを受け入れる小学校側においては、子どもたちの特性を十分に理解する必要がある。そのため、幼（保）小の「子どもたち」や「指導者」の交流を定期的に行うことにより、理解度を高めていく。
- ・一つの中学校が複数の小学校と個別に交流・連携を行うことは、中学校の負担が大きくなるので、中学校区内の小学校が一堂に会して小中の連携を図るなどの方策を講じる。
- ・教科担任制は、小学校教育においても有効な教育方法であると言えるが、小規模校での導入は体制づくりや具体策も含め学校長の裁量で行う。

教職員の情報交換と課題研究**【現状】**

小学校と中学校の情報交換については、中学校区単位での小・中連絡会や小学校と中学校の1対1の情報交換会が行われている。これらは、相互授業参観を行うなどし、授業の受け方、生活態度、家庭での養育状況などについて、それぞれの立場からの意見交換が行われている。

課題研究については、これまでの指導方法について課題を見つけ校内で研究を行っている。同一課題について1年～2・3年で研究及び実施・検証を行っている現状である。

学校の種別を越えての課題研究は、文部科学省のモデル事業に指定された場合には行われたが、恒常的な課題研究は例がなく、課題の共通理解等に留まっている。

【課題】

- ・教職員の参加率を高める取り組み（小中連絡会等の情報交換には、各校（園・所）の全教職員が参加しているものではなく、限られた人数での出席で行われている）。
- ・教科ごとの情報交換と課題研究を高める取り組み（情報交換会等は、生徒指導を中心として行われ、各教科の具体的内容についての意見交換等を行っている例は少ないようである）。

【具体の方策】

- ・教職員の意識を高め、教科研究会等へ積極的に参加していく。
- ・小・中連絡会等の情報交換等については、年次計画の中で長期休業日を利用して開催する等の方策を講じ、より多くの教員が参加できるように努める。また、内容も教科指導の面において、子どもたちの発達段階に応じ、連続性を持った指導のあり方等の意見交換に努めていく。

【推進手法】

前期計画

- ・子どもたちや教職員の交流・連携事業を推進するため、校種間連携会議を設置する。
- ・幼稚園や保育所の保護者を対象に、小学校入学に向けた（仮称）子育てステップ学級を開催する。

後期計画

- ・教科担任制の導入を検討する。

-
- 1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取ることができない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目されている。
 - 2 中1ギャップ：小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。
 - 3 オープンスクール：参加者が授業を体験したり、在校生からクラブ活動や校内の様子を聞いたりして、学校についての理解を深めるための事業。

検討項目 7

学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

検討項目 7 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・食育基本法・学校給食法，同施行令・施行規則・学校保健安全法，同施行令・施行規則・学校給食衛生管理の基準，学校環境衛生基準・学校給食基本構想・基本計画（大崎市教育委員会）
-----------	---

将来像

学校給食基本構想・基本計画にもとづく施設整備が計画的に行われている。
学校給食における地産地消と食育の推進が図られている。

学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設整備の推進

【概要】

学校給食基本構想・基本計画（以下「計画」という。）は，大崎市の学校給食のあり方や新たな施設整備の実現のために，平成19年12月に大崎市学校給食センター推進庁内連絡会議及び作業部会を設置し，食育の推進，地産地消の推進，よりよい学校給食の運営等について検討し教育委員会が策定したものである。

給食施設のあり方（配送エリア含む）は，次の基本方針に基づき検討された。

学校給食基本構想・基本計画

【基本方針】

- 1 調理，配送，各学校の給食開始時間を総合的に勘案し，配送時間をおおむね30分以内のエリアとし，順次，給食センター方式¹へ移行していきます。
- 2 今後整備する給食センターの規模については，既存の給食センターの調理数を基本に考えますが，市の中心部においては，施設整備における民間手法の活用²を検討していく中で，配送車の効率的な配置なども考慮しながら，適切な調理数を設定することとします。
- 3 築年数が経過していないドライ方式³の自校給食調理場がある地域においては，親子方式⁴による給食の提供も視野に入れていきます。
- 4 既存の給食センターの活用を図っていきます。

参考：学校給食基本構想・基本計画より抜粋

食育の推進

- ・基本的な生活習慣の改善
- ・楽しく食べる環境づくり

- ・食にかかわる体験活動の推進
- ・食にかかわる知識の習得
- ・大崎の食文化の継承
- ・食育推進体制の整備

地産地消の推進

- ・安全・安心な食材の提供
- ・地場産品の利用拡大
- ・米を中心とした「日本型食生活」の推奨
- ・食材の供給システムの構築

よりよい学校給食の運営

- ・環境に配慮した給食施設の運営
- ・給食施設の適切な配置
- ・給食業務の効率化
- ・地域との連携

学校給食施設設備の見直しに当たっては、衛生面、調理能力、施設設備の老朽化など考慮すべき点が多くなっている。

なお、エリアごとの資料における配食数は、平成22年度分には給食関係職員を含め、平成28年度推計分には、学校給食のセンター化を検討するため給食関係職員を含めないものとした。

AエリアからGエリアについては、平成19年に策定された計画の将来的な学校給食施設の配置イメージによる。(P71 大崎市の将来的な学校給食施設の配置イメージ参照)

なお、各エリアについては、おおむね30分以内で配食可能な幼稚園・小学校・中学校を一つのサークルとしているため、重複して記載されている幼稚園・小学校・中学校があるが、今後、既存の学校給食センターからの配食拡大や、新たな学校給食センターの建設により、将来的には重複部分はなくなり、それぞれのエリアで配食校(園)は整理されていくこととなる。

Aエリア

【現状】：鳴子地域は、幼稚園2園、小学校4校、中学校1校である。小学校の給食室は、築19年から48年までのウェット方式⁵の施設となっている。(計画においては、Aエリアに鬼首小学校は含まれていないので、自校方式を継続することと考える)

中学校では、鳴子中学校が18年度に開校し、ドライ方式の給食室(調理能力350食)を備えている。

鳴子幼稚園は、牛乳による補食給食となっているが、川渡幼稚園は、平成22年4月から川渡小学校からの親子方式による完全給食が実施されている。

(7) 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
鳴子幼稚園	19	19	推計値無し	ミルク給食 ⁶
川渡幼稚園	29	29	"	親子方式(川渡小学校から)
小計	48	48		
鳴子小学校	103	81	22	自校方式
川渡小学校	140	137	3	自校方式
鬼首小学校	53	34	19	自校方式
中山小学校	23	17	6	自校方式
鳴子中学校	188	135	53	自校方式
小計	507	404	103	
合計	555	452	103	

【課題】

- ・鳴子中学校給食室の活用

【具体の方策】

- ・中・長期的な活用方針としては、鳴子地域内の幼稚園、小・中学校給食施設の核としての位置づけを行う。

【課題】

- ・鳴子温泉地域の完全給食化

【具体の方策】

- ・鳴子幼稚園のミルク給食から完全給食への移行を検討する。

【課題】

- ・小学校給食の検討

【具体の方策】

- ・鳴子中学校給食室から配送可能(配送時間がおおむね30分以内)な小学校については、親子方式による給食提供を行う。
- ・小学校施設の再編が行われる場合は、その時期に合わせて配食することも有効であると考えられる。その場合は、鳴子中学校給食室の改修の必要性についても併せて検討を行う。

Bエリア

【現状】：岩出山地域には、岩出山学校給食センター（調理能力1,500食）があり地域内の小学校5校，中学校1校と黎明中学校（260食程度）に配食している。この給食センターは、ドライ方式により平成9年度から稼動しており、炊飯設備は整備されていなかったが、平成22年8月より炊飯設備が整備され、岩出山地域は完全給食が実施されている。（炊飯設備整備後の供給能力は1,500食程度）

平成22年度ではおおむね1,150食を供給しており、このエリアにはさらに、東大崎小学校，宮沢小学校が含まれている。

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
東大崎小学校	158	122	36	自校方式
宮沢小学校	137	90	47	自校方式
古川地域計	295	212	83	
岩出山小学校	325	293	32	岩出山学校給食センターから(完全給食)
上野目小学校	71	62	9	岩出山学校給食センターから(完全給食)
池月小学校	64	81	17	岩出山学校給食センターから(完全給食)
真山小学校	46	67	21	岩出山学校給食センターから(完全給食)
西大崎小学校	68	69	1	岩出山学校給食センターから(完全給食)
岩出山中学校	321	266	55	岩出山学校給食センターから(完全給食)
黎明中学校	260	260	0	岩出山学校給食センターから
岩出山地域ほか計	1,155	1,098	57	
合計	1,450	1,310	140	

【課題】

- ・配食先の検討

【具体の方策】

- ・完全給食移行後の給食センターの供給能力の余力は300食程度で、今後検討する新たな給食センターの規模に影響を及ぼすことから、配食エリアの拡大を目指す。
- ・配食先は、岩出山地域全小・中学校，黎明中学校のほか，古川地域の小・中学校への配食を検討する。

Cエリア

【現状】: 古川地域の幼稚園3園, 小学校6校, 中学校2校と西大崎小学校(岩出山)が含まれている地域となっている。このエリア内の幼稚園では, 隣接する小学校から配食される親子方式を採っており, 小・中学校は自校方式のウエット型の給食室を備えている。

単位: 人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
西大崎小学校	68	69	1	岩出山学校給食センターから(完全給食)
岩出山地域計	68	69	1	
東大崎幼稚園	24	24	推計値無し	東大崎小学校から(親子方式)
ゆめのさと幼稚園	27	27	"	宮沢小学校から(親子方式)
長岡幼稚園	29	29	"	長岡小学校から(親子方式)
古川第四小学校	742	801	59	自校方式
西古川小学校	130	123	7	自校方式
東大崎小学校	158	122	36	自校方式
宮沢小学校	137	90	47	自校方式
長岡小学校	214	176	38	自校方式
清滝小学校	87	57	30	自校方式
古川西中学校	228	192	36	自校方式
古川北中学校	271	268	3	自校方式
古川地域計	2,047	1,909	138	
合計	2,115	1,978	137	

【課題】

- ・ Cエリアの給食センター必要性の検討

【具体的方策】

- ・ 古川地域の川北地区を含むCエリアへの給食センター建設については, 幼保一元化施設の検討や学校の施設再編等が大きく影響することから, 総合的な視野に立って給食センターの必要性を再検討する。
- ・ 今後の児童生徒数の推移を見た場合, 新たな給食センターを建設するのではなく, 例えば古川北中学校の給食室を改修してエリア内に配食するという, Aエリアの鳴子中学校と同様の方策も検討する。

Dエリア

【現状】：古川地域の幼稚園4園，小学校9校，中学校3校と田尻幼稚園，田尻小学校が含まれている。このうち，古川南中学校の給食室の維持，管理，運営は平成18年度から15年間はPFI事業者が行うため，検討から除外する。幼稚園4園は全て隣接する小学校から配食される親子方式を採っている。

小学校は，古川第一小学校から古川第五小学校までの5校が含まれ，中学校でも古川中学校，古川東中学校などの大規模校がエリア内となっている。

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
ゆめのさと幼稚園	27	27	推計値無し	宮沢小学校から(親子方式)
富永幼稚園	25	25	"	富永小学校から(親子方式)
敷玉幼稚園	32	32	"	敷玉小学校から(親子方式)
長岡幼稚園	29	29	"	長岡小学校から(親子方式)
古川第一小学校	650	648	2	自校方式
古川第二小学校	881	902	21	自校方式
古川第三小学校	644	672	28	自校方式
古川第四小学校	762	801	39	自校方式
古川第五小学校	756	887	131	自校方式
宮沢小学校	137	90	47	自校方式
長岡小学校	214	176	38	自校方式
富永小学校	194	168	26	自校方式
敷玉小学校	168	225	57	自校方式
古川中学校	687	652	35	自校方式
古川東中学校	593	612	19	自校方式
古川北中学校	271	268	3	自校方式
古川地域計	6,070	6,214	146	
田尻幼稚園	54	54	推計値無し	田尻学校給食センターから
田尻小学校	233	148	85	田尻学校給食センターから
田尻地域計	287	202	85	
合計	6,357	6,416	59	

【課題】

- ・ Dエリアの給食センターの位置づけ

【具体の方策】

- ・ 学校の施設再編を考慮した計画とする必要がある。
- ・ 大規模な給食センターではなく、コンパクトな施設を数箇所建設するという考えもあり、Cエリアも含めて検討する。

【課題】

- ・ 配食先の検討

【具体の方策】

- ・ 児童生徒数が非常に多いことから、他エリアと重複する学校を中心に、他エリアの給食センターからの効率的な配食を計画し、給食センターの規模縮小に努める。

Eエリア

【現状】: 田尻地域を中心とし、富永小学校、富永幼稚園をカバーできる範囲で示されている。核となる給食施設は田尻学校給食センター（調理能力1,500食）であり、ドライ方式により、平成15年から稼働している。現在は、田尻地域の幼稚園2園、すまいる園（4,5歳児のみ）、小学校3校、中学校1校に供給している。

また、富永小学校は自校に給食室があり、富永幼稚園に親子方式として供給している。

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
田尻幼稚園	54	54	推計値無し	田尻学校給食センターから
大貫幼稚園	52	52	〃	田尻学校給食センターから
すまいる園	94	94	短時間のみ	田尻学校給食センターから
田尻小学校	233	148	85	田尻学校給食センターから
沼部小学校	309	257	52	田尻学校給食センターから
大貫小学校	138	140	2	田尻学校給食センターから
田尻中学校	380	319	61	田尻学校給食センターから
田尻地域計	1,260	1,064	196	
富永小学校	194	168	26	自校方式
富永幼稚園	25	25	推計値無し	富永小学校から(親子方式)
富永地区計	219	193	26	
合計	1,479	1,257	222	

【課題】

- ・古川地域へ配食先を拡大した場合の保護者理解

【具体の方策】

- ・既存の給食センターについては、調理能力や配送時間を考慮し、可能な範囲においてエリアの拡大に努めることを基本とする。これに伴い田尻学校給食センターから古川地域の幼稚園、小学校へ配食することとなった場合は、小学校と中学校で配食元となる給食センターが異なることも考えられるので、保護者の理解を得る必要がある。

(給食に関して配食元が異なるということについては、特に問題はないという意見が検討委員会で出されている。)

【課題】

- ・配食先の検討

【具体の方策】

- ・田尻地域全幼稚園，小・中学校及び古川地域の幼稚園，小学校を対象とする。

Fエリア

【現状】：古川地域の南部，三本木地域，松山地域の一部までを区域として示されている。エリア内の学校は，幼稚園2園，小学校9校，中学校3校となり園児，児童生徒及び教職員を含め5,300人程度となっている。

平成21年8月に，大崎南学校給食センター（調理能力1,500食）が三本木地域に開設し，平成23年3月現在の配食先は，三本木小学校・三本木中学校・志田小学校・にじの子幼稚園となっている。

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
にじの子幼稚園	31	31	推計値無し	大崎南学校給食センターから
敷玉幼稚園	32	32	推計値無し	親子方式
古川第一小学校	650	648	2	自校方式
古川第二小学校	881	902	21	自校方式
古川第三小学校	644	672	28	自校方式
古川第五小学校	756	887	131	自校方式
志田小学校	81	61	20	大崎南学校給食センターから
高倉小学校	75	70	5	自校方式
敷玉小学校	168	225	57	自校方式

(7) 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進

古川中学校	687	652	35	自校方式
古川東中学校	593	612	19	自校方式
古川地域計	4,598	4,792	194	
下伊場野小学校	34	41	7	自校方式
松山地域計	34	41	7	
三本木小学校	532	458	74	大崎南学校給食センターから
三本木中学校	206	255	49	大崎南学校給食センターから
三本木地域計	738	713	25	
合計	5,370	5,546	176	

【課題】

- ・大崎南学校給食センターの配食先の早期決定

【具体の方策】

- ・Fエリアの古川地域南部を中心に学校や保護者の理解を図り、配食先を早期に決定する。給食センターから配食を受ける場合には、学校側でも配膳室等の施設整備をすることとなり、新たな経費が必要となる。

【課題】

- ・配食先拡大の検討

【具体の方策】

- ・配食先は、古川地域の南部の幼稚園、小・中学校のほか、松山地域の小・中学校を対象として検討する。

Gエリア

【現状】：松山地域，鹿島台地域の幼稚園3園，小学校3校，中学校2校がまとまっているエリアであるが，下伊場野小学校はこのエリアには入っていない。幼稚園では鹿島台第二幼稚園が親子方式による補食給食⁸を実施しているが，ほかの2園は弁当を持参している。小学校においては，松山小学校が平成19年1月に新校舎が落成しているが，給食施設は旧校舎のものを使用している。

鹿島台小学校は築25年でウェット方式，鹿島台第二小学校は築26年であるがドライ方式で運営している。松山中学校の給食室は築32年，鹿島台中学校の給食室は築31年が経過している。

また，鹿島台地域には平成22年4月に幼保一元化施設の鹿島台なかよし園が鹿島台保育所用地に開園され，鹿島台第三幼稚園が吸収される形となっている。

単位：人

	平成22年5月1日現在	平成28年度(推計)	増減	備考
まつやま幼稚園	91	91	推計値無し	ミルク給食
松山小学校	357	219	138	自校方式
松山中学校	202	179	23	自校方式
松山地域計	650	489	161	
鹿島台第一幼稚園	70	70	推計値無し	ミルク給食
鹿島台第二幼稚園	11	11	推計値無し	鹿島台第二小から(親子方式)
鹿島台小学校	607	507	100	自校方式(補食給食)
鹿島台第二小学校	95	52	43	自校方式(補食給食)
鹿島台中学校	371	334	37	自校方式(補食給食)
鹿島台地域計	1,154	974	180	
合計	1,804	1,463	341	

【課題】

- ・ Gエリアの給食センターの位置づけ

【具体的方策】

- ・ Gエリアは，松山地域と鹿島台地域を対象として配食する2,000食程度の調理能力を持つ給食センターのエリアとして位置づける。
- ・ 二つの地域を対象とする給食センターと位置づけていることから，仮に給食センター化には理解を得られたとしても，どちらの地域に建設するかといった課題が残る。このエリアに限った問題ではないが，児童生徒の保護者及び地域住民に対しては，構想段階から十分な説明を行い，納得を得られるような施策の展開が必要となる。

【課題】

- ・配食先の検討

【具体的方策】

- ・配食先は松山地域幼稚園，小・中学校及び鹿島台地域幼稚園，小・中学校とする。

【推進手法】

前期計画

- ・学校給食を生きた教材として活用するため，栄養士による食育の指導を行い，食に関する正しい知識と食を選択する力，食にかかわる感謝の心を育成する。
- ・安全で安心な地場産食材の利用拡大と地産地消の推進に向けて，大崎市の特別栽培米と大崎市産の食材による市内統一地場産給食の日を実施する。
- ・学校給食センターの運営実態を理解してもらうため，保護者や地域住民を対象とした施設見学会，給食試食会を実施する。
- ・大崎南学校給食センターの配送エリアを拡大する。

後期計画

- ・幼稚園から中学校までの完全給食の実施に向けて，松山地域と鹿島台地域の学校給食センター整備計画を検討する。
- ・鳴子中学校給食室に学校給食センター機能を持たせるため，給食室改修工事を検討する。
- ・既存の学校給食センターの配送エリア再編を行い，古川地域の学校給食センター化を検討する。

- 1 給食センター方式：集中調理施設を設け，複数の学校給食を一括して調理し，各学校に配送するシステムで，大崎市には岩出山学校給食センター，田尻学校給食センター，大崎南学校給食センターの3か所がある。
- 2 民間手法の活用：市が実施している事務事業のうち，民間と競合しているもの，民間の代替が可能なもので，より一層効率性が期待できるものについて，民間の力を借りるもの。
- 3 ドライ方式：給食室の床を乾いた状態で使用し，床からの跳ね水などによる二次汚染を防止することができる給食施設をいう。
- 4 親子方式：給食室を持つ自校方式の学校が，給食室を持たない学校の給食調理も行う場合をいう。給食室を持つ方が「親」，給食室を持たない方が「子」となる。一般に距離の近い学校同士で行われる。
- 5 ウエット方式：給食室の床面に水を撒き，常に濡れた状態で調理する給食施設。床の傾斜度が悪く，水溜まりや食品カスの放置，水を放置したままにすると細菌の増殖に繋がる。
- 6 ミルク給食：給食内容がミルクのみの給食をいう。
- 7 PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- 8 補食給食：完全給食以外の給食で，給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

大崎市の将来的な学校給食施設の配置イメージ

小学校	
1	古川第一小学校
2	古川第二小学校
3	古川第三小学校
4	古川第四小学校
5	古川第五小学校
6	志田小学校
7	西古川小学校
8	東大崎小学校
9	宮沢小学校
10	長岡小学校
11	富永小学校
12	敷玉小学校
13	高倉小学校
14	清滝小学校
15	松山小学校
16	下伊場野小学校
17	三本木小学校
18	鹿島台小学校
19	鹿島台第二小学校
20	岩出山小学校
21	岩小川北分校
22	上野目小学校
23	池月小学校
24	真山小学校
25	西大崎小学校
26	鳴子小学校
27	中山小学校
28	川渡小学校
29	鬼首小学校
30	田尻小学校
31	沼部小学校
32	大貫小学校

中学校	
33	古川中学校
34	古川東中学校
35	古川西中学校
36	古川北中学校
37	古川南中学校
38	松山中学校
39	三本木中学校
40	鹿島台中学校
41	岩出山中学校
42	鳴子中学校
43	田尻中学校

幼稚園	
44	にじの子幼稚園
45	東大崎幼稚園
46	ゆめのさと幼稚園
47	富永幼稚園
48	敷玉幼稚園
49	長岡幼稚園
50	松山幼稚園
51	ひまわり園
52	鹿島台第一幼稚園
53	鹿島台第二幼稚園
54	鹿島台第三幼稚園
55	川渡幼稚園
56	鳴子幼稚園
57	田尻幼稚園
58	大貫幼稚園
59	すまいる園

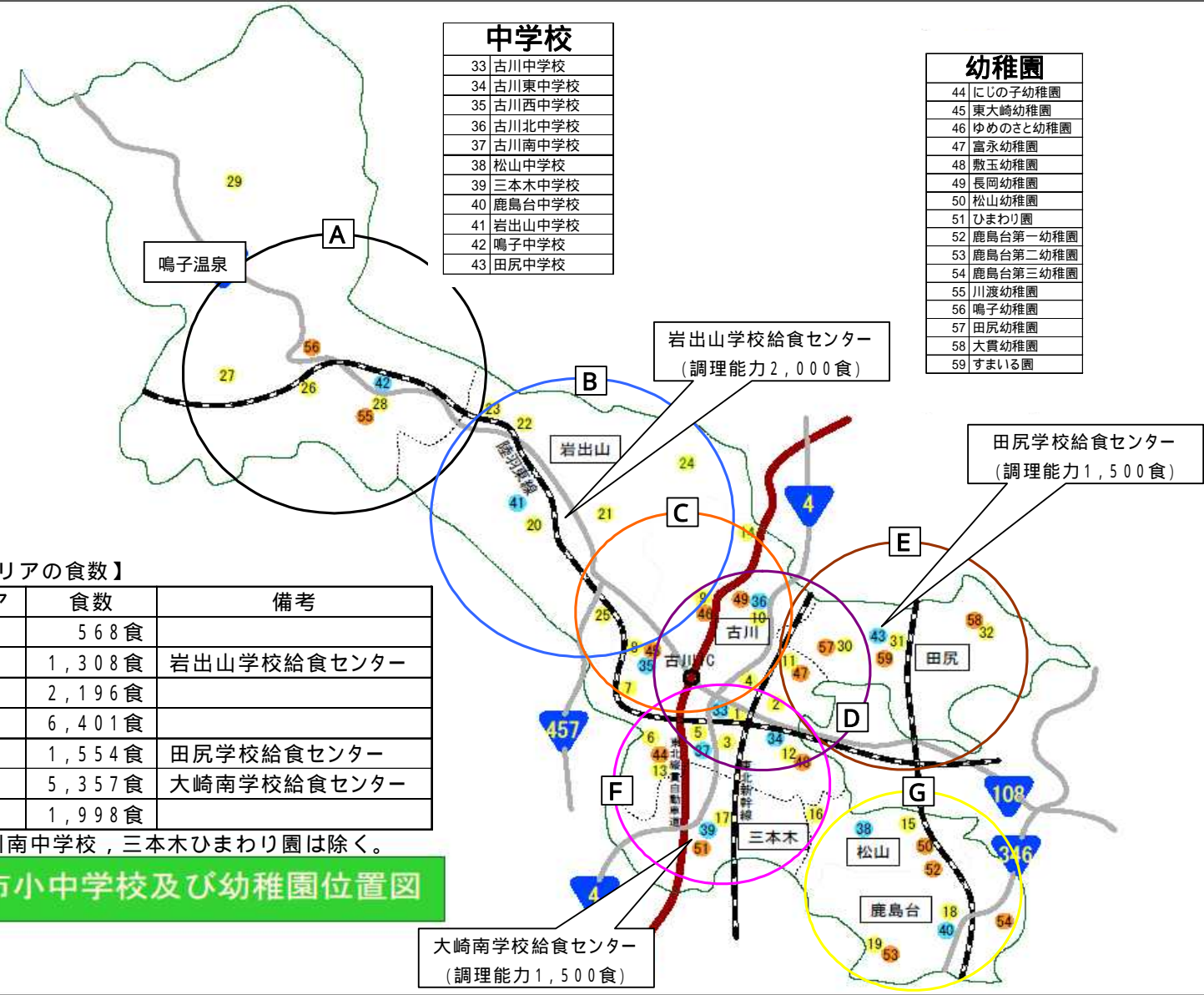
【各エリアの食数】

エリア	食数	備考
A	5,68食	
B	1,308食	岩出山学校給食センター
C	2,196食	
D	6,401食	
E	1,554食	田尻学校給食センター
F	5,357食	大崎南学校給食センター
G	1,998食	

古川南中学校，三本木ひまわり園は除く。



大崎市小中学校及び幼稚園位置図





検討項目 8

教育施設設備の計画的整備

検討項目 8 教育施設設備の計画的整備

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・大規模地震対策特別措置法，同施行令・地震防災対策特別措置法，同施行令・建築物の耐震改修の促進に関する法律，同施行令
-----------	--

将来像

安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように，計画的な施設整備が行われている。

緑に囲まれた教育環境で，子どもたちが生き活きと学習している。

教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施

【現状】

- ・平成 24 年度までに，市立小・中学校全ての耐震補強工事は終了予定である。
- ・平成 23 年 1 月現在で整備中の学校は次のとおり。
岩出山小学校校舎棟
- ・平成 23 年 1 月現在，耐震診断 Is 値¹ が 0.7 未満で，未整備の学校は次のとおり。
古川第三小学校校舎棟，敷玉小学校屋体棟，鹿島台小学校屋体棟，西大崎小学校屋体棟
池月小学校校舎棟，中山小学校屋体棟，古川東中学校校舎棟・屋体棟
- ・未整備の小・中学校 7 校については，平成 23 年度に 耐震補強²・大規模改造³・危険改築⁴などの工事により，全て整備予定である。

【課題】

- ・市立小・中学校の耐震補強工事と統廃合計画を見据えた大規模改造工事の実施（耐震補強工事は，平成 24 年度までに市立小・中学校全てが終了する予定だが，大規模改造工事等については，前期・後期の統廃合計画を見据えた上で行う必要がある）。

【具体的方策】

- ・市立小・中学校の耐震補強工事を，平成 24 年度までに終了させる。
- ・検討項目 3 の前期・後期の統廃合計画（案）を踏まえて大規模改造工事を実施する。

【課題】

- ・児童生徒数の推計に基づく増改築工事の実施（児童生徒数の将来推計による教室数の不足を把握し，増改築工事等を行う必要がある）。

【具体の方策】

- ・社会的要因を加味した増減率による児童生徒数の推計を，毎年5月1日を基準として行い，大規模校における向こう6年間の児童生徒数の推移を把握する。
- ・教室数の不足が予測される場合は，増改築工事に対応するか，学区の変更に対応するかについて，学級数や他校との均衡も考慮しながら検討する（想定される対象校：古川第二小学校，古川第四小学校，古川第五小学校）。

長期的な施設整備計画の策定と計画的実施

【現状】

- ・大規模改造工事，危険改築工事等は，全体の施設整備計画のもとに年次別計画を立てて実施している。
- ・施設設備の修繕等については，修繕度合により随時対応している。

【課題】

- ・年次別施設整備計画の策定（施設整備は予算規模が大きいことから，年次計画で予算計上を行う必要がある）。

【具体の方策】

- ・年次別の施設整備計画を策定し，それに基づいて予算計上を行う。

【課題】

- ・統廃合計画を見据えた施設整備計画策定（前期・後期の統廃合計画（案）を見据えた施設整備計画の策定が必要である）。

【具体の方策】

- ・検討項目3の前期・後期の統廃合計画（案）を踏まえて施設整備計画を策定する。

【課題】

- ・児童生徒数の将来推計による教室数不足対応策（児童生徒数の将来推計による教室数の不足を把握した整備計画の策定が必要である）。

【具体の方策】

- ・児童生徒数の推計に基づく増改築工事の実施と同様の方策とする。

【課題】

- ・施設の老朽化や危険度対策（施設の老朽化や危険度に基づく整備計画の策定が必要である）

【具体の方策】

- ・施設の安全点検を定期的に行い，危険箇所や異状の有無について把握し，緊急対応が必要な場合は即時の改修に努め，それ以外は老朽化や危険度の判定結果に基づき，年次計画で整備を行っていく。

【課題】

- ・統廃合後の跡地利活用策（学校の統廃合による校舎や校庭の跡地利用の検討が必要となる）

【具体の方策】

- ・統廃合により空いた校舎，校庭などの施設については，地域住民との協議を踏まえて有効な利活用に努めていく。
- ・市のウェブサイト等での周知による利活用策も考えていく。

【課題】

- ・屋外教育環境施設整備における緑化推進

【具体の方策】

- ・校舎周辺の緑化推進にむけて，樹木の種類等を見定めて植栽を行い，緑に囲まれた学校づくりを目指していく。
- ・芝生整備は，砂塵の減少，緑の増大，ヒートアイランド現象の緩和，地域との関わりの増大という教育に好環境をもたらす反面，工事から維持・管理まで地域と一体となった継続的かつ主体的な取り組みが必要なことと，面積要件も考慮すべきことから，実施の際は幼稚園等の園庭をモデル事業とし，一定の評価期間後に事業の拡大化を検討する。

【推進手法】

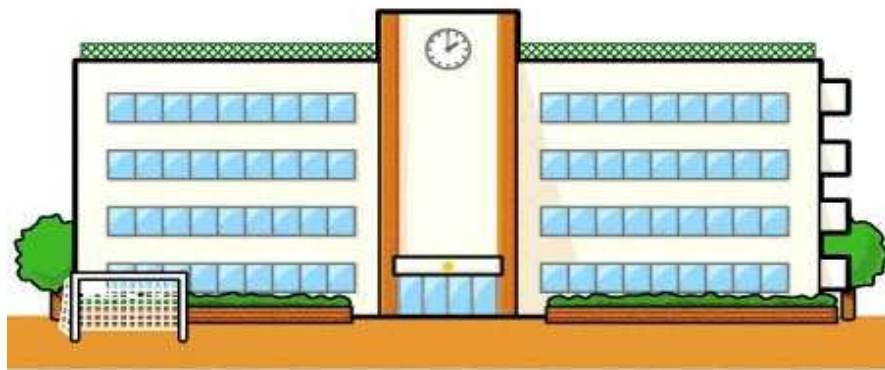
前期計画

- ・市立小・中学校の耐震補強工事を完了する。
- ・古川第一小学校木造校舎の改築をはじめとする施設整備計画に着手する。
- ・市立小・中学校の緑化推進計画策定に着手する。

後期計画

- ・市立小・中学校の施設整備計画で検討している事業を推進する。
- ・地域住民，行政，関係機関により，統廃合後の校舎や校庭などの利活用について協議する。

-
- 1 I s 値：耐震診断に用いる数値で，学校においては0.7が基準とされている。
 - 2 耐震補強：I s 値が基準値の0.7未満の学校において，基準値をクリアするために行う補強工事。
 - 3 大規模改造：経年により，通常発生する学校建物の損耗，機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装等の工事。
 - 4 危険改築：建物の骨組みが危険な状態にある度合いは耐力度で示され，構造耐力，保存度及び外力条件について耐力度調査票により測定された結果，構造上危険な状態にある学校建物を改築する工事。



検討項目 9

園児及び児童生徒の危機管理体制構築

検討項目 9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

関係法令及び基準等	<ul style="list-style-type: none">・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律・ 学校保健法，同施行規則・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法・ 幼稚園設置基準・ 小学校設置基準・ 中学校設置基準
-----------	---

将来像

子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。
子どもたちを危険から回避するために，教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。

園舎，校舎等の安全確保対策

【現状】

- ・ 幼稚園や小・中学校では，園内・校内の施設・設備及び遊具等について，定期的に安全点検を行い事故の未然防止に努めている。安全点検に当たっては，安全点検簿を作成して，点検箇所，点検項目等の実施内容や結果の処置について管理している。
- ・ 日常的には，下記のように，校舎内外の危険箇所，異状の有無についてその把握に努めているとともに，その対処に当たっている。

管理職及び施設管理担当教職員が施設・設備使用前後に安全確認を行っている。また，担任及び指導者は，子どもたちが安全に使用することにも目を向け，事故のない教育活動となるよう指導に当たっている。

教職員が日直として1日に数回校舎内外の巡回に当たり，異状の有無についての確認を行っている。

- ・ 軽微な修繕等の対応については教職員や校内修繕費で，校内での対応が難しいものについては教育委員会を通して行い，安全な教育環境の保持に努めている。

【課題】

- ・ 施設・設備の老朽化への早急な対応（改修，修繕，撤去）
- ・ 耐震工事の早急な着工や地震対策用設備の充実
- ・ 業者による安全点検の必要性

【具体の方策】

- ・施設・設備は、年次別整備計画の策定で対応する。
- ・校舎，体育館等の耐震補強工事は，平成24年度までに全小・中学校終了する。
- ・園舎，校舎，体育館等の危険度判定を定期的実施する。
- ・遊具等の安全点検は，専門業者への依頼も含め定期的実施する。

園内，校内における教職員の危機管理対策

【現状】

- ・常に安全な教育環境で学習ができるよう教職員は，施設・設備，使用教材等の安全を確認するとともに，子どもたちの安全な活動や教材使用となるように指導している。
- ・外部講師による不審者侵入時の対応や救急処置（心肺蘇生法）等の実技研修を行っている。
- ・ネットランチャー¹の配備と使用講習会を実施している。
- ・AED²の配備と使用講習会を実施している。
- ・防犯研修会等への教職員の参加と，校内での他職員への伝達を図っている。
- ・各学校では文科省からの通知，指針等に基づき，子どもたちの安全確保のために，学校・地域の実態に応じたより具体的で実効性の高い緊急時の対応マニュアルを作成している。
- ・マニュアルは，自然災害（地震や悪天候時等の非常変災）時，火災発生時，不審者侵入時の対応，さらには学習活動時の対応等，想定される緊急時について具体的な対応ができるよう作成している。
- ・全教職員で，校内マニュアルを確認し共通理解を図るとともに，安全教育活動の実施・評価・反省をもとに常にマニュアルの改善を図っている。
- ・緊急事態発生状況に合わせて臨機応変の対応ができるように，校内での緊急時対応訓練や関係機関と連携した訓練を実施するとともに，機会をとらえながら常に子どもたちの安全確保について教職員の危機管理意識の高揚を図っている。

【課題】

- ・教職員の危機管理意識高揚
- ・危機管理対策設備の充実
- ・緊急時における人員不足の対応策
- ・マニュアルを基にした緊急時の具体的な対応策

【具体の方策】

- ・園内，校内での子どもたちの安全な学習活動に努め，教材使用も安全配慮を怠らない。
- ・園内，校内における子どもたちに対しての安全指導徹底を図る。
- ・緊急時に臨機応変に対応できるように各種訓練を充実させる。

- ・各種災害や不審者侵入時等の緊急時対応マニュアルに基づいた訓練を定期的実施する。
- ・想定される具体の緊急時対応マニュアルについて、教職員同士で共通理解を図るとともに、訓練結果を相互に評価し、反省を踏まえてマニュアルの改善を図っていく。
- ・教職員自体が危機に直面した場合の対応マニュアルも策定する。
- ・ネットランチャーやさすまたの配備と、使用講習会や模擬訓練を実施する。
- ・A E Dの配備に伴う使用講習会や、救急救命講習を実施する。
- ・園内、校内行事等にあわせ、A E Dの設置場所も考慮する。
- ・設備備品の整備計画を策定し、充実を図る（インターホン、防犯カメラ等）。
- ・通学路安全マップ³による学校と保護者、地域住民との相互確認と街頭指導の徹底を図る。
- ・通学経路や地域の実情に応じて、地域ボランティア等との集団登下校を推進する。
- ・学校と家庭との緊急連絡網と連絡体制の整備を図る。
- ・通常の下校時間や、学校行事における下校時間の変更について、学級だより等での周知を図る。
- ・緊急時に、園児・児童生徒を保護者へ確実な引渡しができるよう、各学校・地域の実態に応じたマニュアル作成や訓練実施の徹底を図る。

園外、校外における危機管理対策

【現状】

- ・定期的に教職員、地区役員による通学路の点検を行い、安全な通学路の確保に努めている。危険箇所については、子どもたちに常に注意を呼びかけたり定期街頭指導のポイント箇所に指定して現場で直接指導したりしている。
- ・定期的に教職員、地区役員、交通指導隊による登下校指導を行い、道路横断や自転車の乗り方、歩き方等について、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図っている。
- ・自然災害時や不審者等の情報による登下校時の安全確保対策として、教職員の街頭指導や引率指導を行っている。状況によっては、P T Aや地区役員による登下校指導の協力を得ることもある。
- ・通学路安全マップを作成して、教職員での確認及び登下校指導や、家庭へ配布し安全確保の協力依頼を行っている。
- ・学区のボランティア団体による見守り協力を得ている。
- ・スクールバス利用の遠距離通学児童生徒に対しては、スクールバスの安全運行に努めるとともに、運転手及び業者への指導も常時行い、安全確保に努めている。
- ・集団登下校により、1人での登下校とならないようにしている。
- ・幼稚園では、スクールバスあるいは保護者の送迎による登降園となっている。
- ・スクールガード・リーダーが定期的に通学路の巡回や危険箇所の点検、登下校指導を行い、気付いたことについて学校へ助言している。
- ・学習の場が普段と違う校外等での活動については、実地踏査を行った上で計画案を作成し、内容等について検討・確認の上で実施している。子どもたちへの事前の安全指導を徹底し、実施の際は、引率者数を増やしたり、安全指導ボランティアとして保護者の協力を得たりする等事故の未

然防止に努めるとともに、緊急連絡方法の確保や緊急時対応車両の配置など安全面では特に配慮して指導に当たっている。

- ・犯罪抑止をねらいとして、P T Aや地区役員に巡回中等と明記した乗用車用ステッカーや腕章を配布し、登下校時間帯に合わせた巡回を依頼している。
- ・地域のボランティアが、登下校時間帯に合わせて家の外に出て、子どもたちの登下校を見守るなどの活動を行っている。
- ・学校側から不審者情報等を発信し、保護者への注意喚起を促すとともに、子どもたちの安全確保について協力を依頼している。
- ・「連絡の家」「子ども110番の家」等の設置協力と、子どもたちや保護者への周知を行っている。

【課題】

- ・一人ひとりの登下校を見守る体制づくり
- ・緊急時連絡網・連絡体制の整備
- ・保護者への安全な引渡し体制の確立
- ・情報交換機会の充実
- ・指定避難場所として機能するための備蓄品の充実

【具体的方策】

- ・園外、校外における子どもたちに対する安全指導徹底を図る。
- ・園外、校外活動時の実地踏査と計画案作成、内容を検討したうえでの実施を徹底する。
- ・警察、防犯実動隊、地域学校指導員、青少年指導員等との連携や情報共有を通して、巡回指導の徹底を図る。
- ・地域住民や地区P T A単位の情報提供を図るとともに、住民の地域ボランティア活動を推進し、地域全体で子どもたちを守っていく方向性を位置づけていく。
- ・関係機関、地域住民、ボランティアの連携による「見守り隊」の結成を推進する。
- ・緊急時に、子どもたちが駆け込める緊急避難の家を、通学路や地域内に数箇所設定する。
- ・市内の自主防災組織と連携を図りながら、子どもたちを災害から守る体制を整備する。
- ・スクールバス安全運行マニュアルの作成と安全運転業務遂行を徹底させ、遠距離通学となる児童生徒に対して、登下校の安全確保を図る。
- ・スクールバス乗車中の安全教育を行う。
- ・P T Aや地域でのA E D使用講習会や、救急救命講習を実施する。
- ・スポーツ少年団活動や各種塾通い等における危険を回避するため、指導者や保護者間、家庭での安全対策を図るとともに、子どもにも安全に対する心構えを持たせていく。
- ・学校、家庭、地区P T A、地域自治組織、関係機関との情報共有に努めるとともに、連絡網の体系化を図っていく。
- ・指定避難場所となっている箇所の備蓄品については、防災担当課や総合支所との協議を進め、その役割を担える状況づくりに努めていく。
- ・指定避難場所となっている学校等に対して、教職員の支援体制づくりを整備する。

【推進手法】

前期計画

- ・教育施設・設備等の危険度判定や安全点検を定期的を実施する。
- ・園内外，校内外における安全指導や安全教育を行い，手引きやしおりを作成する。
- ・火災や地震の避難訓練，不審者侵入時対応訓練を定期に実施し，結果報告書に基づいて，実践に即したマニュアルを作成する。
- ・各種機器の使用講習会や救急救命講習を，幼稚園，小・中学校単位で開催する。

後期計画

- ・学校支援地域本部を推進母体とし，関係機関と連携を図りながら，安全・安心な教育環境づくりに向けた施策を展開する。

- 1 ネットランチャー：防犯用器具で，スイッチを押すだけで瞬時に網(あみ・ネット)が飛び出して不審者からみつき，その動きを静止するというもの。
- 2 A E D：自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator, AED) は，心室細動の際に機器が自動的に解析を行い，必要に応じて電気的なショック (除細動) を与え，心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。
- 3 安全マップ：学校ごとに通学路周辺の注意・危険箇所等を明記したマップで，年度当初に全小・中学校から提出される。

検討項目 10

地域との連携強化

検討項目 10 地域との連携強化

将来像

学校が地域社会と融合し、子どもたちが地域に支えられて学び育っている

学校支援の仕組みづくり

【現状】

- ・地域との合同開催や、地域住民を招待することによる交流が行われている（収穫祭，資源回収，運動会，地域清掃，環境美化，健康まつり，給食試食会，作品展，各種研修会や講演会，学校自由参観等）。
- ・学校現場における地域の人材が活用されている（神楽や太鼓等の指導，スキー教室指導，部活動指導，地域特産米栽培指導，ゲストティーチャーの招へい等）。
- ・地域への情報発信や各種行事参加が行われている（敬老会や地区祭への参加，老人ホーム訪問，職場体験，学校だより等の地区配布）。
- ・安全対策の連携が図られている（災害時や緊急時における保護者の携帯電話やパソコンメールへの一斉送信システムの導入，登下校時の見守り等）。
- ・情報が共有されている（地区懇談会の実施等）。

参考：スクールサポートボランティア

学習支援

- ・学習アシスタントタイプ・・・教師の指導補助をするもの
校外学習の引率補助，家庭科の実習補助，放課後の補充学習の補助，本の読み聞かせ，マット運動や跳び箱などの指導補助，ドリル学習採点補助，小学校低学年の給食運搬・配膳補助，休み時間などの子どもの遊び相手，朝のあいさつ指導など
- ・ゲストティーチャータイプ・・・直接学習指導をするもの
ものづくり指導，伝統芸能演示，部活動指導，地域の歴史学習の指導，理科の自然学習などの指導，英会話指導，茶道，華道，書道，着付けなどの指導，農作物や植物栽培などの指導，パソコン指導，昔遊びの指導など

環境支援

- ・環境サポータータイプ・・・安全で快適な学習環境を整備するもの
通学安全指導（校外パトロール），図書館管理，図書整理，花壇清掃，草取り，窓拭き，教材教具の修理など
- ・施設メンテナータイプ・・・学校施設の維持管理をするもの
校舎の補修，飼育小屋作り，壁紙の張り替え，パソコンの管理，ウェブサイトの作成・更新，植木の剪定など

【課題】

- ・地域自治組織をはじめとする活動団体が学校を支援していくための体制づくり

【具体の方策】

- ・児童生徒の登下校時や地域内での安全を確保するために、安全マップや災害時緊急マニュアルの作成、各種安全講習会の開催、「見守り隊」の結成などを推進する。
- ・学校や通学路の環境美化運動の取り組みとして、一斉清掃や植栽活動等を行っていく。
- ・運動会や環境美化作業等の学校行事について連携を図り、具体の事業を推進する。

【課題】

- ・地域の人々の知識や技術を教育活動に適切に活かすことのできる環境づくり

【具体の方策】

- ・地域で活躍している人や各種技術をもつ人、行事に協力できる人たちを登録する人材バンクを、地域の協力を得て学校が主体となって設け、学校教育（授業・部活動等）での活用を図る。

【課題】

- ・社会教育施設や専門的職員との協力による学社連携事業等の推進

【具体の方策】

- ・市図書館や公民館図書室との連携による読書活動拡大や各種事業の推進を図る。
- ・生涯学習事業（芸術文化事業や体育事業）との連携等により、学校教育への活用を図る。

【課題】

- ・地域の歴史、文化、自然環境や産業等の教材化や、地域学習の必要性

【具体の方策】

- ・副読本や地域を紹介する教材を活用することにより、市内各地域の歴史、文化、自然環境、産業等を学習する。
- ・職場体験実習の取り組みを進める。
- ・地域の伝統行事や伝承文化を教育活動に取り入れ、特色ある学校づくりを図る。
- ・生活科や総合的な学習の中で、地域の幼稚園・保育所、高齢者世帯や養護施設等の訪問、地域の公園の清掃や空き缶拾いといった体験的ボランティア活動の推進を図る。

【課題】

- ・地域に開かれた学校づくり

【具体の方策】

- ・学校図書館や特別教室，体育館など，学校施設の地域開放促進を図る。
- ・学校の余裕教室の転用を積極的に進め，学童保育，放課後児童クラブ，放課後子ども教室等としての活用を図る。
- ・「コミュニティカレッジ」などの学校開放講座を充実し，学校の人材や教育機能の地域還元を図るとともに，地域住民のボランティア意識の向上を図る施策も展開する。
- ・学校便りや校内新聞を，地域配布やウェブサイトに掲載することにより，学校行事や校内情報の地域周知を図る。
- ・身近な生活拠点（スーパーマーケット，郵便局，JR構内など）を活用し，学校の活動情報を提供するための掲示板やコーナーの設置を図る。
- ・学校の教育内容や教育方針を地域住民に理解してもらうため，インターネットやケーブルテレビなどのメディア活用を図る。

【課題】

- ・学校評議員制度¹の活用

【具体の方策】

- ・学校外の有識者などの意見を聞くための学校評議員制度を，市内全小・中学校に導入する。

【推進手法】

前期計画

- ・学校支援地域本部を市内全地域に広めるため，庁内と地域との推進組織を設置する。
- ・人材バンク登録要綱を定めて，市内小・中学校単位で人材バンク登録を実施し，市全体の名簿を作成する。
- ・安全・安心で開かれた学校づくりに向けて，市立全小・中学校に学校評議員制度を導入する。

後期計画

- ・市立小・中学校の情報提供拡大を図るため，ウェブサイト作成講習会を検討する。
- ・図書館事業や生涯学習事業において，学校教育との事業連携拡大を検討する。

1 学校評議員制度：地域社会に開かれた学校づくりを推進するため，保護者や地域住民などの意思疎通や協力関係を高めるために設けられている。校長の求めに応じ，学校運営に関して意見を述べることができる。

2 検討10項目の具体の方策と推進手法に係る

検討委員会からの主な意見



2 検討10項目の具体の方策と推進手法に係る検討委員会からの主な意見

【検討項目1】 幼児教育の方向性と民間活用の拡大

幼児教育の重要性と行政の役割

- ・ 幼保一元化施設では、文科省と厚労省という異なった環境下で先生方が働いているので、この環境をうまく共有できるような運営方策を大崎市が率先して打ち出し、国や県に発信する方向で取り組んでも良いのではないかと感じる。
- ・ 幼保一元化施設については、国の少子化対策ということで、このような施策がでてきたのだと思う。国も、どのような形で進めたらよいかということも、見定める段階までいっていないのではないかと感じている。こども園という言葉先行のものも出てきている。少子化対策をどうするかという大きな命題の中で、主に母親たちの社会進出が積極的にできる環境づくりの一つであると思う。フランスの成功例などもマスコミを通して聞こえてくるが、要は財源をどれだけつぎ込めるかといったものになり、検討中の境目にあって、決めかねているのではないかと感じる。今後、相当の変化がでてくると思う。一自治体で財源をつぎ込むのは現実的に無理なので、国の施策を待たざるを得ないと思う。
- ・ 幼稚園には学区が無いので、どこに入園してもよいということであるが、競争原理が働くと保育料やサービスの質に差ができてしまうので、よくないと思う。

公立幼稚園の整備

- ・ 幼保一元化施設等の整備については、今後の法改正にも対応できるように進めるべきであり、政治の流れを見定めつつ方策を進行させる必要がある。
- ・ 大崎市が幼保一元化施設では先進的な地域であるというアピール活動も必要ではないか。
- ・ 3歳児保育ができる幼稚園の整備を優先的に行う必要がある。
- ・ 子ども・子育て新システムにおいて、将来的にこども園という構想があるようだが、私立幼稚園がその流れに引きずられることが無いようにしなければならない。
- ・ 私立幼稚園では、こども園に移行した場合、乳児の保育も強制されると大変になる。3歳児までのノウハウと3歳児以上のノウハウとは違うと思うので、両方の機能を必ず持たせなければならないとなったら、大変になるのではないかと心配している。
- ・ 子ども・子育て新システムは、幼稚園と保育所の一本化が基本となると思う。こども園のようなものは余裕をもって整備をしていただきたい。国からの補助金等の兼ね合いもあるので、先行して整備することは難しいと思うが、住民説明をきちっとして、皆さんに理解を得られるように進めていただきたい。

公立幼稚園における住民のニーズ

- ・ お母さん方としては、働きたいという意欲があっても働けない状態になることが心配なのだと思う。仕事が潤沢にある社会情勢ではないが、子どもたちを受け入れることができる施設を十分につくっていかないと、社会もうまく廻らないと考える。

私立幼稚園の教育と行政の役割

- ・運営費補助金については、基礎的補助があって、それに人数割り分をプラスするようなものが望ましいと考える。

民間活用の妥当性・可能性と推進手法

- ・園児数の減少から見ても公立幼稚園の民営化は大変厳しいと思うので、むしろ幼保一元化施設としての整備を推進した方が良いのではないかと考える。

【検討項目2】 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

児童生徒数の推計

- ・この件については、第1回の会議の際に資料を頂いており、社会的要因を加味した増減率により児童生徒数を求めていくことにより、より精度の高いデータを作成していくということに関しては特に問題は無いと思う。
- ・推計において全体の数字をあげるとき、特定の地区が分かると不都合が生じるし、データベース上では、同じ市役所の中で完結するものを、民間レベルまで下ろして調査する必要はないのではないかと考える。

通学区域の設定方針

学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針 と関連して一括掲載

- ・敷玉の大幡地区では、敷玉小学校に行く子どもと古川第三小学校に行く子どもがいる。どちらかという、古川第三小学校のほうが近いので、全員が古川第三小学校に来るということも考えられるが、一度地域住民の方の意見を伺っても良いのではないかと考える。
- ・古川の南町北区は、学区が古川第一小学校と古川第五小学校に分かれているということは、第4回の会議の資料にある。古川第五小学校の児童が増えるということは、以前に説明をいただいた。学区の変更をしていくことが良いのか、校舎を増築して解決していくのか。将来、増えていく数の割合として、どちらのほうが良いのだろうかということが気になる。また、中学校とのかかわりもある。新興住宅地は、学校が大規模化して生徒指導上も難しくなってくる部分もある。そのようなことを考えると、質の高い教育をできるようにするため、しっかりとした教育方針を持って、保護者にもお話をしながら、不安の無いようにして進めていくことが非常に重要である。例えば、地域との協議を踏まえてといった場合、どのような方針で進めて行くのか。学区の変更や教室の不足について不安を持っている人が居るので、早めにお話しをしていただくことが必要である。
- ・下伊場野小学校や高倉小学校などは、組合立の小学校を解散した経緯があるので、学校（高倉小学校）が近くにあっても三本木小学校に通うという歴史があり、以前の学区に戻せば、高倉小学校も下伊場野小学校も人数が増えてくる。敷玉小学校区の美里町と隣接する地区からは、1キロメートル程度で下伊場野小学校に通学が可能となる。そうした場合に問題となるのは、中学校である。中学校の学区を変更しないと、下伊場野小学校から三本木中学校、松山中学校、古川東中学校を選択することとなる。中学校を三つ選択しなければならないのでは、一つの小学校にした意味がなくなるのではないかと考える。地域住民との協議を行いながら弾力的に学区変更を進めていくということに関する多少の弊害が出てくる地域もある。

なおさら、三本木小学校へはマイクロバスも出ているので、近くても歩かせるよりは、今までどおりマイクロバスで5キロメートル先の小学校を選択する親が多いのではないかという思いをしている。小学校区と中学校区を考えながら話し合いをしていかなければならないと思う。

- ・学区については様子を見たいという保護者も出てくるのではないか。例えば、経過期間として3年程度をみて、最初の3年間は希望する学校に通わせるということでも良いのではないか。田尻地域では、このような話は考えられなかった。都市化が進んでいる地域では、当然出てくる問題だろうと思うが。何事にも激変緩和措置というのがあるので、そのようなことも含んで考えてはどうか。
- ・施設増築の話があったが、増築をするという判断はどのように行われるのか。箱物なので、プレハブを持ってきて教室だということにはならない。収容できる人数が確保できればそのままの学校に行かせたいが、収容できないからほかの学校に行かせたいという保護者も居るのではないか。
- ・教育の質を落とさないようにしていただきたいという意味合いの話もある。一方では、地域の実情で非常に少人数の学校もある。それも同じ教育ということになる。大きな学校では人数が増えていくときには我慢してもらい、小さな学校では統合はなかなか進まないというのではなく、できるだけ教育的配慮をしていただけるようお願いしたい。古川第三小学校区も関係してくる。南部コミュニティーでの集会の折にも話が出ている。皆さんが真剣に考えているので、私たちの話し合ったものをまとめて地域にお話しするという説明があったので、できるだけ早く実施していただければ理解を得られるのではないか。
- ・古川第五小学校の増築について、通学区域を変更するよりは、早い対応をしていただいたと思う。特に古川第五小学校は転勤の方が多く、26年度以降は不透明で見えない部分もあると思うので、その部分は個別に対応していかなければならないと思う。
- ・私の行政区は中里北で、古川第二小学校区ではあるが古川第三小学校の方が近い。最初は、古川第二小学校はJRバスの営業所のところにあり、新幹線の工事のため現在地に移転し遠くなった。以前、町内会で古川第三小学校へ学区変更の希望があるかどうか地区民に聞いてみたが、子供の親やおじいさんからは絶対反対だとの答えが出された。

【検討項目3】 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

児童生徒数の推計

適正規模と適正配置の基本方針

- ・小学校においては、12学級以上にするということが資料にはあるが、27年度に12学級をクリアできない学校は31小学校のうち、24校である。12学級を超えるのは、鹿島台小学校、松山小学校、古川第一小学校、古川第二小学校、古川第三小学校、古川第四小学校、古川第五小学校である。この7校しか12学級をクリアしていない。それにもかかわらず12学級を打ち出してくる真意が私には計り兼ねるところがある。
- ・あくまでも調整会議で、
、
の基準を決めて、それに基づいて学級編成基準を打ち出し

- たということで、弾力的に活用していく考え方であるので、特に問題は無いのではないかと。
- ・理想を掲げるということで、出てきたのだと思う。そこに向かうとすれば様々な条件があって、の統廃合計画の時期までには難しいと思う。複式学級の解消が一番の問題と考えている。
 - ・池月小学校区に住んでいるが、隣の学校が複式学級になるという現状がある。来年度入学する1年生と2年生との数を足すと複式学級にはならないという話であるが、子どもたちが減ってきている現状である。一概には言えないが、運動会をはじめとし、いろいろな行事をみると非常にひ弱に育っていると感じる。町づくりという観点でも、この子どもたちが全員残っても大変であると日々感じている。大崎100キロ徒歩の旅という行事に7年間参加しているが、市街地から来ている子どもたちは、多くの中から何人かが来ているから、殊更学校ではリーダー的な立場で活動している子どもたちが集まってきているということであろうが、やはり、人は多いところでもまれないと、これは人ならず山に植えている木もそうであるが、ある程度まれないと、たくましくはならないと、先生方とも話しをしている。しかしながら、現実問題として池月小学校に56人しか居ないが、この学校が仮に隣の上野目小学校と統合したときには、歩いていくわけにはいかない。池月から小学生と中学生の姿が消えることとなる。これは皆が危惧している。そうすると、池月で生活していく理由は少なくなるという話が地域づくり委員会の中でも頻繁にされる。子どもたちを集めて統合すれば良いというのは分かるが、相反する考えも私の気持ちも占めているということを知っていただきたかったので、お話しさせていただいた。
 - ・現実的に大崎市でどれだけ学校が目標値につながっていくかということとは別として、理想論としては良いのではないかとと思う。先ほど私が言ったとおり、そのようにできる地域はやっても良い。しかしながら、仮に池月小学校と真山小学校と上野目小学校を足しても現実としてはそのようにはならない。理想論としては、私も受け入れるが、現実問題としては、それに限りなく近づいていくための市としての施策は、果たしてどのようなものなのか。理想論と現実をみて、この地域は理想論で行きましょう、そうでないところは、少しは理想に近づけても何か別の方策を見出す選択肢があっても良いのではないかと。
 - ・学級編成の基準については、理想としては素晴らしい案だと思っている。しかし、「多様な人間関係」「一定規模の集団を前提とする」「複数の教員が配置される」などについては、理想としては良い案だと私も思うが、高倉小学校も特殊な地域である。統廃合になれば三本木になるのではないかと。地域によっては、志田小学校のほうが近い地域もあるので、同じ高倉地区の中でも二つに分かれてしまうといったところで、子どもたちもそうであるが、地域とのつながりが分かれてしまうというところが、理想と現実で、二つ程度施策があっても良いのではないかと。
 - ・中学校については、旧6町には一つであるから、小学校も基本的に27年度は、松山、岩出山、鳴子が理想に当てはめるのなら無くなってしまふ。ですから、小学校も必ず1校は必要だと思ふ。地域の活性化のためにも残してほしい。12学級にかかわらず、小学校は各地域に1校ということで考えてほしい。

- ・12学級をクリアしているのは鹿島台小学校や三本木小学校で、一つの町の大きな小学校はクリアしている。27年度に複式になるのは、真山小学校が50人、清滝小学校が48人、高倉小学校が56人、鬼首小学校が25人、鹿島台第二小学校が43人、上野目小学校が41人、下伊場野小学校が31人、中山小学校が12人である。8校が複式になる。そのほか、岩出山小学校が257人で9学級、沼部小学校が254人で9学級である。敷玉小学校や松山小学校も7,8クラスである。このほかの12の小学校が6クラスとなる。理想として12学級を掲げるのも結構であるが、私の個人的な考えとしては、遠い目標値よりも現実の目標値にしたほうが良いのではないかと。私のほかにも、小さい学区区から来られている方はそのように思うのではないかと。「グループ学習や部活動、学校行事など、一定の集団」とある。以前に聞いた話では、すくなくとも野球ができる程度のクラス編成が望ましい。そうすると、18人ということになる。最近では、体育の時間にサッカーができるクラス編成ということで22人になるが、私としては25人の6学年で150人規模の学校でも良いのではないかと。大崎独自の目標値を掲げていくのも大切ではないかと。「教育活動を、支障なく成立させることができること。」とあるが、小規模校ではこれまで支障があったようにも読み取れる。中学校で9学級以上になると、国語の先生が2人、数学の先生が2人となり望ましいのであるが、9教科だと14人以上の先生が居ないと、それを満たすことができない。5教科の中で理科だけが1人ということだが、そのほかの4教科では先生が2人以上居たほうが望ましいと、以前の資料に有った。9教科で14人以上の先生が居ないと学校運営がスムーズにならないというのがこの部分である。しかし、当面の間は中学校の統廃合は行わないということなのでこの部分に意見を言うつもりは無い。私としては、12学級にこだわってみたい。
- ・12学級、9学級というのは文章上の表現であって、このとおりになるものでもないし、本気で考える時期がかなり先になるのだから、このままで良いとの考えもあるでしょうが、現実的に自分たちの身の回りに子どもが居ない地区もあることから無理ではないかと。ただし、検討委員会として机上の空論だから仕方がないということでは、流さないほうが良い。委員長が言うように、多少なりとも議論をしたということでは、数字を変えたほうが良いのではないかと。
- ・教育というのは小さい子どもから大きくなるにつれて、成長していくものである。保育園や幼稚園の時は、地域の皆さんや保護者、おじいさんやおばあさんが皆携わって子どもたちを見守っていく。小学校に入ると、少し親から離れていく。中学生になると半分くらい親元から手が離れていくということを考えていかなければならない。中学校を統廃合するのは、生徒数が減ってきたので複数を合わせて大きい学校にしようということで賛同が得られやすい。幼稚園や保育所や小学校では地域のかかわりが必要となってくるので、うかつに決断できない状況だと思う。小学校12学級以上とか中学校9学級以上とかの基準を示されてしまうと、過剰に反応してしまう。多分、教育委員会でも結論は出しにくいのではないかと。地域との話し合いとか、全員で協議していく形になるのではないかと。あくまでも基準と考えて、弾力的に運用していくことが必要なのではないかと。

前期・後期の統廃合計画（案）

- ・小学校の名前や学校の数は分かるが、大崎市となったときに学校のエリアはどのようになっているのか地図があればと思う。そのようなものから、もう少し弾力的に考えて、旧市町の境を外したら近くなったとかの議論ができる。そのようなものを見せていただければ、私たちも委員として議論がしやすくなる。小学校もそのまま、中学校もそのままでは、1市6町がそのまま残っているようで、もう少し工夫はできないだろうかと思う。これからの討議の中で、そのような資料をいただければと思う。
- ・メリットとデメリットが必ず出てくる。そのようなことも皆で出し合うことが必要である。子どもたちは、統合することにそれほどの違和感は無いと思う。地域の方が、小学校があったところに執着している。三本木小学校は、途中で高倉と伊場野から子どもたちが来ているが、それを見ている限りでは、子どもたちはスムーズに来ている。何の障害も無かった。そのようなことを考えると、地域の人たちが、子どもたちのことを考えたらどちらが良いかを十分に話し合っていたきたい。
- ・私が住んでいるところを見ると、学校エリアを地図に落とし込んだときに、目に見えない地形的なラインがあり、やはり生活圏はこちらだということもある。地形的にも真山と池月は隣で大人としてみれば近いが、子どもたちが歩いてということになると、地形的に隔たりがあって、岩出山町に合併する前のエリアは、地理的に分断されていたのだと考えざるを得ない。古川はフラットな地形なので、人も集まってくる。岩出山は、山あり川ありですから、住むことにも問題があり、人も集まってこない。交通機関も、古川はそのようなことで発達したのだと思う。基本的には委員がお話ししたとおりですが、やはり「線」がある。結果的に旧市町のライン、学校エリアがそのようになったというのは、歴史的な背景ならず地理的な背景もあるのだと思う。
- ・まちづくり協議会の中でも、地域交通をどうするかという話が出ている。小学校を統廃合して一つの学校に集約するといった場合、当然、子どもの足で通える範囲ではなくなるので、通学バスが出るのではないかと思うが、費用負担をどうするのかということと、地域交通の中で、幼稚園の送迎の空いている時間に、御老人達の病院の送迎が行われている。そこに小学校の送迎が入ると、あらたな交通手段の確保が必要となるが、その辺も同時に考えていく時期が来るのではと思う。
- ・地域とのかかわりという部分が、統廃合では非常に重要かつ慎重にしていただかなければならないところである。施設の利活用については、多くの教育施設、文教施設などの公的施設は、緊急避難場所に指定されている。統廃合で使われなくなり、施設されていると、緊急避難場所に指定されていても使用できない状況になってしまうのではないかと。また、民間に売却するという行為があった場合、指定避難場所をどうするのかといった問題もある。子どもたちと地域とのかかわりが大切であるので、地域に学校が無くなると、地域の人が学校教育にどのように携わるのかということになる。人数が少ないからといって学校が無くなるのが、果たして子どもたちにとって良いことなのだろうかと思う。学校という一つの施設の単位をとって考えれば、その規模によって教員の配置とかが確保されるから、良い教育ができ

るという理論は分かるが、地域の方々が学校に通う子どもたちを見守っている姿とのかかわりの部分で、果たして杓子定規でもって統合していくことがどうなのかということを感じた。お願いとしては、小学校12学級、中学校9学級ということが、ここで議論されつくして、結果として目標値、理想値となったにしても、これが10年、20年と経過していくうちに、結論のみが一人歩きして、30年度以降の統廃合の議論の際に、12学級、9学級ということで線を引かないようお願いしたい。また、予算というものに、これを絡めないで考えていただきたい。

- ・資料3ページの最後に、「・小学校においては、前期での複式学級解消のための統廃合を検討する。」とある。ということは第1期で、複式学級解消のための統合を検討するという準備の文言になっている。事務局からは、人数構成ができれば40人居れば複式は逃れられるという話であった。そうすると、真山小学校は5学級で50人、清滝小学校は5学級で48人、高倉小学校は5学級で56人である。40人はクリアしている。例えば、市費で講師の先生を配置していただければ、6学級に復帰できるのではないか。
- ・小規模特認校制度の話では、地域外の児童を受け入れて、学校運営をしていくということである。すべての小さい学校が特認校として継続していけるのかということ、難しい問題があるということをお皆さんには御理解いただきたい。先ほどから言われているとおり、距離的な条件などがあり、その中に入れる学校は、鬼首小学校かと私自身は考えている。
- ・小中一貫教育とか小中連携教育というのは、統合という形で捉えると、しかたなくというように感じられる。統合などを抜きにして、このような教育が望ましいということではないか。小学校の子どもが少なくなり、中学校の子どもも少なくなっている。理想としては、子どもたちはある程度居ないと教育は成り立たないということであったが、私もそのように思う。そのようなときに、積極的にというと統合とぶつかってしまって嫌なのであるが、全国的にこのような教育が必要なのだという捉え方は、教育委員会ではどのように考えているのか。とても良いものであるという考えであれば、統合を抜きにして考えてはどうか。
- ・小規模特認校制度については、どの程度の範囲から子どもたちを受け入れるのか。旧市町単位なのか全国規模でやろうとしているのか。鳴子などは、全国に誇れる温泉があるので、有効な手段になるのではないか。もう一つは「統廃合計画(案)の考え方」の中で、「旧市町の枠にとらわれることなく、統廃合を検討する。」とあるが、鹿島台は小学校が二つあるが、鹿島台第二小はどちらかと言えば統合される側になるかと思うが、一つの旧市町の範囲で統合されるのであれば問題は少ないかと思う。また、教育施設の跡地利用については、この委員会で一つの結果は出すべきではないか。例えば、行政が維持管理していくのか、それとも民間で維持管理して貸し与えるのか、売却するのという程度の内容については、今後検討する必要があるのではないか。
- ・私は沼部小学校北小牛田分校で1・2年が同じクラスの複式学級を経験した。当時の複式学級は今の複式学級とは違い、人数の多いものであったが、あの当時のような複式学級であればやめてほしいと思う。複式学級についてよく理解しながら統合について考えてもらいたいと思う。

- ・中山小学校と下伊場野小学校の統合に関しては推進していただいた方が将来的にはよいのではないかと。一時的に反対の意見はあると思うが、複式学級で自習するときは、自分でできる子はそれなりに取り組めるが、そうでない子供は遊ぶ時間になってしまう。私は5年生から大きい小学校に入ったが、勉強がすっかり遅れてしまった。私の経験から言うと、複式はやらないほうがよい。
- ・少ない人数で、個別指導や補習などで先生が熱心にやるならよいが、時間が来てそのまま終わってしまうような複式学級には反対である。
- ・下伊場野小学校と松山小学校は、その前の幼稚園は一緒に、中学校も一緒。しかし、小学校だけ別々となる。本来あってほしくはないのだが、いじめの問題も幼稚園・小学校と一緒に上がっていけば、おそらく中学校でもなくなると思う。統合について子供たちはすんなりと受け入れると思うが、問題は住民感情だと思う。この間のアンケート結果でも、慌てなくてもよいという意見が多かったが、下伊場野小学校は過去に組合立の学校から町立となった経緯もあって、地域との密着度合いが大きくなっているのではないかと思う。地域の方は、地元の心のよりどころがなくなってしまうと、寂しさがでてくるのではないかなと思う。その点で、子供たちのためだということを地元へアピールし、それを理解してもらってからの統合をお願いしたい。松山小学校は形としては受け入れる方なので、下伊場野小学校の地区の心情的な部分を配慮した上での推進をお願いしたい。
- ・松山町時代から、小学校だけ別々というのは変だなという声が挙がってきていて、以前統合の話が出てきたときに、地元の反対の中で、話が進まない状況のまま、大崎市となり、判断を委ねたという経緯があった。地域の理解が大切だし、敷玉は近いが、橋を渡って行くのも無理なので、かといって、三本木というのも、無理な話なので、もし統合するのなら松山小学校の方がよいと感じる。また、地域住民は幼保一元化施設の建設が早く来るだろうと考えている。幼保一元化施設を建てる際に、下伊場野小学校の敷地内を候補の一つとして考えてもらえば住民感情として理解してもらえらると思うが、その部分を付け加えていただきたい。
- ・鹿島台第二小学校区の懇談会で、きつい意見が出ていたのは、保護者よりも地域の方が多く出席したからだと考えている。教育委員会の説明のとおり、幼稚園がなくなれば次は小学校がなくなるという危機感からだと思う。いずれにせよ、後期の検討項目に記載されているので、地域においても考えていかないといけないことだと思う。地域を納得できるように進めるのが大切であると思う。
- ・大崎市は予算が無いので、統合する方向で検討していて、実際1校の方が、予算がかからない。しかし2校でも予算が配分できるのであれば、残してほしいという考えである。戦後は鹿島台第二小学校の児童が多すぎて、私の地区は鹿島台第一小学校に行かされたという経緯があった。子供の人数配分を考えれば、うまいバランスはとれると思う。子供の人数だけを考えれば、地域の理解を得るのは相当難しいと思う。しかし予算が無いのであれば、統合し、スマートにしたほうがよいと考える。
- ・統合は難しい問題で、母校がなくなるのは非常に悲しいものである。地域は学校を中心としてコミュニティをつくってきたが、しかしそこにいつまでもこだわると、別の何かを失って

いくことも伝えていかないといけないと思う。幼児期に集団の中での学ぶべきことの大切さをもっと地域に訴えていくことが大事である。感情的なものが先になってはいけないと感じる。少人数では大きな集団にのまれてしまうという話がでたが、それは小さいときから形成しないと、いつか大人になってから、うめていかねばなくなる。私たち人間集団は、切磋琢磨し人間関係を形成していかなければならないのだと、専門家が話をする必要があるのではないかなと思う。アンケートでも、子供たちのためによいとあるが、きちんと説明していけば、安全対策の不安も解消できると思う。大丈夫だと説得力を与えないといけない。教育の面からもっと子供のことを考えて、地域住民も考えてもらわないといけない。

- ・平成 8 年に岩出山の中学校が統合した。最初は誰もが賛成できないし、感情的に統合というものに、拒否反応を示していた。しかし、徐々にしかたないということになり、問題はどこに建てるのかといったことになった。中心地に建てるならしかたないとなったが、残念ながら違うところに建てられた。中学校の統合は子供たちのためにという切り口がスタートだったが、果たして子供たちのためにというスタンスで統合をとらえていたかという疑問が最後に残った。親や地域はノスタルジーなどの感情論で反対運動となってしまったと今は思っている。地域の方が納得してもらえるようなアプローチのしかたを考えていってもらえれば、統合が出来るのではないかという思いでいる。本当にこれが必要だということを、多面的にやっていけばよいと思う。先ほど事務局から、教育委員会が責任をもってやるという話があがったが、これがある意味、正しい在り方のような気がする。ぜひ、教育委員会にはこれが正しいということ、胸を張って説明してほしい。市民感情に対しては、教育委員会の思いを理解してもらうのは時間がかかるということ、覚悟してしてほしい。
- ・古川の川北地区のところで資料を見ると後期計画になっている。庁内調整会議では鬼首だけ除外して、それ以外を統廃合という形にしてまとめたという風を感じた。しかし、これは仕方ないと考えている。更に、早期にというわけではなく、あくまでも平成 28 年度までの推移の中から数字でこのような形となった捉え方なので、今後人口が増える地区もあるかもしれない、どうなるかも分からないので、地区民との話し合いの中で、本当に何が必要なのかを説明し、教育委員会としてこれが正しいと胸を張って説明すれば納得してもらえると思う。既に川北地区の説明会でもこの話は出てきている。川北地区は清滝の分校も統廃合になったので、幼稚園が三つで、宮沢と清滝は一つとなったが、小学校は別々、中学校は一緒といった、松山と類似する状態が出来上がっている。それぞれの地区の住民も、子供がいないのはわかっていると思う。その後の学童保育とのからみもあるし、いろいろな問題もある中で、統合だけでは一筋縄にならないと思うので、諸手を挙げて賛成というのは少ないとは思いますが、仕方ないというところで手を打つしかないと思う。多種多様な方向から話が出ることも踏まえて説明会に望んでもらいたいと思う。
- ・古川西中学校区の P T A の意見としては、これは母親の意見が多いが、統合には賛成で、人数が多いほうがよいという話が出ている。しかし、どちらかというと父親は自分が卒業した小学校なので反対している。懇談会の時は、出席者は P T A が三分の一、地域の人で三分の二で、反対意見は地域の人が多いという現状である。

- ・田尻では結婚していない人が増えていて、根源的なものを置き去りにして、対処療法的な話ばかりで、問題は何も解決していないと思う。違う視点から多角的に考えなければならない。しかし、地域でも何かしら努力をすべきではないかとも思う。田尻は平坦地で、小学校は歩いて行ける距離が基本となっていたと思う。スクールバスで1回に大人数で通学すると、大きい事故の心配がついてまわる。統合に反対する人も出てくると思う。
- ・昔は分教所というものがあり、形だけ統合して、人や物は後からという形だったことがあったが、それだけはやめてもらいたいと考える。そのあたりは注意して進めていただきたいと思う。
- ・子供たちのために考えるという話で進めてきたが、子供たちの思いや意見をアンケートなどの形で把握はしているのか。直接でなくても、親でもよいし、道徳の時間などの教育活動の中でもよいので、統合になる学校の子供たちの思いを聴いてみたいと思う。市ではいろいろなことを示しているが、本当に対象となる子供たちが何を考えているのか、受ける側のことが大切になってくるのではないかと思う。私としては、複式学級は基本的にはよい形であると思う。大きな舞台ではしり込みしてしまうという指摘もあったが、それはめぐり合った教諭次第だと思う。
- ・子供の意見を聴くということは、どの年代からという問題がある。私は高校に勤めていたが、高校生ぐらいになると論理的になるので、よく意見を聴いてあげないと、集団でよくない行動に出るといった場合もあった。その点で小学校という年齢も配慮すべきではないかなと思う。子供が言ったから統廃合ということまでにはいかないと考える。指導する先生によっては、できるのではないかという意見も出されたが、6年間も先生の力だけに頼るのは、難しいと思う。どの規模の集団なら本当によい人間関係を学べるのかというのは、専門家が研究していると思うので、教育委員会で対応できるようにしていく必要がある。
- ・社会が成熟している状況にあり、その中で、子供の精神的年齢も発達している。低学年に聴いてみるのはどうかとは思いますが、中学年以上は大変敏感になってきているので、統合について聴いてみてはどうかと思う。子供たちも、おそらく統合に賛成だと思うし。そうすれば、大人たちも心が変わるのではないか。
- ・子供たちにアンケートで聴くのはよいが、子供たちが学校の統合が既に決まったものであると認識し、それがまかり通ってしまうと、親や地域の方も勘違いして受けとり、地域が混乱してしまう懸念があり、逆に悪いイメージを地域に与えてしまう。アンケートを行うのであれば、慎重にやってもらいたい。

【検討項目4】 教育現場への人的支援体制の充実

教員補助員

- ・緊急雇用創出事業のような国の補助が切れても市単独で努力し、現状を維持すべきである。
- ・配置率の目標を具体的に数値化すべきではないか。

図書館補助員

- ・地域の図書ボランティア組織を活用している学校もあるので、他の学校でも検討していただ

きたい。

- ・図書司書の資格を持つ地域人材の発掘に努める必要がある。
- ・図書司書の資格を持つ市職員に、子どもたちが図書館へ足を運ぶような指導協力をお願いしてはどうか。
- ・地域ボランティアによる応援体制も、学校長の異動等によって停滞することがあるので、教育委員会の指導も必要である。
- ・小規模校であっても本来常勤の図書司書は必要ではないのか。

スクールカウンセラー

- ・必要性は十分に認識されているし、専門性からすると11の中学校には専任させるべきである。
- ・スクールカウンセラーから保護者に対しての要望や方策等を、学校だより等に掲載してはどうか。
- ・専用電話の設置が望まれる。

子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員

- ・必要性は十分に認識されているし、専門性からすると11の中学校には専任させるべきである。
- ・相談室に入りやすい環境を整える必要がある。相談室に入っていくところを見られると、いじめの対象となる場合がある。

スクールソーシャルワーカー

- ・必要性は十分に認識されているし、専門性からすると11の中学校には専任させるべきである。
- ・スクールソーシャルワーカーのレベルでなくとも、相談員体制の充実で十分と思われる。

外国語指導助手

- ・市内11の中学校へ1人ずつ配置すべきである。
- ・外国語指導助手は会話を重視した指導をしているが、英語教師は受験対策の一環として指導する部分もあるので、受験期を迎える中学3年生の対応について一考を要する。
- ・小学校での活用方法として、児童が常に触れ合える環境を整えることにより、外国人や外国語に親しむという状況を醸し出す必要がある。

外国人子女への学習・生活指導者

- ・地域在住の外国人を人材バンク登録し、協力できる体制づくりを目指してほしい。

【検討項目5】 適正なスクールバスの運行

運行基準に係る統一性の確保

- ・小学生で4キロメートルが基準となっているが、高学年と低学年で一律で良いのか疑問が残る。例えば、低学年、中学年、高学年と分けた場合、低学年に対しては2キロメートルを基準とするなどの考慮する必要があるのではないか。
- ・鹿島台地域では、2キロメートルを超えると自転車通学が許可されているので、地域課題に

合った運行基準としてはいかがか。

- ・三本木地域は，学校統合の関係で早くからスクールバスが運行されており，2キロメートルでも乗車可能という状況であるが，それによる弊害もあることを考慮しなければならない。
- ・スクールバスの朝の乗車率は良いが，午後は部活動等もあり家族が迎えにくることもある。スクールバスに頼りすぎると，学校内での活動にも影響が出ることも考慮しなければならない。
- ・運行基準の統一は必要であるが，地域事情も考慮していただきたい。
- ・遠距離通学者はスクールバスで，近距離は徒歩通学という実態であるが，冬期間の凍結時などは保護者が送迎している。近距離でも乗車スペースがあればスクールバスを利用しても良いのではないか。
- ・地域の特性があるにしても，基本的には大崎市は一つであるという見方が大切と考える。
- ・スクールバスの運行は，朝は1便というのは理解できるが，下校時は低学年用1回と高学年用1回とか，そのほかクラブ活動用に対応したスクールバスを運行してほしいなどの要望があると思う。

保護者負担の妥当性

- ・私立幼稚園では幼稚園バスの保護者負担があるので，公立幼稚園も同様に保護者負担が伴うこととして良いのではないか。
- ・保護者協力金については，民間交通機関と同じように乗車券や定期券という形で，保護者が負担することとしてはどうか。
- ・小中学生が利用するスクールバスの経費は，金額市の負担とし，幼稚園児については協力を徴収することで統一してほしい。

運行路線の再構築

遠距離通学費補助金の拡充

- ・定期券に係る補助は格差を解消すべきである。
- ・定期券の補助は100パーセントが望ましい。

【検討項目6】 幼・小・中連携

園児・児童の交流事業実施

- ・園児が入学予定の小学校ということにこだわらず，体験という見地で捉えて交流事業を推進していく。

教育課程の連携

- ・教科担任制の導入については，足並みを揃えることに主眼を置かず，実施可能な学校から導入すべきである。
- ・連携については，現在活動している古川北中学校区や田尻すまいる園等の活動を参考に進めてはどうか。
- ・国や県のモデル校指定を受けなくても，市単独で事業を進めてはどうか。
- ・導入の有無については，学校長の裁量の範囲と思われる。

- ・小規模校においては教科担任制を導入できるような体制づくりが必要である。

教職員の情報交換と課題研究

- ・小学校と中学校の情報交換と課題研究の取り組みは、もっとすべきである。
- ・教職員の意識を高めて、教科研究会等に積極的に参加していただきたい。

【検討項目7】 学校給食の安全確保と食育の推進

学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設整備の推進

- ・検討項目7の各エリアごとの検討を行うにあたって、センター方式に移行することを前提としなければ進まないの、検討委員会としての意見統一が必要である。

このことについて委員に諮り、センター方式に移行することでご理解をいただいたと捉え、エリアごとの検討を行う。

Aエリア

- ・鬼首小学校を除き鳴子地域の学校へは、鳴子中学校の給食室を核とした配食を行い、新たなセンターを建設しない方向で良いのではないかと。

Bエリア

- ・岩出山地域は補食給食で、完全給食への移行ということも考えられるが、個人的意見としては、農業の盛んな地域でもあるので、せめて御飯は家庭からという考えである。

Cエリア

- ・古川第四小学校を除いては児童生徒数が減少傾向にあるので、新たな給食センターというよりは、例えば古川北中学校の給食室を核として、地域の学校に給食を提供してはどうか。

Dエリア

- ・周辺の給食センターを完備しながら、その不足分を補う形でセンターを造れば良いのではないかと。児童生徒数が減少する中で、大きな給食センター建設はいかなものか。
- ・5,000食のセンター建設か、それとも10,000食のセンター建設か、経済的判断も必要となってくる。

Eエリア

- ・田尻の給食センターは現在直営であるが、民間委託になった場合の不安が先立つような気がする。
- ・小学校と中学校で、配食する給食センターが違って、問題はないと考える。

Fエリア

- ・大崎南学校給食センターの配食先を増やすために、エリア内にある学校の方々にセンターを見ていただき、給食を食べてもらえば前進するのではないかと。
- ・学校での試食会を開催し、子どもたちから「給食センターの給食は温かくておいしかった。」と言われた方が、前に進むのではないかと。
- ・学校での説明会の時間が短くて、内容をよく理解できなかったのでは。
- ・具体的に高倉小学校や、古川西中学校にも理解を求めていただく必要がある。

Gエリア

- ・鹿島台商業高校付近であれば、エリア的には良いポジションではないかと考える。
- ・給食センター建設までの措置として大崎南学校給食センターから幼稚園等へ配送するという考えがあるようだが、完全給食実施までの移行措置について明示したほうが理解していただけるのではないかと。また、30分以内で配送できるとのことであるが、十分に時間的余裕をとってほしい。

全体的な意見

- ・大きな給食センター建設よりは、コンパクトな施設を何箇所か建設した方が、これからの社会的には広がりを見せるのではないかと。
- ・将来の学校をどのようにするのかを考えた上で、センターの規模を考えるべきである。
- ・給食センターの民間委託は調理と配送部分なので、地産地消や食育推進も取り組めるので心配は無いと思う。むしろ、勤務条件の統一化が図られるのではないかと。
- ・幼稚園でも給食が必要なのか、保護者も含めて考えてみてはどうか。
- ・給食については完全給食が一番望ましいと考える。
- ・自校方式でなければならないという理由は何なのか、仮に大人の考えの部分であれば、それは問題である。
- ・大規模な施設を建設して、各地域に再加熱処理施設を造るという方策もある。
- ・センター化になった後も、体験学習で自分たちが作ったものを学校内で加工できる簡易な施設だけでも残すなどの策は必要である。
- ・給食センターの理解を深めるために、説明会や試食会を数多く確実に取り組んでいただきたい。
- ・給食では安全が最も大事である。食育の推進や地産地消の取り組みについての表記がほしい。
- ・学校給食基本構想・基本計画は、ほとんどの人は読まないと思うので、抜粋で記載しておく必要があるのではないかと。

【検討項目8】 教育施設設備の計画的整備

教育施設の耐震補強・大規模改造工事の施工

- ・教育施設の耐震補強工事については、統廃合にかかわらず、予定どおりすべて実施してほしい。
- ・児童生徒数の増加に伴う方策として、増改築工事と学区の変更があるが、古川市街地の場合、学区の変更は非常に難しい対応となると考えていただきたい。

教育施設整備計画の策定と計画的実施

- ・園庭や校庭の芝生化が検討されているが、ティフトン芝は寒冷地では育たないと聞いているので、専門業者のアドバイスをいただきながら進めてほしい。

【検討項目9】 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

園舎，校舎等の安全確保対策

- ・遊具等の安全点検は，専門業者に依頼しての定期点検が必要である。
- ・児童生徒数の減少により空き教室が増えているので，空き教室の管理もしっかりと行ってほしい。
- ・整備計画の策定にあたり統廃合計画を見据えてという文章になっているが，検討項目9では統廃合については検討していないので，危機管理体制の問題に限って検討すべきである。
- ・学校は指定避難場所になっているので，校舎だけでなく体育館等の耐震補強も計画どおり実施すべきである。
- ・耐震補強工事については，平屋ではあるが幼稚園も対応すべきである。

園内，校内における教職員の危機管理対策

- ・児童生徒に対する危機についてのマニュアルは策定されているが，教職員自体が危機に直面した場合のマニュアルも策定する必要がある。
- ・園内，校内行事等にあわせて，AEDの配置場所を移動してはどうか。
- ・AED講習会は，教職員だけでなく，PTAを対象とした講習も行うべきである。
- ・訓練評価は誰が行うのか，明示したほうが良い。
- ・ネットランチャーの使用方法について，実際は取扱説明書の部分しか見ていない状況ではないのか。使用訓練のためには消火器も含め予算措置をしていくことが大切である。
- ・実践に即した対応マニュアルとしてほしい。

園外，校外における危機管理対策

- ・地域の「見守り隊」結成については，決して強制的にならず，無理のない取り組みで推進する必要がある。
- ・スクールバス利用児童生徒に対しての安全教育が必要である。ジュニアリーダーの育成も含めた活用策を検討してはどうか。
- ・学校が指定避難場所になっている場合，熟知している教職員の支援が必要となるので，その体制づくりに努めてほしい。
- ・通学路に関しては学校長のみでなく，PTAや教育委員会も関わりを持っていただきたい。
- ・(仮称)安全指導協議会を設置する場合，PTAが主体となると一過性のものに終わってしまう可能性があるため，各地域のまちづくり協議会と連携したほうが良いのではないかと。

【検討項目10】地域との連携強化

地域が学校を支援する仕組みづくり

- ・人材バンクは学校が設けるのか，地域が設けるのか，市が設けるのか，具体的に記載してほしい。
- ・地域自治組織が学校を支援する体制が整うと，子どもたちの安全確保体制が非常に高まり，教職員との連携も強まるので，ぜひ体制づくりを進めてほしい。
- ・学校行事と連携を図れるものについて，具体的な行事を取り上げて明記していただきたい。
- ・地域学習は大切であるが，学習指導要領の改訂により授業時数が増えていく中での取り組み

となるので、考慮の上無理のないように進めていく必要がある。

- ・松山地域で取り組んでいる「学校支援地域本部事業」の拡大を図ってはどうか。
- ・人材バンクは中学校区別や分野別とするよりも、全体的な形としておいた方がやりやすくなるのではないかと。

地域に開かれた学校づくり

- ・学校だより等はインターネットを活用して、保護者以外でも見られるようにしてはどうか。
- ・学校の人材や教育機能の地域還元も大切であるが、地域住民の教育やボランティア意識の向上を図るような施策の展開も必要ではないかと。
- ・学校の余裕教室の転用については、積極的に進めてほしい。
- ・学校評議員制度等の外部意見聴取は大変良いことなので、積極的に進めてほしい。
- ・学校開放については構造的に難しい学校もあるので、その点も踏まえて議論を進めなければならないと思う。
- ・学校開放で問題が起きると管理者である学校長の責任となるので、積極的に開放を進めるのであれば、教育委員会でもその責任を負うべきである。



參考資料

大崎市学校教育環境検討委員会設置規則

(設置)

第1条 大崎市立幼稚園，小学校及び中学校の教育環境の整備指針の策定に関し意見を聴取するため，大崎市学校教育環境検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 検討委員会は，委員21人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市内地域代表者

(2) 市内PTA代表者

3 委員の任期は，委嘱の日から平成23年3月31日までとする。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

2 委員長は，会務を総理し，検討委員会を代表する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は，委員長が招集し，その議長となる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか，検討委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規則は，平成20年10月1日から施行する。

2 この規則は，平成23年3月31日限り，その効力を失う。

附 則

この規則は，平成20年11月25日から施行する。

大崎市学校教育環境検討庁内調整会議設置規程

(設置)

第1条 大崎市立幼稚園，小学校及び中学校の教育環境の整備指針基本原案を策定するため，大崎市学校教育環境検討庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 調整会議の構成員は，別表の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第3条 調整会議に会長及び副会長を置き，会長は学校教育課長を，副会長は政策課長をもって充てる。

2 会長は，調整会議の進行を行う。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は，必要に応じて会長が招集する。

2 会長は，必要があると認めるときは，関係職員の出席を求め意見を聞くことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか，調整会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この訓令は，平成20年10月1日から施行する。

2 この訓令は，平成23年3月31日限り，その効力を失う。

附 則(平成21年3月31日訓令甲第8号)

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

教育委員会参事・学校教育課長・生涯学習課長・教育委員会古川支局長・政策課長・行政改革推進課長・まちづくり推進課長・財政課長・子育て支援課長

大崎市学校教育環境検討委員会委員名簿

	氏 名	推薦団体	備 考
1	相 澤 信	古川まちづくり協議会	
2	小野寺 昌之	古川まちづくり協議会	
3	上 妻 るり子	古川まちづくり協議会	
4	只 野 四 郎	古川まちづくり協議会	
5	尾 形 栄 喜	松山まちづくり協議会	委員長
6	高 橋 とし子	三本木まちづくり協議会	
7	荒 清 広	鹿島台まちづくり協議会	
8	安 倍 優	岩出山まちづくり協議会	
9	大 沼 秀 顯	鳴子まちづくり協議会	
10	佐々木 貞 裕	田尻まちづくり協議会	
11	佐 藤 利 明	PTA 連絡協議会古川ブロック	
12	佐々木 優	PTA 連絡協議会古川東ブロック	副委員長
13	遠 藤 勝 行	PTA 連絡協議会古川西ブロック	
14	工 藤 隆 司	PTA 連絡協議会古川北ブロック	
15	長 岡 知 宏	PTA 連絡協議会古川南ブロック	
16	米 田 恵美子	PTA 連絡協議会田尻ブロック	
17	菱 沼 栄 子	PTA 連絡協議会岩出山ブロック	H21.3月まで
17	瀬 戸 健 哉	PTA 連絡協議会岩出山ブロック	H21.4月から
18	渡 部 正 勝	PTA 連絡協議会鳴子ブロック	
19	鈴 木 健 司	PTA 連絡協議会三本木ブロック	
20	伊 藤 明 美	PTA 連絡協議会鹿島台ブロック	
21	足 立 光 弘	PTA 連絡協議会松山ブロック	

大崎市学校教育環境検討庁内調整会議構成員名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	参事兼教育総務課長	石 堂 信 一	会長 H21.3 月まで
1	学校教育課長	加 藤 昭 夫	会長 H22.3 月まで
1	教育次長(学校教育課長事務取扱)	柴 原 一 雄	会長 H22.4 月まで
1	学校教育課長	山 口 研 二	会長 H22.5 月から
2	政策課長	富 田 栄	副会長 H21.3 月まで
2	政策課長	柴 原 一 雄	副会長 H21.10 月まで
2	市民協同推進部長兼政策課長	佐々木 富 夫	副会長 H22.3 月まで
2	政策課長	吉 田 秀 男	副会長 H22.4 月から
3	教育委員会 参事	笠 間 元 道	H22.3 月まで
3	教育委員会 参事	星 豪	H22.4 月から
4	参事兼古川支局長兼中央公民館長	青 木 道 夫	H21.3 月まで
4	参事兼古川支局長兼中央公民館長	早 坂 敏 明	H22.3 月まで
4	古川支局長兼中央公民館長	佐々木 俊 一	H22.5 月から
5	生涯学習課長	千 葉 博 昭	H20.10 月から
6	理事兼財政課長	遠 藤 猛 雄	H22.3 月まで
6	総務部長((秘書広報課長事務取扱 兼財政課長事務取扱)	岩 渕 文 昭	H22.4 月まで
6	理事兼財政課長	横 山 忠 一	H22.5 月から
7	行政改革推進課長	伊 藤 正 弘	H21.3 月まで
7	行政改革推進課長	秋 山 宗 之	H22.3 月まで
7	行政改革推進課長	金 森 正 彦	H22.5 月から
8	まちづくり推進課長	青 沼 裕 之	H21.3 月まで
8	まちづくり推進課長	守 屋 永 悟	H21.4 月から
9	子育て支援課長	三 塚 一 秋	H21.3 月まで
9	子育て支援課長	成 田 幸 治	H22.7 月まで
9	子育て支援課長	湯 村 武 一	H22.7 月から
10	学校給食センター推進室長	加 藤 昭 夫	H21.3 月まで

大崎市学校教育環境検討委員会開催経過

第1回会議

開催日時：平成20年11月27日（木）午後2時

審議事項等（1）報告事項

（2）委員長及び副委員長の選任

（3）協議事項

検討委員会の進め方について

指針の構成と検討項目について

全体スケジュールについて

市立幼稚園園児数及び児童生徒数の現状について

第2回会議

開催日時：平成21年3月27日（金）午後1時

協議事項（1）「大崎市立小中学校児童生徒数の推計」について

（2）検討項目の現状と課題について

- ・検討項目4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・検討項目6 幼・小・中連携
- ・検討項目10 地域との連携強化

第3回会議

開催日時：平成21年4月28日（火）午後1時

協議事項（1）検討項目の現状と課題について

- ・検討項目1 幼児教育の方向性と民間活用の拡大
- ・検討項目7 学校給食の安全確保と食育の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備
- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築

第4回会議

開催日時：平成21年5月21日（木）午後1時

協議事項（1）検討項目の現状と課題について

- ・検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進
- ・検討項目5 適正なスクールバスの運行

第5回会議

開催日時：平成21年7月16日（木）午後1時

協議事項（1）具体的方策の検討

- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・検討項目10 地域との連携強化

第6回会議

開催日時：平成21年9月3日（木）午後1時

協議事項（1）具体的方策の検討

- ・検討項目4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・検討項目6 幼・小・中連携

第7回会議

開催日時：平成21年11月19日（木）午後1時

協議事項（1）具体的方策の検討

- ・検討項目7 学校給食の安全確保と食育の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備

第8回会議

開催日時：平成22年1月21日（木）午後1時

協議事項（1）具体的方策の検討

- ・検討項目1 幼児教育の方向性と民間活用の拡大
- ・検討項目5 適正なスクールバスの運行

第9回会議

開催日時：平成22年3月15日（月）午後1時

協議事項（1）具体的方策の検討

- ・検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

第10回会議

開催日時：平成22年4月20日（火）午後1時

協議事項（1）中間報告素案について

第11回会議

開催日時：平成22年5月19日（水）午後1時

- 協議事項 （1）アンケート調査の実施について
（2）保護者懇談会の実施について

第12回会議

開催日時：平成22年7月21日（水）午後1時

報告事項 （1）学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告

- 協議事項 （1）平成22年度大崎市学校教育環境整備指針基本原案策定スケジュールについて
（2）大崎市学校教育環境整備指針基本原案最終報告書の検討構成（案）について
（3）大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査（案）について

第13回会議

開催日時：平成22年10月18日（月）午後1時

報告事項 （1）学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告

- （2）大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査の結果報告

第14回会議

開催日時：平成22年10月29日（金）午後1時

協議事項 （1）最終報告書の素案について

- ・ 検討項目7 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進
- ・ 検討項目8 教育施設設備の計画的整備
- ・ 検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・ 検討項目10 地域との連携強化

第15回会議

開催日時：平成22年11月15日（月）午後1時

協議事項 （1）最終報告書の素案について

- ・ 検討項目1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大
- ・ 検討項目4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・ 検討項目5 適正なスクールバスの運行
- ・ 検討項目6 幼稚園等・小学校・中学校の連携

第16回会議

開催日時：平成22年11月30日（火）午後1時

協議事項 （1）最終報告書の素案について

- ・ 検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・ 検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

第17回会議

開催日時：平成22年12月27日(月)午後1時

協議事項 (1) 最終報告書の素案について

- ・ 検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進
- ・ 推進手法の再検討
- ・ 最終報告書の構成

第18回会議

開催日時：平成23年1月20日(木)午後1時

協議事項 (1) 最終報告書の素案について

大崎市学校教育環境検討庁内調整会議開催経過

第1回会議

開催日時：平成20年10月31日（金）午後2時

審議事項等（1）庁内調整会議の確認事項

（2）経過説明

（3）協議事項

調整会議の進め方と検討委員会について

指針の構成と検討項目について

スケジュール案について

各種団体との懇談会及びアンケートの実施について

第2回会議

開催日時：平成20年11月19日（水）午後2時

審議事項等（1）報告事項

（2）協議事項

教育環境検討項目別スケジュールと進め方について

第1回大崎市学校教育環境検討委員会の協議事項等について

検討項目4の現状について

教育現場への人的支援体制の充実」の細項目～の説明と現状

市立幼稚園児数及び小中学校児童生徒数の現状について

第3回会議

開催日時：平成21年1月27日（火）午後2時

協議事項（1）検討項目の現状と課題について

・検討項目5 適正なスクールバスの運行

・検討項目6 幼・小・中連携

（2）児童・生徒数の推計について

第4回会議

開催日時：平成21年3月14日（土）午前9時

協議事項（1）検討項目の現状と課題について

・検討項目1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

・検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用

・検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

・検討項目10 地域との連携強化

第5回会議

開催日時：平成21年3月17日（火）午後2時

協議事項 （1）検討項目の現状と課題について

- ・検討項目7 学校給食の安全確保と食育の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備
- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制の構築

第6回会議

開催日時：平成21年4月22日（水）午後2時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・検討項目10 地域との連携強化

（2）第3回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第7回会議

開催日時：平成21年5月11日（月）午後3時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・検討項目6 幼・小・中連携

（2）第4回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第8回会議

開催日時：平成21年6月18日（木）午後2時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目7 学校給食の安全確保と食育の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備

（2）第5回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第9回会議

開催日時：平成21年7月27日（月）午後2時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大
- ・検討項目5 適正なスクールバスの運行

第10回会議

開催日時：平成21年8月26日（水）午後2時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・検討子目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

（2）第6回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第11回会議

開催日時：平成21年10月20日（火）午後3時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目5 適正なスクールバスの運行

（2）第7回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第12回会議

開催日時：平成21年11月20日（金）午後2時

協議事項 （1）具体的方策の検討

- ・検討項目1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大

第13回会議

開催日時：平成22年1月18日（月）午後2時

協議事項 （1）中間報告書素案について

- ・検討項目4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・検討項目6 幼・小・中連携
- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・検討項目10 地域との連携強化

（2）第8回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第14回会議

開催日時：平成22年3月8日（月）午後2時

協議事項 （1）中間報告書素案について

- ・検討項目1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大
- ・検討項目5 適正なスクールバスの運行
- ・検討項目7 学校給食の安全確保と食育の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備

（2）第9回大崎市学校教育環境検討委員会提出案件について

第15回会議

開催日時：平成22年3月23日（火）午後2時

協議事項 （1）中間報告書素案について

- ・検討項目2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・検討項目3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

第16回会議

開催日時：平成22年4月13日（火）午後2時

協議事項 （1）中間報告書素案について

第17回会議

開催日時：平成22年5月11日（火）午後2時

協議事項 （1）アンケート調査の実施について

（2）保護者懇談会の実施について

（3）最終報告書素案について

- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・検討項目10 地域との連携強化

第18回会議

開催日時：平成22年7月12日（月）午後2時

報告事項 （1）学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告

協議事項 （1）平成22年度大崎市学校教育環境整備指針基本原案策定スケジュールについて

（2）大崎市学校教育環境整備指針基本原案最終報告書の検討構成（案）について

（3）大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査（案）について

第19回会議

開催日時：平成22年10月12日（火）午後2時

報告事項 （1）学校教育環境整備事業概要説明・懇談会の報告

（2）大崎市の学校教育環境に関するアンケート調査の結果報告

第20回会議

開催日時：平成22年10月20日（水）午後2時

協議事項 （1）最終報告書の素案について

- ・検討項目7 学校給食の安全確保と計画的な施設整備の推進
- ・検討項目8 教育施設設備の計画的整備
- ・検討項目9 園児及び児童生徒の危機管理体制構築
- ・検討項目10 地域との連携強化

第 2 1 回会議

開催日時：平成 2 2 年 1 1 月 8 日（月）午後 2 時

協議事項 （ 1 ）最終報告書の素案について

- ・ 検討項目 1 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大
- ・ 検討項目 4 教育現場への人的支援体制の充実
- ・ 検討項目 5 適正なスクールバスの運行
- ・ 検討項目 6 幼稚園等・小学校・中学校の連携

第 2 2 回会議

開催日時：平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日（金）午後 2 時

協議事項 （ 1 ）最終報告書の素案について

- ・ 検討項目 2 通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用
- ・ 検討項目 3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進

第 2 3 回会議

開催日時：平成 2 2 年 1 2 月 3 日（金）午後 2 時

協議事項 （ 1 ）最終報告書の素案について

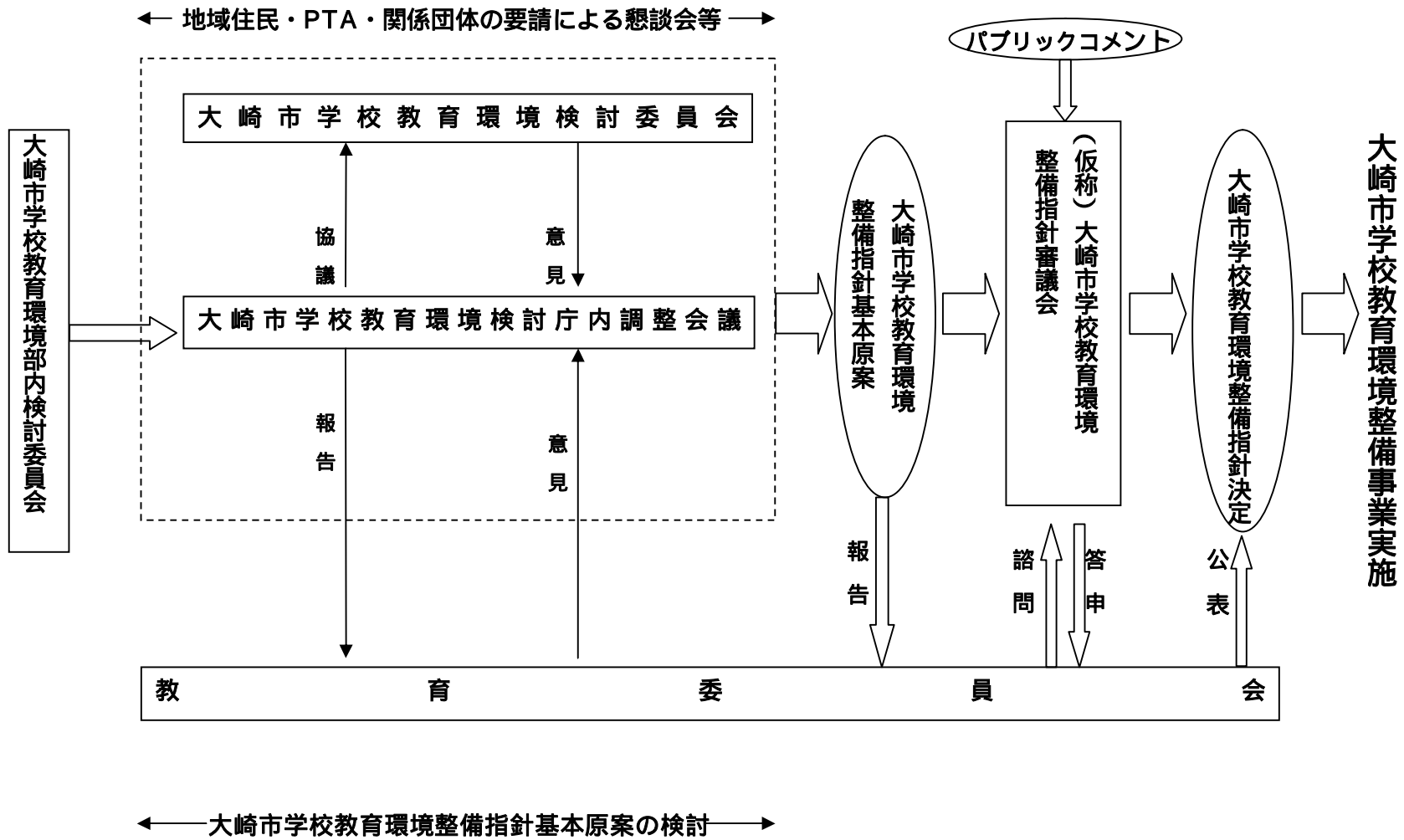
- ・ 検討項目 3 教育施設再編の必要性和統廃合の推進
- ・ 推進手法の再検討
- ・ 最終報告書の構成

第 2 4 回会議

開催日時：平成 2 3 年 1 月 6 日（木）午後 2 時

協議事項 （ 1 ）最終報告書の素案について

大崎市学校教育環境整備指針策定フロー図



大崎市立幼稚園・小学校・中学校一覧

【幼稚園】

No	園 名	所 在 地【大崎市】
1	にじの子幼稚園	古川飯川字熊野 59 番地
2	東大崎幼稚園	古川大崎字伏見梅田 19 番地
3	ゆめのさと幼稚園	古川宮沢字新田町 34 番地
4	富永幼稚園	古川富長字五右工門 6 番地 2
5	敷玉幼稚園	古川石森字石神 72 番地
6	長岡幼稚園	古川荒谷字樋ノ口 62 番地 2
7	松山幼稚園	松山千石字舛形 150 番地 1
8	鹿島台第一幼稚園	鹿島台平渡字小沢 9 番地 19
9	鹿島台第二幼稚園	鹿島台大迫字寺沢 40 番地 14
10	川渡幼稚園	鳴子温泉字築沢 29 番地
11	鳴子幼稚園	鳴子温泉字末沢 59 番地 1
12	田尻幼稚園	田尻通木字新一所谷 1 番地 1
13	大貫幼稚園	田尻大貫字境 36 番地 1
14	田尻すまいる園	田尻沼部字新堀 60 番地
15	三本木ひまわり園	三本木字鹿野沢 7 番地 1
16	鹿島台なかよし園	鹿島台木間塚字小谷地 478 番地 1

【小学校】

No	学校名	所在地【大崎市】
1	古川第一小学校	古川二ノ構7番67号
2	古川第二小学校	古川福沼三丁目16番1号
3	古川第三小学校	古川金五輪一丁目13番1号
4	古川第四小学校	古川大宮八丁目2番1号
5	古川第五小学校	古川穂波三丁目5番7号
6	志田小学校	古川飯川字熊野40番地2
7	西古川小学校	古川保柳字氏子114番地1
8	東大崎小学校	古川大崎字伏見梅田19番地
9	宮沢小学校	古川宮沢字新田町34番地
10	長岡小学校	古川荒谷字樋ノ口62番地2
11	富永小学校	古川富長字五右工門6番地2
12	敷玉小学校	古川石森字石神10番地1
13	高倉小学校	古川中沢字中沢屋敷242番地
14	清滝小学校	古川清水沢字長泥30番地2
15	松山小学校	松山千石字舛形133番地
16	下伊場野小学校	松山下伊場野字大柳22番地
17	三本木小学校	三本木字天王沢19番地
18	鹿島台小学校	鹿島台平渡字上戸1番地
19	鹿島台第二小学校	鹿島台大迫字寺沢40番地1
20	岩出山小学校	岩出山字城山31番地
21	西大崎小学校	岩出山下野目字泉山205番地
22	上野目小学校	岩出山下一栗字片岸浦9番地
23	池月小学校	岩出山池月字下宮山下30番地
24	真山小学校	岩出山字上真山日向要害2番地
25	鳴子小学校	鳴子温泉字湯元29番地
26	川渡小学校	鳴子温泉字築沢29番地
27	鬼首小学校	鳴子温泉鬼首字八幡原19番地
28	中山小学校	鳴子温泉字川端188番地
29	田尻小学校	田尻通木字一所谷10番地3
30	沼部小学校	田尻沼部字山崎一7番地
31	大貫小学校	田尻大貫字境37番地1

【中学校】

No	学校名	所在地【大崎市】
1	古川中学校	古川二ノ構7番54号
2	古川東中学校	古川旭四丁目5番1号
3	古川西中学校	古川渋井字全壮191番地
4	古川北中学校	古川荒谷字権現山5番地
5	古川南中学校	古川穂波三丁目6番47号
6	松山中学校	松山千石字新広岡台150番地
7	三本木中学校	三本木字鹿野沢78番地2
8	鹿島台中学校	鹿島台平渡字狸沢50番地
9	岩出山中学校	岩出山字松沢202番地1
10	鳴子中学校	鳴子温泉字町西97番地1
11	田尻中学校	田尻沼部字早稲田15番地

大崎市立幼稚園の園児数の推移

単位:人

施設名称	3歳児					4歳児					5歳児					合計				
	20年度	21年度	22年度	H21 - H20	H22 - H21	20年度	21年度	22年度	H21 - H20	H22 - H21	20年度	21年度	22年度	H21 - H20	H22 - H21	20年度	21年度	22年度	H21 - H20	H22 - H21
にじの子						21	15	12	-6	-3	23	21	15	-2	-6	44	36	27	-8	-9
東大崎						6	13	7	7	-6	12	7	14	-5	7	18	20	21	2	1
ゆめのさと						20	12	12	-8	0	28	22	12	-6	-10	48	34	24	-14	-10
長岡						11	12	15	1	3	15	15	11	0	-4	26	27	26	1	-1
富永						13	12	10	-1	-2	20	17	12	-3	-5	33	29	22	-4	-7
敷玉						13	13	16	0	3	10	14	13	4	-1	23	27	29	4	2
松山						50	45	37	-5	-8	56	55	45	-1	-10	106	100	82	-6	-18
鹿島台第一						34	34	27	0	-7	36	35	36	-1	1	70	69	63	-1	-6
鹿島台第二						9	5	3	-4	-2	11	9	5	-2	-4	20	14	8	-6	-6
鹿島台第三						25	20		-5		34	25		-9		59	45		-14	
鳴子	7	2	4	-5	2	4	7	3	3	-4	5	4	8	-1	4	16	13	15	-3	2
川渡	7	7	7	0	0	13	9	9	-4	0	9	14	9	5	-5	29	30	25	1	-5
田尻	17	16	12	-1	-4	23	17	18	-6	1	25	21	20	-4	-1	65	54	50	-11	-4
大貫	16	17	9	1	-8	20	19	19	-1	0	19	20	20	1	0	55	56	48	1	-8
小計	47	42	32	-5	-10	262	233	188	-29	-25	303	279	220	-24	-34	612	554	440	-58	-69
すまいる	32	20	22	-12	2	29	37	21	8	-16	37	27	37	-10	10	98	84	80	-14	-4
ひまわり	45	47	48	2	1	51	52	46	1	-6	55	54	45	-1	-9	151	153	139	2	-14
なかよし			20					30					19					69		
小計	77	67	90	-10	3	80	89	97	9	-22	92	81	101	-11	1	249	237	288	-12	-18
合計	124	109	122	-15	-7	342	322	285	-20	-47	395	360	321	-35	-33	861	791	728	-70	-87

H22 - H21の小計, 合計の数値は, 各園の比較増減の数値を集計している。年度ごとの小計から算出した数値と異なる。
(旧鹿島台第三幼稚園となかよし園の関係による。)

大崎市立小学校・中学校の児童生徒数推計

	学校名	H22			H23			H24			H25			H26			H27			H28		
		児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別	児童	通常	特別
1	古川一	607	18	3	598	18	3	606	18	3	579	18	3	578	18	3	590	19	3	613	20	3
2	古川二	833	24	3	808	24	3	802	24	3	811	24	3	808	24	3	830	24	3	863	25	3
3	古川三	604	18	2	616	18	2	606	18	2	606	18	2	612	18	2	617	18	2	640	19	2
4	古川四	717	21	3	723	22	3	733	23	3	738	24	3	743	23	3	738	23	3	766	24	3
5	古川五	714	21	3	791	23	3	825	23	3	880	24	3	904	25	3	886	25	3	852	25	3
6	志田	68	6		68	6		64	6		61	6		64	6		57	6		50	5	
7	西古川	112	6	2	110	6	2	109	6	2	113	6	2	114	6	2	106	6	2	108	6	2
8	長岡	195	6	2	190	6	2	187	6	2	182	6	2	175	6	2	172	6	2	161	6	2
9	宮沢	120	6	2	110	6	2	104	6	2	100	6	2	98	6	2	89	6	2	76	6	2
10	東大崎	140	6	2	128	6	2	111	6	2	111	6	2	110	6	2	103	6	2	108	6	2
11	富永	175	6	1	169	6	1	181	6	1	166	6	1	167	7	1	158	7	1	153	6	1
12	清滝	72	6		66	6		62	6		55	6		52	5		47	5		44	4	
13	敷玉	149	6	2	151	6	2	153	6	2	160	6	2	174	7	2	197	8	2	210	8	2
14	高倉	60	6		60	6		62	6		58	6		60	6		62	6		58	6	
15	松山	330	12	3	315	12	3	291	11	3	272	10	3	251	9	3	231	8	3	198	7	3
16	下伊場野	25	3	1	27	3	1	29	4	1	31	4	1	33	4	1	32	4	1	33	3	1
17	三本木	503	17	3	487	16	3	497	17	3	487	16	3	465	14	3	459	14	3	430	13	3
18	鹿島台	566	18	3	557	18	3	548	18	3	533	17	3	510	17	3	486	16	3	474	15	3
19	鹿島台二	78	6	1	71	6	1	58	6	1	55	5	1	51	5	1	42	4	1	38	4	1
20	岩出山	298	12	4	318	12	4	308	12	4	310	12	4	302	12	4	275	12	4	267	11	4
21	西大崎	56	6	1	55	5	1	54	5	1	53	5	1	49	5	1	57	5	1	57	5	1
22	上野目	60	6	1	56	5	1	58	6	1	52	6	1	55	5	1	48	5	1	51	5	1
23	池月	52	6	1	49	4	1	55	4	1	59	5	1	65	5	1	68	6	1	69	6	1
24	真山	36	5		42	4		41	4		50	5		49	5		55	6		57	5	
25	鳴子	85	6	2	82	6	2	75	6	2	73	6	2	71	6	2	68	6	2	66	6	2
26	川渡	121	6	2	119	6	2	127	6	2	121	6	2	130	6	2	127	6	2	122	6	2
27	鬼首	40	5	1	35	4	1	32	3	1	29	3	1	26	3	1	23	3	1	23	3	1
28	中山	14	3		13	3		13	3		12	3		8	2		11	3		10	2	
29	田尻	217	7	2	213	7	2	187	6	2	165	6	2	164	6	2	149	6	2	132	6	2
30	沼部	289	12	2	293	12	2	284	11	2	267	11	2	259	10	2	234	8	2	237	9	2
31	大貫	126	6	1	126	6	1	131	6	1	130	6	1	129	6	1	124	6	1	128	6	1
小学校計		7,462	292	53	7,446	288	53	7,393	288	53	7,319	288	53	7,276	283	53	7,141	283	53	7,094	278	53

	学校名	H22			H23			H24			H25			H26			H27			H28		
		生徒	通常	特別	生徒	通常	特別	生徒	通常	特別	生徒	通常	特別	生徒	通常	特別	生徒	通常	特別	生徒	通常	特別
1	古川中	635	19	1	627	18	2	596	17	2	601	18	2	605	17	2	633	18	3	609	18	3
2	古川東中	548	16	2	567	17	2	590	17	2	594	17	2	613	18	2	596	18	2	576	17	3
3	古川西中	206	6	1	202	6	2	203	7	2	199	6	1	194	6	2	186	6	2	174	6	1
4	古川北中	244	8	1	262	8	2	254	8	3	278	8	3	257	8	2	258	9	1	246	9	
5	古川南中	397	12	2	384	11	3	398	12	3	415	12	2	421	12	2	447	13	3	484	14	4
6	松山中	179	6	2	185	6	3	177	6	3	173	6	2	164	6		160	6		160	6	2
7	三本木中	190	6	1	210	7	1	211	6	2	239	7	3	239	8	3	249	8	2	239	7	1
8	鹿島台中	339	10	3	324	10	2	323	9	2	321	9	3	316	10	3	313	9	3	307	9	1
9	岩出山中	296	9	3	278	9	1	269	9	2	250	8	2	232	6	3	243	7	4	241	8	3
10	鳴子中	167	6	2	150	6	2	133	5	2	130	5	2	124	5	1	129	6		118	4	
11	田尻中	355	10	1	334	10	2	321	10	2	322	10	2	323	9	2	313	9	2	295	9	2
中学校計		3,556	108	19	3,523	108	23	3,475	106	24	3,522	106	24	3,488	105	22	3,527	109	21	3,449	107	17

H22については、平成22年5月1日時点の数値

H23以降の通常学級数については、小学1年生、2年生、中学1年生は35人学級、それ以外は40人学級で試算

大崎市立小学校・中学校学級数（平成22年5月1日現在）

【小学校】

学級数

【中学校】

				28	
				27	
				26	
				25	
			古二小(833)	24	
				23	
				22	
		古五小(714)	古四小(717)	21	
				20	
				19	古川中(635)
	古一小(607)	鹿島台小(566)	古三小(604)	18	
			三本木小(503)	17	
				16	古川東中(548)
				15	
				14	
				13	
	沼部小(289)	岩出山小(298)	松山小(330)	12	古川南中(397)
				11	
				10	田尻中(355) 鹿島台中(339)
				9	岩出山中(296)
				8	古川北中(244)
			田尻小(217)	7	
宮沢小(120)	長岡小(195)	西古川小(112)	志田小(68)		古川西中(206) 松山中(179) 三本木中(190) 鳴子中(167)
敷玉小(149)	清滝小(72)	富永小(175)	東大崎小(140)	6	
上野目小(60)	西大崎小(56)	鹿島台二小(78)	高倉小(60)		
川渡小(121)	鳴子小(85)	大貫小(126)	池月小(52)		
		真山小(36)	鬼首小(40)	5	
				4	
		下伊場野小(25)	中山小(14)	3	
				2	
				1	

特別支援学級とその在籍児童数を除く

	標準学級数を超える小中学校
	標準学級数の小中学校
	国・県で示す標準学級数（小学校12学級，中学校9学級）未満の小中学校
	複式学級のある小学校

大崎市立小学校・中学校学級数（平成28年5月1日推計）

【小学校】

学級数

【中学校】

				28				
				27				
				26				
	古二小(863)	古五小(852)		25				
		古四小(766)		24				
				23				
				22				
				21				
		古一小(613)		20				
		古三小(640)		19				
				18	古川中(609)			
				17	古川東中(576)			
				16				
		鹿島台小(474)		15				
				14	古川南中(484)			
		三本木小(430)		13				
				12				
		岩出山小(267)		11				
				10				
		沼部小(237)		9	田尻中(295)	鹿島台中(307)	古川北中(246)	
		敷玉小(210)		8	岩出山中(241)			
		松山小(198)		7	三本木中(239)			
西古川小(108)	東大崎小(108)	宮沢小(76)	長岡小(161)		古川西中(174)	松山中(160)		
池月小(69)	高倉小(58)	富永小(153)	田尻小(132)	6				
	川渡小(122)	鳴子小(66)	大貫小(128)					
上野目小(51)	真山小(57)	志田小(50)	西大崎小(57)	5				
		鹿島台二小(38)	清滝小(44)	4	鳴子中(118)			
		鬼首小(23)	下伊場野小(33)	3				
			中山小(10)	2				
				1				

特別支援学級とその在籍児童数を除く

	標準学級数を超える小中学校
	標準学級数の小中学校
	国・県で示す標準学級数（小学校12学級，中学校9学級）未満の小中学校
	複式学級のある小学校